

14
257

別書誌
合2冊



始



14-257



1200701598012

Handwritten signature

文學士
師士

高田早苗
講述



英國憲法
完

發行所
東京專門學校

英國憲法目次

第一章 總論 一

第二章 立法行政二權の關係及び王室 一八

第三章 國會の集會 三五

第四章 庶民院議員たるの資格 五六

第五章 庶民院議員の選舉人 六八

第六章 庶民院議員選舉の方法 八四

第七章 庶民院の特權 九九

第八章 貴族院を論ず 一二九

第九章 立法の手續を叙す 一五三

第十章 國會に於ける王室 一八一

第十一章 國會の司法權 一九二

英國憲法目次完

英國憲法

文學士 高田早苗 講義

政治科 得業生 山澤俊夫 編輯

英國憲法は高田先生學年の先講義に係る者なるか新に同先生の校閲を経て本講義錄に掲載せり讀者乞ふ諒之

第一章 總論



學生諸君 今諸君に對して英國憲法の講義を爲すに當り第一に訴へ置くを要するとは之を明瞭に講說することの困難是れなり學士ダイシー其著書の中に述べて曰く英國憲法を研究する者の身を取りて其曖昧模糊なることは却て味ひあるべしと雖も必し西、白耳義若くは合衆國の如き成典の憲法を有するの幸福を得たる國の學者を羨むべき道理は必ずや之れあるべし是等の國の憲法の個條は印刷したる公文の中に存し各人民之を知り字を知る者皆之を研究するを得るなり彼の不成典憲法の利益あることは措て問はず其個條を説明するの任に當れる講

師は其不成典なるヲ爲めに特別の困難を感せざるを得ず云々と英國憲法を講説するの困難は實に學士の説の如し若し余にして米國の憲法を講するの任に當らんか其困苦は英國の憲法を講するよりも遙に少なかるへし米國の憲法を講説せんと欲せば文法の規則と米國法律の智識と米國の歴史及び判決例等を以て指南とせば足れり彼のストリー若くはケントの如き有名なる憲法學者か米國憲法を講説するに當りても亦是等と指南と爲せるに過ぎず之に反して英國の憲法は恰も八幡不知の如し殊に明文と實際との差違の如きは人をして五里霧中に彷徨せしむるに足るものあらん人若しブラックストンと繙きて英國憲法に通したりと爲し英國憲法實際の働を見れば忽にして自家の満足を毀ふへし若しスチャープンの註釋を讀みて英國憲法の實際と比照せんか疑團忽にして起るへきなり然れとも英國憲法は是非に講究せざるへからず他の憲法に先達ちて研究するの必要あり何となれば英國の憲法は他國の憲法の標準なればなり先祖なればなり憲法學者の金科玉條として貴重するものなればなり諸君か他日日本の憲法を研究するの準備としても亦今日勤めて之を講究し置かざるへからず此頃英國憲法に關

する二三の名著述英國に於て出版されたり而して其中アンソンの著せる憲法の法律及び習慣ダイシー氏の憲法の法律等の書り最も参考に適せり其他トッドバデオット、ヒアン、アモスを始めとし數多の參考書幸にして本校に備へあれば是等の助けに由りて成るべく明晰なる講説をなさんと欲す然れども諸君も亦講説の困難を察し疑ひしきことは幾度も之を質して余として良結果を得さしめ隨て諸君が英國憲法に關する明瞭なる概念を得られんことを希望せずんばあらず扱て英國憲法を論するに先達ち先づ定むべきは憲法と云ふものは如何なるものなるかと云ふの問題あり此問題を定むるに有名なる法理學の著者ホルランドの所説に従ふを穩當なりとすホルランドの法律を大別して三種と爲せり而して其三種の中第一と第二は眞に法律と云ふ名を下ざし得るものにして第三は法律と云ふよりも寧ろ道德と云ふを適當とするなり總て法律と云ふものは人の權利を定むるものなるが其權利を定むるに付て人民と人民との間の權利を定むるものと政府と人民との間の權利と定むるものと國と國との間の權利を定むるものと三種に別つを得第一人民と人民との間の權利を定むる法律を總稱して私法

(Private Law) と云ひ第二政府と人民との間の権利を定むる法律を公法 (Public Law) と云ひ國と國との間の権利を定むる法律を國際法 (International Law) と云ふ此三種の法律の中にて第一即ち私法の主權者權利者義務者なるものか別々に成立せり即ち私法の場合に於ては別に主權者なるもの存在して權利者の權利を衛り義務者をして義務を盡さしむるあり第二の公法も亦第一の如く主權者權利者義務者の三種ありと雖も此の場合に於ては主權者が權利者若くは義務者を兼帶せり何となれば公法は前陳の通り政府と人民との間に權利義務を定むるものなれば權利者義務者の中何れか一方は政府にして政府は即ち主權者でもあればなり第三の國際法に至ては權利者義務者ありて主權者は之れあらず仮令ば日本が權利者にして英國が義務者なるとき英國をして其義務を盡さしめ日本の權利を衛る處のものありざるなり若し之を爲すの主權者ある時は曾て政体論に於て論したる如く其主權者の屬國なりと云ふへし然れば則ち私法には主權者權利者義務者の三種各別も存するも公法には主務者權利者義務者の三種各別ならず國際法よては管見權利者義務者の二種あるなり而して私法には必ず制裁之に伴へども公法

には伴ふこともあり或は伴はざるまともあるへし國際法に至ては主權者なきを以て決して制裁は行はれず是を以て制裁の有無より區別すれば國際法は制裁全く之れなきを以て法律と云ふへからむして徳義と云ふて可なり公法の半は法律半は徳義と云ふへし而して私法は純然たる法律と云ふへし以上論する處に於て法律の三大區別は明瞭なりと信するなり

法律と云ふ名の下に三種あり然れば憲法は此三種中何れの處に含著さるゝかと云ふに憲法は則ち政府と人民との間の權利義務を定むるものなれば公法の部類なり又刑法の如きも人を殺す者を罰するは國の權利を犯すものありとて公法に屬する其他行政法治罪法も亦公法とす然れとも是は英吉利の區別なり日耳曼流の如きは刑法を以て私法と爲せり

進みて憲法の定義を下さんに憲法の定義には種々の説あり英國の有名なる憲法學者ダイヤーは曰く憲法の一國に於ける主權の分配及び其使用に直接又の間接に關係ある諸般の條規なりとホルランドは曰く憲法の主要の職務は一國政治の中心力の所存を表明する事是れなりとホルランドの先輩なるオースチンの説に

由れば主權を掌握する所の者の性質を定むる人定道德及び人定法の混合物を憲法と云ふ又共和政体の場合に於ては主權者の体を組織する議員か如何に其權力を分有するを定むと云へり又ハヂオットの曰く國の政權を司る人其相互の關係法律を制定する方法及び之を執行する方法并に國民は虐政に對して如何ある防禦の道を有するかを定むる所の諸般の制度習慣を憲法と云ふと種々の學者皆な其説を異にせり

今や順序に従ひダイシーの説より批評せんに此説に由れり憲法と云ふもの主權か如何様に分れ居るか主權を實行する場合に於て種々の規則あるか其は如何なるものあるかを定むるを憲法なりと云ふに在り主權の所在主權の分配の如き實に憲法中に在るものなりと雖ども其外に尙ほ憲法中に含まるべきものなきにあらず此外に含まるべきものは如何なるものかと云へり即ち政府の虐政に對する防禦の道なり此もの果して其定義中に含まるべきや否や甚だ疑ひなき能はず併しなからダイシーの考へにては直接又は間接に關係ある云々の言葉の中に之と含蓄するの積りなるか知らされとも兎に角明瞭を欠くものと云はるへから

す但し條規の字を用ひて法律の字を用ひざるは其當を得たりと云ふへし何となれば條規と云ふの字を用ふるときは法律并に道德を含蓄することを得へければなりホルランドの一國政治の中心力の所在を表明する事と云へるは簡単に云ひ得たりと雖ども不完全の謗りを免れず常に中心を定めたるのみにては如何ある政体なりと云ふに過ぎず憲法なるものは決して如何なる政体なりと云ふを定むるに止まらず故に此の定義は簡單なるに拘らず不完全なりと云はるへからずオースチンも亦ホルランドと大同小異なり只其異なる處は憲法には法律の外に道德と云ふものありと云ふの一点なり而して其共和政体云々は要するに蛇足たりと免れず而してハヂオットの説は憲法の正に關係すべき丈けの事柄を包含するものにして先づ完全に近しと云ふへし之を要するに憲法なるものは主權の所在を定めて以て其國の政体を明らし次に主權を組成する各部分の性質作用及び其相互の關係を定め且つ政府と被治者との關係を定むる處のものなりホルランド、オースチン等の云へるか如く單に主權の所在を定むるのみにては之を盡したりと云ふへからず憲法なるもの決して此の如き狹隘なるものにはあらず

あり

以上講ずる處に於て憲法なるもの法律中如何なる地位を保つものなるを論し次て憲法の定義の如何なるかを究められは順序として此次は述ふべきは憲法には如何なる種類あるかと云ふとなり憲法に二種あり成文憲法 (Written Constitution) 不成文憲法 (Unwritten Constitution) 是れなり然れども成文、不成文の語は其當を得されは之を成典憲法 (Codified Constitution) 不成典憲法 (Uncodified Constitution) とするを可とす如何となれば所謂不成文の憲法を有する國にても盡く不文の者のみにあらずして一部分は成文となれるあり例へは英國の憲法の如きは不成文なると雖ども其一部分即ち王位繼承例の如き或は權利法典の如き或は人身保護律の如きを始めとして種々の成文の法律あり又成文憲法の國にても不成文の習慣は毫末なしと云ふへからず故に書き付けて有る無しと云ふことにて其區別を爲し難し依て之を代へて成典不成典とすれば其區別立たざるにあらず即ち英國の憲法の如き一部分は成文なれとも一の法典の中に纏めあらされは成典憲法とは云ふへからず北米合衆國の憲法は一二の習慣に依るものありと雖ども一の法典中に纏め

りあるを以て之を成典憲法と云ふて可なり

右よて憲法の種類も論し終りたり次きは總論中に入るべきは即ち英國憲法は如何にして出來たるか且つ如何なる特質を有するかと云ふことなり

英國憲法は如何にして出來たるかを研究するは甚だ容易にあらずドクトル、スタブ氏は曰く現在の根據は深く過去に蟠る (The roots of the Present lie deep in the Past) 英國の憲法か如何にして出來たるかを知らんとするには英國憲法の沿革を取調へざるへからず即ち英國の憲法史を研究せざるへからず然れども憲法史は一大科目なれば次學年に於て特に之を講義することゝなり居れり元來此英國憲法を研究する前に於て憲法史の大要なりとも研究し置くか宜しけれとも重複になり時間を費す等の恐れあるか爲に茲にては之を講せざることゝ爲したり依て直に英國憲法特質の講究に遷るへし此特質の在る所を明にせされは後に至て大に誤ることあり若くは混雜することあるへし抑も英國の憲法は何人か作りたりとて其人を指し示すへからず多くの星霜を経るの間に不知不識發達したるものなり其發達も人工を加へて改造したるにあらず常に修繕を爲しつゝ發達したるなり例

へり茲に家あり此家は先祖傳來の家なり然るに漸次家族の人数と増し家内の暮し方更りたるに付き改築は爲さざれとも其間取造作等を直したり今日に於ても其家の大体は變らざれとも代々の主人か度々修繕したれば其家の内は大昔と趣を異せり曾て佛國のトッセル氏は英國の憲法は成立たす (The English Constitution does not exist) と云へり漸次變更するを以て成立たさるか如くなれども其變更は家の内を修繕したるにて大体の異なることなし即ち種々の修繕の爲め大体の家は少しく曲りたれとも間取等大に便利となり居れば今は他所に轉宅も爲し兼ねると云ふ如き有様なり

英國の憲法は理論と實際と相異なる點多し是を以て吾人か之を研究するにも實際に注意して明文に欺かれざらんことを要す今一二の例を挙げん先づ立法の事より云はんに明文に由れり英國の立法は國會に於ける王室 (The Crown in Parliament) これを爲すと云へり之を解釋すれば女王か貴族と庶民を召集して立法を爲す即ち女王と云ふものか立法の主任者にて貴族庶民に相談し其承諾を得て法律を作る次第なり然れとも實際を云へば女王貴族庶民の中にて最も立法に權力あるは

庶民なり總て財政の事に關する議案の如きは庶民か發議の權と持ち又監督の權と持つ又他の立法に關しても最も勢力あるものは庶民なり王室は如何と云ふにヘンリー六世の時以來自ら主として法律を制定するの權を失ひ貴族庶民か制定したるものを可否するの權力だけを有せり女王アンの時即ち今を距る百七十年以前よりして可否も尙爲さず庶民院を通過し貴族院を通過したるものは無論之を認可することゝなれり又行政の方を觀ても明文と實際との相違は甚た著し行政の會議に於ての王室 (The Crown Council) これを爲すと云へり之は女王か行政會議に列する處の大臣を召して之に顧問して政治を爲すと云ふこととなり然るに實際を云へば女王か自ら行政の事に干渉すると云ふことはあらずして所謂君主無任責大臣責任と云ふ事行政の上に行はれ政治は總て總理大臣責を帯ふることゝなれり又行政の局に當る諸大臣の如きも明文にて云へば女王々之を命して女王の欲する時のみ在职せしむることなれとも實際より云へり儀式上は女王の任命すること勿論なれとも間接には國會の多數か撰出したるなり又明文の上にて云へば諸大臣は國會議員を兼ねざるも可なりと雖ども實際は之を兼ね又兼ねざるへ

からざることをなり居れり

此の如く明文と實際とは著しき相違あり何故に斯る著しき相違を生したるか云ふに憲法の自然に發達したるか爲めなり委しく云へば此の如く明文と實際との差を生したる原因に二種あり第一は英國の憲法が所謂不成典憲法なるか故なり尤も明文と實際との相違を生するに必ずしも不成典憲法を有せる國のみに限らず北米合衆國の如く成典憲法の國にても今日に於ては此相違甚しきものあり其例を舉げり大統領選挙の如きは其一なりと云ふへし北米合衆國の大統領選挙は複選挙なり即ち各州の人民が大統領選挙者を選挙し此選挙者をして更又大統領を選挙せしむるの法なり彼のアレキサンデル・ハミルトンを始めとして當時米國憲法を制定したる人々の考へには人民をして直接に大統領を選挙せしめたり或は其當を得ざるの恐れあらん之を復選にして優れたる眼にて撰定せしむるに若かすと思へり即ち大統領選挙者をして獨立の判断を爲さしむるの精神なりしに相違なし然るに今日の實際の有様は余はハリヅンを撰ぶへし或は余ハッリッランドを擧ぐへしと之を明言せされど人民の其人を大統領選挙者と爲さず此

有様に由て見るときは今日の大統領選挙者は人民が大統領を指名する爲めの使者たるに外ならず決して獨立の判断を爲す者にあらざるなり是れ今日の大統領選挙者の地位と憲法制定者の意とは大に懸隔あるにあらすや右の如く成典憲法の國にても明文と實際との差を生することは多少之れある道理なれとも不成典憲法の國にては明瞭なる成典なるもの前になき爲めに其差を生することの一層甚しきは許さるへからざることなるへし其第二の原因は如何と云ふに英國に於ては國會に於ける王室が主権者なり即ち英國にては國會が最上權を握ると云ふ處よりして特に明文と實際との差を生し易しと考へるなり成典の行はるゝ米國の如きは憲法其物が最上のものと云ふて可なり故にこれに齟齬したる立法は容易に爲すを得ず是を以て其明文と實際と異るとなしと雖も之に反して英國の如く國會に無上の權力あり且つ傍に標準とすへき成典なき國にては或は殊更に或は不知不識の間に其差違を生することありと云ふへし然れば英國憲法の明文と實際と相異を生するは勢の免れざる處なりと謂はざる可らず

以上述ふる處に於て英國の憲法中に明文と實際との間に相違あるは何故なるか

と云ふことを講究し畢りたれば之に次て英國憲法の中には *laws* 即ち法律と稱すへきものと *Convention* 即ち道德若くは假定と名くへきものとの區別あると云ふダイシーの説を述ふへし此説は一種特別にて他の憲法學者か未だ曾て唱道せざる處なれば參考の爲め之を講述し置くこと甚だ必要あり氏の説に由れば英國の憲法の事項を總稱して條規と云ひ此條規を法律及び道德の二種と別てり扱氏の所謂法律と稱するものの中には國會の議決したる處の法律も亦習慣も口碑も判事の判決に由りて定りたる原則も皆其中と含蓋せり而して此諸種の中にて英國の法廷か見認むる處のものを憲法中の法律と稱し扱て又氏の所謂道德と稱するものの中には法律の如く種々雜多のものか籠り居り且つ實際に於て大に効力あるものなるか只英國の法廷か之れを見認めざるものと凡て道德といふなり乃ちダイシーの區別する處は其物の法律なると習慣なるとを問はず成文と不文とに論なく英國の法廷か見認むる處の條規を法律と云ひ見認めざる處の條規を道德と云ふに在り然れば今暫らくダイシーの區別する所に從ひ英國憲法の條規の中に於て如何なるものか法律と稱すへきものかと云ふに第一に王の惡を爲し能はず

The King can do no wrong と云ふ憲法上の原則の如き則ち法律に属す此事に二様の意味あり一は即ち王は如何なる事を爲しても責任を有せず又法律上之れをして責任を負はしむるの方法はなしと云ふことなり仮令は女王かグラッドストーンを惡みて其首を切りたりとするも法律上之を如何ともする能はず又他の一の意味は如何なる人も王の命令に由りて事を爲したりと云ふ爲めに自ら罪を免るゝ能はずと云ふことも含蓋せり此事は法廷の見認むる處なればダイシーの所謂法律に入ること明なり第二に王の爲せる各の働きに付て大臣は必ず責任を有せざるへからすと云ふ原則も法律の中に入る則ち此原則は大臣責任と云ふ原則にて或國に於ては憲法中に其事を掲げり英國は於ては此事の明文なしと雖とも法廷の見認むる處なれば法律に属す又第三に人身自由の權利集會の權利等を始として英國人民より有する處の種々の權利は憲法の法律の部類に属すへきものなり然れば憲法の道德即ちコンヴェンションに属すへきものは如何と云ふに王は國會二院の議決したる議案を不認可すること無しと云ふか如き貴族院は財産に關する議案を庶民院に先きたちて議する能はずと云ふか如き貴族院か控訴の法廷たる

職務を盡すに當てり法律貴族上院に於て特は法律家と一代貴族に任し司法の事に當らしむるありの外判決に參ること能はずと云ふか如き庶民院の信用を失ひたる内閣は辭職せざるへからすと云ふか如き數回の讀會を經ざるにあらざれば議案の庶民院を通過する能はずと云ふか如き皆道德に屬するなり是等のものは英國憲法中最も重要なものにて實際に於て非常に効力あるに拘はらず法廷の見認めざる所なきを以てダイシーの説は從へば之を道德の部類に入れざるを得ず

右述べたる處に依て法律と道德との區別は畧々分りたりと信するあり但し此區別あるを爲に法律なるか故に肝要なり道德なるか故に不必要なりと云ふを得ず只英國の法廷か見認むると見認めざるに由て區別したるに過ぎざるなり又此區別を以て成文不文の區別と混すへからず或は法律と云へば成文の如く道德と云へば不成文の如く思はるれとも法律中にも成文不文あり道德中にも成文不文あり仮令は所謂法律なるもの、中に於て權利法典の如き王位繼承例の如き人身保護律の如き皆な成文なれとも之と殆んど肝要なること同一にして不成文の法律甚だ多し又道德は盡く不文なるか如くなれども彼の國會の議事手續の如き成文なるに拘はらず法廷の見認めざるを爲に道德と稱せざるを得ざるものあり是を以て此ダイシーの法律及び道德と云ふ區別は成文の區別とは異なるものなりと云ふことを記憶せざるへからず

第二章 立法行政二權の關係及び王室

オースチン氏其法理學中に論じて曰く世間或は國會は立法上の主權を有し行政上の主權は王にのみ屬せりと唱道するものあれども是れ不合理の説たるを免れず若し國會にして主權者なるからは主權の國會若くは其一部に屬せざるへからずと蓋し氏の説に依れば國會の英國の主權者なり主權は立法及び行政の二部に分つべき理由なし王の只國會の主權を代理せるものに過ぎすと云ふに在り思ふに氏か此説を爲す所以のものか今日英國の實際に於ては總て國會の最上の權力を有し王は實際に殆んど勢力なく王の下にある内閣も間接に國會の撰出する處たるに外ならざるか故ならん然れども只此理由のこゝよりて主權は行政と立法とに分擔するを得すと云ふを得へからず又王は國會の主權を代表するものなりとは云ひ難し若し此の如く解釋するを得へしとせば歴史上の事實と反するは勿論今日實際の有様とも乖離するに至るへし今歴史上より之を觀察せんに今日國會の握る處の權力及び行政部の有する處の權力は皆王より發生せしものなるを見るノルマン王統の時代に當りて王はカウンシル即ち行政會議に顧問して自ら

政を行ひ又自ら法律を立てたり然るに政府の財政困難なるか爲め頻りに庶民に向つて供給を促し庶民は其報酬として種々の權利を得遂に今日の如き大權を掌握するに至りたり又行政の範圍も於ても世の進むに従ひ行政事務繁雜となり従て王親ら之に當るを得ず又王の會議を組織せる貴族豪族相互に軋轢を逞ふるより遂に今日の如き行政大臣なるもの現はれ其大臣専ら政を行ふに至れるなり斯くして行政及び立法は一時互に頽頹する勢ひなりしが數百年の經驗よりして二者相交るの便利を發見し遂に行政大臣は國會議員を兼ね隨て立法行政の親密を見るに至れり然れども二者決して混合せしむるにあらす今日の行政部は事毎に國會の命を受けて事を爲すにあらす若し行政部に於て全く立法部に附屬するものならば行政部は立法部の命せること若くは立法部より獨立したる事業は一切之を爲すを得ざる理なれども事實決して此の如きにあらざるか故に英國憲法に於て立法行政主權を分轄するといふ方穩當なるへし

前述の如く英國の王室は嘗て立法行政の大權を掌握したる主權者なり然るに其後此權力大臣及び國會の二者に移りしか今日に於ても王室は名義上行政の局

當り又名義上立法を爲す處のものなるか故に今英國憲法を講し英國の立法及び行政の事項を論するに先達ち王室の事を畧叙せざるへからず英國の王室は殆んど萬世一系と稱すべきものなり今日の女王ヴィクトリアは昔ブリットン人種を征服しウエッセックスに移住したる迦孫人種の酋長サルヂックの子孫なり英國の王統は古より屢々更迭し第一の王統は迦孫王統にしてダニッシュ王統之に代り再ひ迦孫王統に復しノルマン王統之に代り次てフランタジエット王統となりフランタジエット王統分れてヨーク、ランカストルの二派となり二派合してチユードル王統となりスタユワルト王統之に代りて起り又之に代りてハノバル王統起りたりと雖ども其間ダニッシュ王統の諸王と迦孫王統の末に君臨したるハロルド王及びノルマン王統初代の四王の外は皆サルヂックの血統にあらざるのなきなり扱て英國今日の王統即ちハノバル王統の如何にして英國の王位を繼ぐに至りしかを考ふるにウヰリヤム三世の十二年に定めたる王位繼承例の爲めなり千六百八十八年の名譽革命後英國は耶蘇舊教の王に懲りたり然るにウヰリヤム三世の皇后メリーは子なくして死しウヰリヤム其後妻を娶らすメリーの妹ア

ンも亦子なきを以て遂に國會は曾て耶蘇新教を奉るもの、王位を繼承せんことを希望して議決したる王位繼承例によりハノバル司撰公ジョージを迎立せりと王位繼承例のゼームス一世の孫女にしてハノバルの司撰女公ソフアヤ及其子孫王位を繼承すべき事を定め(新教を奉る者に限り)且つ將來英王たるべきもの法律を以て定めたる英國々教に加入せざるべからせと定めたるものなり此法律あるが故に女王アン崩トたる後ソフアヤの子ジョージ英國に來りハノバル王統の基を開くに至れり

英國の王位繼承法は長子相傳の法なり即ち君主が崩れる時は其長子相續す若し長子先達て死するときは其長子の長子が直に祖父の跡を繼ぐ而して本系の中に男子と女子とある時は男子が女子に先達て相續する事は勿論なれども若し本系の中に男子なきときは女子が王位を繼承するを得殊更に支流に男子と求むるが如きことを爲さず英國の憲法學者中に英國の王位の性質に付て一種の説を爲すものあり即ち彼のタズウェルラングミードの如きは其著したる憲法史の中に王位繼承に關する一章を載て英國の王は古より今に至るまで盡く民撰なりと云ふ

まじを主張せり即ち其説に従へば古は王位空虚となれる毎に必き撰擧の式を行ひしものなるが其後王の代る毎に撰擧の式を行ふとを止めて王統の代る毎に撰擧となりしと今ラングミードの擧ぐる處の例証に就て見るときは其云ふ處一理なきにしもあらずれども古より今に至るまで民撰の主義が始終行はれたり云ふは同意し難きの説と云へざるを得き遠き古にありては即ち迦孫人種が未だ英國に渡來せし彼の日耳曼の深林に住せし當時に於ては其王なるもの多民撰なりしとは明なる事實又英國に渡來したる後即ち迦孫王統の時代に於ても彼のウテナゲモット(智者の集會)が王を撰擧したるとは又争ふべからざる處然れども當時と雖も何人に限らざるを王とする云ふとは實際に於てあらずなり古より王を出すの家は一定せり又事故あるにあらざれば先王の長子を撰擧すると云ふとが通例に只當時は尙武の時代なるが故に若し先王崩して其長子幼弱なるか若くは多病なるか若くは瘋癲白痴等の場合には其人を撰で王となさせして其王族中の年長にして賢明なるものを撰びし場合あり右の如く遠き古に於ては英國の王は殆んど民撰と云ふを得たりと雖もノルマン王統と共に封建制度

英國に入りて以來は此民撰の主義は殆んど消滅して跡なきか如くなれり尤もノルマン王統の後と雖も國大に亂れて王統一變するか如き場合には國會か其撰立に干與したるとなきにあらざれども國會か獨立の判斷を爲して王統を定めたりと云ふか如きは殆んど之れ無しと云ふへし要するに兵力を以て勝を制したる者其名を正ふるか爲めに國會の承認を得たるに過ぎず乍去今の英國の王統即ちハノバル王統なるものは國會か獨立の判斷を以て定めたる民撰の王統なりと云ふも不可なき如し即ち前にも述べたるか如く今のハノバル王統なるものは國會か議決したる王位繼承例よりて英國に君臨するものたるに外ならず言を換て之を言へば國會か王位繼承例なるものを議決してハノバルの司撰女公ソフハヤ及び其子孫の耶蘇新教を奉るか故に迎て英國に君臨せしむへしと定めたるなり以上述る處に由て之を見れば英國の王なるものはラングミードか云へる如く古より今に至るまで始終民撰なりといふに難しと雖も他國の王と異なりて多く民撰の性質を有し居るとは明なりと云へざるを得ず英國の王其職務に堪へざるか如き病に罹るときは攝政を置いて政を執らしむると

あり彼のジョージ三世瘋癲となりて政を執る能はざるに際し太子ジョージ攝政となれるか如きは則ち一例に王未丁年なる場合に當ても攝政を置くことあり未丁年とは十八歳以下なる時を云ふ王未丁年にして攝政を置く時は其親たる人若くは其近親を撰ふと常とす王未丁年なる時に當り攝政を置くの通例として疾病に罹りたる時攝政を置くを通例と云ふへからず蓋し王疾病に罹るも殆んど不治なるへしと云ふ見込ありて誠に止むを得ざるの場合もあらずんば攝政を置くことなきも未丁年なるときは必を攝政を置けはなり攝政を置くの必要時として起るか爲めに英國の國會は曾て攝政條例 Regency act. なるものを議決せり此法例は攝政專横を極めて君主の不利を計り若くは憲法を危くするか如きことならんか爲め設けたるものなり

前に述べたるか如く英國に於ては女王が位に即くことあり若し女王が位に即きたる場合に當て其女王の配偶たるべき人の如何なる地位を有するものなるか憲法の上より之を見るときに如何なる人なるかと云ふとを次に説くを要す英國にて女王が即位したるは女王メリーを以て始とす其次は女王エリザベス其次は

女王アンナなり其次は今の英國の君主たるヴィクトリア女王の扱第一の女王たりしメリーの時に當て配偶のとは如何なりしかと考ふるに此女王メリーなる人は西班牙の王ヒリッパ二世と云ふ人に配偶せり然れども之が爲にヒリッパ二世が英王の位を兼ねし次第にはあらずメリーヒリッパに配してヒリッパは一時倫敦に來りメリーと同棲したるに拘らず之れが爲めにヒリッパは英國の政事に毫も關係を有したるとなし否關係を有せんとしても能はざりし即ち英國の女王と西班牙の王と同じく頑愚なる舊教信者にて同氣相求めて夫婦となるに關らず英國は英國西班牙は西班牙にて二國之が爲に連合するか如きことは固よりなく一政府の下に立つか如きことも亦決して之なかりき扱次の女王即ちエリザベスの場合は如何と考ふるにエリザベスは未通女王 (The virgin queen of England) と歴史に稱せられたる如く生涯配偶を持ちしとなし彼のレイスター侯エッセックス侯の如き女王が特に愛顧したる人はあれども配偶と稱すべき人は曾て持しとなし故にエリザベスの時に當て配偶のとに付き別に先例とすべきとはなければも次の女王即ち女王アンナは配偶ありし此女王の配偶は丁抹の皇子ジョージと云へる人な

りしか此人は稍を痴鈍なる人にて毫も實際の政治に干係したるとなかりしを以て別段女王の配偶に關する問題も憲法上に發生するとおかりし女王の配偶に關する憲法上の問題の起りたるは今上ヴィクトリヤ女王の配偶アルバート公を以て始とす蓋し配偶公即ち(Prince consort)の名か屢々現はるゝに至りたるは實に此人より始まりしと云ふへしヴィクトリヤ女王の夫今の皇太子の父なる處のアルバート公は彼のアンの夫なりしジョージ侯の如き痴鈍の人ならずして頗る英邁の資を備へたるに由り若し此人か不道理なる大望を抱きて政治の事に干渉し英王とならんとするか如きとを企つるときは一大事件を惹起すに至りしかも知れされど此人能く分を守り自分の地位を知りて爲すへきことを爲し爲すへからざるを爲さず將來の配偶公たるへき人の模範となりし人なり此配偶公なるものか憲法上如何なる地位に立つへきものなるかと云ふとを知らんと欲すれば此アルバート公の行爲に徴すれば分明なり嘗に行爲に徴するのみならずアルバート公か著したる書の中に其地位の明瞭なる解釋を與へたるか故に之に由りて見れば彌々分明なるを得へし故に今其一節を茲に引用して参考に供せんと思ふ之其

言に曰く女君主の配偶顧問及助手たるへき者の地位は一種特別にして頗る困難なる地位なり抑も女君主なるものは王に比較して不利益なること許多ありと雖ども若し女君主にして配偶を得而して其夫たるべきもの己れの義務を理解し己れの義務を盡す時には其地位却て利益なることあり而して畢竟男君主の地位よりも却て鞏固なるか如きことなしとせず然れども若し之を爲さんとならば夫たるべき人其妻の身分の中に己れの身分を沈むるの覺悟あるを要し決して自ら權力を求めざるを要し總て着實を旨とし公けに對して特別の責任を負はざるを要す即ち夫たるべき人は己れの地位を女君主の地位の一部と爲さざるべからず女君主婦人なるか爲めに王たる職務を行ふに當り空隙少なからざるを以て之を充たすの用意なかるべからず國際上の事政治上の事社交上の事一身上の事とを問はず女君主の前に提出さるべき種々雜多なる問題に付て何時たりとも女君主を助け之をして公務を處理せしめざるべからず蓋し女君主の配偶たるべきものは其家族の長其家内の監督其私事の理事者政治上の顧問政府の大臣と應對する時の助手なるのみならず女王の夫皇子の師君主の秘書官及び其恒久の大臣たるか

如きものなりと有掲けたる處に由りて之を見るも女王の配偶なる地位の困難なるは推量せられ得べし之を要するに英國に於ては女王の配偶は王にあらざ表面より云へば毫末の關係を政治上に於て有せざるものにして若し關係する場合に於てはアルバート公の場合に於けるが如く女王の秘書官となり其資格を以て公文を讀むの權を得樞密院議官の職を帯びて女王と大臣と應對を爲すの際に女王を助くるが如きに止まるべし一言以て之を掩へば女王の配偶は女王の顧問官たるを得るに過ぎず然れども女王の一家より之を云へば女王の配偶は女王の夫君にして其家の長たること論を待たざるなり思ふに他の國に於ては特に我邦の古代に於ては女王をして配偶を得せしめず夫れが爲に種々の弊害を生じたること尠なからず之を思ふときは英國に於て女王配偶の地位を定め女子位に即くも之をして自由に配偶を得せしむること至當と云ふべし

次に講究すべき問題は英國の君主は全く無勢力なるかと云ふとと又全く無功能なるかと云ふことなり第一に英國の君主は無勢力なるや否やを究めんに一見したる處より之を考ふれば殆んど毫末の勢力もなきが如し表面より之を云ふとき

は君主は貴族及び庶民と共に立法に従事し諸大臣と共に行政に従事するか故に勢力なしと云ふを得されども實に於ては然らざるか如くなり表面より云ふときは君主は貴族と庶民とに顧問して立法を爲し諸大臣に顧問して行政を爲し殆んど一身以て行政立法の主任たるか如くなれども實際より見るときは彼の (Royal Impersonality) なる主義行はれて自ら行政を爲すことなく細大を問はず大臣の手を経さるゝからさることゝなれり又立法の事に於ても庶民及び貴族が議決したる事 (Veto) の權を以て拒絶するか如き事は女王アンの時より以來曾てなき事なり去りながら君主行政を自らにせず貴族庶民の議決を拒絶せざるか故に行政立法に於て毫末の權力なしとは云ふを得ず君主は英國の政治に毫も關係なきものなりとは斷言する能はず英國に於てはロヤルインパソナリチの主義行はれて行政は總て大臣の手を経ると雖も而も君主は大臣の評議を経て其前に提出したる問題に付き意見を述べ大臣をして之を修正せしめ若くは再考せしむるか如きことはあり蓋し事の小さな場合に於ては大臣君主の認可を経ずして事を處置する事あれども重要な事件に付ては必ず君主の認可を経るを要す若し重要な

事件を君主の認可を経ずして實行するか如きことあるときは大臣之か爲めに辭職するを要することあり假令は千八百年に大宰相ピットは舊教徒に關する問題に付て王の認可を乞はざりしか爲め職を辭し又千八百五十一年にロイド、バルマルストーンは外務大臣の職に在りて君主の認可を経ず總理大臣に協議せず重要な訓令を外國駐在の公使に下したるか爲に女王の命令に由りて職を免せられたるとあり此例に依て見れば一部局に關する問題政客の大體に影響なき如き問題に付ては特に君主の認可を要せざるも重要な事件に付ては必ず其認可を要することは明なり故に君主は内閣を總理するの實ありと云ふを得へし君主か内閣に對する干係に付てはパオットか曾て論したることあり其大意を茲に云へは大臣は屢々更迭するものなれども君主は更迭するものにあらず大臣は屢々更迭するものあるか故に新大臣の或は政務に通せざるか如き場合あり或は先例を辨へざるか如き場合あり君主は更迭せざるか故に苟も痴鈍ならざる以上は自から先例に通し政務に通曉するを得是を以て君主縱ひ干渉を好まざるも己れの熟練より得たる處の知識に由りて大臣をして反省せしめ之に對して權力を得る

ことは敢て難きことにあらず之を要するに君主は無責任なるか故に無勢力なるか如く思はるゝと雖ども決して然るにはあらずして君主の信用を得るを得ざるとは内閣に立つものゝ身に取りて最も重要な問題なり君主の信用を得れば事を爲し易く君主の信用を得されば事を爲し難しと云ふ丈けの差別は必ず之れ有りと云はざるを得ず又内閣組織の場合に於て偶々國會の中に數黨派ありて殆んど勢力相等しきか如き場合に當ては豫て君主の信用を得たる政治家は政府に入り易く豫て其信用を得ざるの政治家は政府に入り難きか如き場合あり

次に英國の君主は政治上に功能ありや否やと云ふ問題を究めんに君主は殆んど政治に關係を有せざるか如くなるを以て功能なしと主張する論者なきを保せず英國行政の實際の首長は内閣總理大臣なるを以て縱ひ英國の王室滅亡するも實際の政治に毫末の影響なきか如く思ふ者なきを保せず然れども之は則ち大なる謬見にして君主は甚大の功能あるものなり此事に付てはトッド若くはパオットの如き最も論して詳かなれども殊にパオットの云ふ處は極めて適切なりパオットは一國の政治に Dignified Part (威嚴部) Efficient Part (動作部) の必要あるこ

とを説き君主は威嚴部として最も肝要なることを論せり蓋し世界に國を爲し社會を爲すの人民許多ありと雖も賢人君子のみを以て組織したる社會は一もあるとなし何れの社會何れの邦國に於ても多數は小人のみ愚人のみ教育なきもののみ故に圓滑なる政治を爲さんと欲せば此愚人此教育なき人民を籠絡する方便あかるへからず言を換て云ふときは道理的の人間は社會の小數にして想像的の人類は社會の多數なり政を爲すの要は想像的の多數の人種を籠絡するに在り之を籠絡せんと欲せば則ち衆人の解し易き見認め易きものなかるへからず即ち一の偶像ありて衆人をして之に歸依せしめざるへからず蓋し英國の如き國に於ても尙ほ君主の必要な所以は茲に在て存す英國の人民か國會の支配を受くる事茲に數百年なれども國會の支配を受くると云ふ事は多數英國人の解し難き事にして君主の支配を受くると云ふとは則ち其解し易き所なり之に依て見れば威嚴部として英國王室の必要な理は明白なるへし又王室か宗教の首長として功能あること社交の首長として功能あること道德の標準として功能あること王室あるか爲めに國の主治者を圓滑に變更するを得せしむること等も亦パチオットか

主張する處にして最も至當の説と云ふへし其理由の詳細はパチオットか著せる英國憲法論に就て知るへしと雖も今其大要を茲に述ふるに英國の王は國教の管長にして信仰の保護者なるか故に宗教上人心を收攬するの力極めて大なり又君主なきときは大望あるもの社交の首長たる地位を争ひ従つて名利者流をして政治に狂奔せしむるの虞ありと雖も君主上に在ますときは此弊少なし君主は必ずしも道德堅固なりと云ふを得ざるも偶ま道德堅固なる君主出るときは社會の道德の標準となる利益頗る大なり且つ夫れ君主政を自らするか或は又君主なくして大統領の如きもの時々更迭して政を行ふときは國の主治者を更ふること頗る困難なるか或は之を更ふるに當り人心をして非常に激昂せしむるか如きことあるへしと雖も若し英國の如き無爲の君主あるときには人々之を望むの間に知らず識らず國の主治者たる内閣員をして更迭せしむるを得人心をして非常に激昂の間にせしむるか如きことなきを得ん即ち米國に於ける大統領改選の場合と英國に於ける内閣更迭の場合とを比較せば其然る所以を知るを得へきなり以上は英國の王室を王室として論したるものなり近頃の憲法學者の如く殆んど

王室を無視し立法若くは行政の事を論ずるに當り序て之と王室との關係を説き特に王室の事を論せざるは不當なりと考ふるか故に先づ王室の事に關し特に茲に述ふる處ありたるなり故に王室と立法との關係若くは王室と行政との關係の如きは茲に述へず立法の事を説き行政の事を説明するに當りて更に説明する處あるへし

第三章 國會の集會

王室の事を論したる次には立法部の事を論ずるを以て順序なりとす立法部の事を論ずるに當ては左の順序に従ふへし

第一 國會に召集せらるゝ者は如何なる人々なるか議員を召集する手續は如何議員は如何にして其職務に着手するか國會の延會休會及び解散は如何

第二 國會二院の組織二院の議員職に就くの手續議員各自の特權及び全體の特權は如何

第三 二院聯合して立法を爲すの順序は如何

第四 王室と二院との關係及び立法に關する王室の地位は如何

第五 王室か國會に干渉したる顛末は如何

第六 立法外に國會の爲す處の作用は如何
右の順序に従つて講説を爲すに當り先づ第一に知るを要するは立法に干係するもの果して誰々なりやと云ふ問題はなり英國の立法は王貴族及び庶民之を爲す

と雖とも前にも述ぶるか如く名義上より云ふときは主として立法の事に當るものは王室にして貴族及び庶民は之に對し意見を述べ法律に制定されたる後之に承諾を與ふるに過ぎず故に如何なる法律と雖とも其冒頭に左の文を掲げざるはなし

此國會に集りたる僧侶貴族及び庶民の意見に従ひ其承諾を經且其保證に依りて女皇陛下は以下の如く制定されたり

法律制定の實際の手續及び王室と立法との關係の如きは後段に於て説明すへし立法部の權力大なることは其組織と立法の手續とを説明する後に於て見るを以て順序なりとす故に此處にては法律は國會の制定する所のものあり國會を組織する二院及び王室の同意に由りて制定せらるゝものなりと云ふことを述ぶるを以て足れりとす

余輩は第一に國會に召集せらるゝものは誰なりや如何なる目的の爲に召集せらるゝか如何なる方法に由りて召集せらるゝか其職務の手續は如何其解散の方法は如何等を講述せざるへからず而して之れを講述したる後余輩は國會の職務の

何たるを發見すへし即ち國會なるものは單に立法の爲にのみ召集せらるゝにあらず總て公益に關する事を審議し大臣の行爲を批評し政界の大弊に付て王室に建白し政治上の大罪人を審判する等種々の職務あるとを悟るへし然れども余輩の特に此に研究せんことを欲するは國會の法律上の組織其議員及び各院の法律上の權利王室と共に立法を爲すに付ての其權力等是れなり公益の事に關し審議する權利大臣の行爲を批評する權利等も亦憲法中の事項なるを以て國會の特權を論ずると共に説明するを必要とす然れども先第一着に國會に召集せらるゝ者は誰なるやを説明せざるへからず

國會に召集せらるゝものは誰なるやを説明するに付ては少しく歴史に溯るの必要あり何となれば各時代に於ける變遷の一般を知らずんば今日の實際を解し難きの虞あれはなり然れ共之を爲すに當て遠く遡孫智者の集會の時代若くはノルマン大會議の時代に遡るを要せず中央に來りて事を議するか爲に各種各地方の人を集めたる手續は千二百五十年に發布されたる大憲章の中に記載もあるもの最も古きか如くなれば先づ之を述べて其後の沿革を略陳すへし大憲章の第十二

條に曰くスキユテロツ及ひエイドは王か虜はれたる時王の身軀を償ふか皇太子加冠するか皇長女始て嫁婚するときの外は一切國民の熟議を経たる後に非されは課するを得すと又其十四條に曰くスキユテロツ及ひエイドを課せんか爲め國民の會議を開くに當り王は各別の召集狀を以て大僧正僧正アール及ひ大パロツを召し一般の召集狀をシヨリフに別ちパロン以下の直隸受領者を集むへし集會の時日は四十日以前に報告すべく召集狀には必ず召集の理由を記載すへし但し當日出席したる者の決議は欠席したる者をして遵奉せしむるの効力あるものとす云々と之に由て見るときは當時已に課税の爲に人を召集するの事あり且つ貴族及ひ庶民の差別既に萌芽を現はしたるか如しと雖ども之と後の國會とを比較するときは大に異りたる處あり即ち此召集法は代議制度をらず且つ單に課税の爲に召集するものにして政治の大軀に關し王に意見を述ふるか爲に召集せられたるものにあらす蓋し大憲章發布の年貴族加之に抗するか爲めに會議を開きたるに當り各州をして四人の代議士を出たし之に參せしめたることあるのみならず州の會議に於ては是より以前既に代議制度行はれたりと雖ども大憲章の定め

たる召集法は直隸受領者を集むるか爲に召集狀を發するものなるか故に召集狀と稱するを得ざるなり千二百五十四年ヘンリ三世カスヨチに赴き不在なりし時に際し攝政各州に令して四人の代議士を出さしめ各ダイチロイス(宗教上の區畫)より僧侶の代議士を出さしめたることあり其後有名なるサイモンドモントフォールドは始めて各都府をして代議士を出さしめたりと雖ども國會召集の法完全なるに至りたるは千二百九十五年エドワード一世カ彼の後世摸範國會と稱する國會を召集したる時に在り此國會を開くに當て僧貴族俗貴族僧侶及ひ州と都府との代議士始て召集せられたり此時より以後今に至る迄英國の國會は僧侶貴族及ひ庶民を召集して政を議するの處なりと雖ども實際に於て其以後又多少の變遷なきにあらす即ち彼の僧侶は俗人と共に召集せられて課税の事を議するを好まず其初めに於ては特に自ら會議を開き課税の事を論じたりと雖ども後に至りては遂に之れをも爲さずして今日に至りては僧侶別に代議士を出すことなく庶民と貴族とか議決したる租税を甘んじて拂ふことゝなれり然れども今日に於ても彼の僧貴族は貴族院議官として國會に列なるものたるを知らざる可らず以

上述ふる處によりて之を見れば英國の國會には貴族僧侶及び庶民の三種族召集せらるゝものたるを知るを得へし然れども是れ名義上の事にして實際に於ては僧侶國會に出るを好まず遂に貴族及び庶民の二種召集せられて國會に列席するとなれるなり

次に議員召集の目的を述べし往時王の議員を召集するや其目的二つありしなり其一は租税を得んか爲めにして其二は王の施さんとする政略に關し國民同意なるや否やを慥めんか爲めなり故に當時王は各州のシェリフに充分なる權力を有する代議士を出さしむへしと令せり蓋し代議士租税を納るゝことを承諾するも庶民其議決を肯んせず之を拒絶するときは無効に屬するを以てなり又庶民の代議士をして政略の大牒に關し評議せしめ宣戰媾和の如き問題に付ても喙を容れしめしは之をして快く租税を納めしめんか爲に外ならず然れども當時代議士は敢て進て政略に關する意見を述べ夫れか爲に其政略を實行する費用を政府に納るゝの責任を負はんとを恐れ謹慎を旨として専ら批評するの精神を以て喙を容るゝに止めたり之に反して現時に於ては庶民の權力大に増加し殆んど國家の財

政を全く監督するか如し今や國會の干渉なくして王室の收入し得る處のものに一日も政府を維持し得るの額に達せず今日と雖ども國會が毎年議決するを要せざる收入ありと雖ども之を適用するに當ては國會の承諾を経ざるを得ず故に財政の一點より論するも政府は毎年國會を召集せざるへからざるに尙ほ此他國會を召集せざるへからざる理由あり今や政府の機關は往時の如く簡單のものにあらず絶へず立法を爲して以て足らざるを補ひ誤れるを正すものあり國家の議決したる或る法令の如きは一時經驗の目的を以て制定したるものあり又立法部より行政部に付與する迄の權力の中には一種限りのもの少なからず之に加ふるに貿易を整頓する爲め權力を他に付與するか爲め若しくは已に與へたる權力を使用するに付き期限を加ふるか爲め等種々維多の必要よりして毎年立法を要するとならざる故に今日に於ては毎年國會を召集するの必要あり而して今の國會は古の國會の如く立法を爲すに當り躊躇逡巡するか如きとあらざるなり以上述べるか如く英國の女王が國會を召集するの目的は専ら財政及び立法の爲めありと雖ども召集の勅詔中には殊更に之を明言するとならず人民を會して國會に於

て其意見を述べしめんか爲に云々と云ふに過ぎず
 議員召集の目的は右に述るか如くなるか之を召集するに當て女王は勅詔を發するを常とす近代に在ては國會の集會に間斷なきを期するか故に女王は同一の勅詔を以て一の國會を解散し直に次の國會を召集するなり即ち此勅詔は現在の國會の出席の義務を解き更に人民の意見を聴くか爲めに新國會を召集せんと欲す云々と云ふの意を記載するものなり且つ此勅詔中には大貌列顛及び愛蘭の法官に召集狀を發すへき權力を付與したる旨を載す勅詔出づるの後大法官は召集狀を發して議員を召集す大法官の發する處の召集狀は凡そ五種の人に當てたるものなり即ち英國の俗貴族英國の僧貴族二十八人の愛蘭の俗貴族高等法廷の裁判官アトーチ、ゼチラル及びソリシトル、ゼチラル女王のエンセント、サーゼント及び國會に議員を出すに權利ある各州各都府の復命官等は召集狀を受くる處のものあり此召集狀は大憲章の中に於て定めたる處に従ひ其發行の四十日以内に復命せざるへからざるものありしか蘇格蘭と英國と合併したる後此期限を延はして五十日と爲せり其後通信往復の便利大に開けたるか爲め今の女王の御宇に至

りて三十五日に短縮せり

次に國會開設の順序を述べし各州各市より撰出したる處の議員は勅詔中に載せたる日限を誤らすウエスト、ミンストル府に來り同時に貴族議員も亦來る是に於て君主は國會を開設する理由を述べたるの順序なりと雖ども其前種々の手續あり庶民院の内に書記局あり是れ國會の書記か詰め居る處にて庶民院の建物の一部分なり國會開設の當日となれば各地の議員皆此ところに集りて先づ書記官に對面す此書記は國會開設の前に於て大法官の局此局は我邦の司法省の如きものにして君主よりの召集狀を此局より發すより今回は何州何市より如何なる人が議員に當撰して來たると云ふ議員名簿とも名くへきものを受取り書記局に控へ居れり議員は此處に來りて書記官の調へを受くるなり即ち書記官は名簿に依りて何州より何某と云ふ議員は今日來たれりやと問ふ議員は答て到着し居れり余か其人なりと云ひ帳簿と人物との引合せを爲すなり是れ國會開設の第一の手續とす

此帳簿と人物の引合せ終りて議員は盡く國會議場に入る此時貴族院へ奉勅員來

る此勅使は五人にして其首長は大法官なり此勅使か貴族院へ來る時人を庶民院に遣はして曰く勅使か貴族院へ來られたり各議員は何れも貴族院へ出頭せられよと庶民議員は一同案内を受けて貴族院に行き貴族院議員と列座して勅使の言葉を聞く其言葉は即ち國會の組織充分整頓したる上は女皇陛下の臨御ありて召集の理由に關する勅諭あるへし就ては其前に議長を撰ひ置かれたしと云ふことなり何故に勅使か斯く議長撰擧を促すかと云ふに議長なき時は庶民院は外に對して言論を爲す能はず議長は庶民院の代表者なり耳目鼻口なき時は庶民院は如何なる働きをも爲すこと能はされはなり故に議長を撰ふは庶民院に於て最も肝要の事とす議員は勅旨を奉して一同庶民院に歸り議長撰擧の式を執行す之れを國會開設第二の儀式とす此の議長撰擧は甚だ容易なるものゝ如しと雖とも決して然らず議員か遠慮なく發言して何某を議長に爲すへしと云ふにあらすして重大の儀式なり議長撰擧の會議を開くには先づ假議長を定るの必要あれども英國に於ては別に假議長を撰擧することなく國會の書記官を假議長と爲すを例とす此の書記官は随分重要な職にて其の権力も強く國會の書記局に在職する一

切の官吏は之を沙汰任免するの權を有せり近世にて有名なる憲法家なるサーア・スキップ、メイの如きも長く書記官を勤めたり扱書記官が假議長となりて議長撰擧を行ふに當り改進黨保守兩黨派の中にて鋒々たる一人の議員起立して何某は公明正大の人なれば議長に爲すべしと發言す而して此發言を賛成する人出づる時は議場の問題となり此時一同の議員が黙止して居る時は別に可否を問はずして直に議長は定まるべし然るに若し反對黨の方にて發言に反對し別の人を議長に擧げんとし之に賛成する人ある時は双方の討論となる斯る時は兩方の候補者が出て、演説を爲し而して投票にて決定するととなるなり乃ち先づ第一の候補者を投票して多數なれば無論議長となれども若し少數なるときは別に投票せずして後の候補者を議長と爲す抑も英國庶民院の議長は政略に富み辨舌に優れる庶民院中第一等の人物の如く考へらるれども決して然らず英國庶民院の議長は恰かも角力の行司の如きものにして政黨競争の外に在り議長を撰ぶの要旨は公平無私なる人を撰ぶに在るが故に一方の黨派に屬する人の推撰は他の黨派の者も亦た概ね満足する處にて議長撰擧に付て烈しき議論の起ることは甚だ希れなり

衆目の視る處最も老練にして最も公平なる議員擧げられて議長と成るを通例とするなり

扱議員の一人指名されて議長となるや先づ議長席に就き一同の議員に謝辭を述べざるべからず昔は議長となりたる時は儀式として一旦其職を辭退することなりしが今日は斯る古風なる事は之を爲さずして只不肖なる某を擧げられたること甚だ満足なりと云ふが如き謝辭を述ぶるの儀式に止まれり議長の着席するや其卓上に現はるゝものあり即ちメイスと稱する笏なり此の笏は昔我邦の公卿が持ちし笏の如き形にて少しく大なり平生は宮内省の寶器局に納め置き國會開設の時議場に持出だすなり此の笏は庶民院固有の權力を代表するものにて即ち議長は其笏を持って始めて庶民院の代表者たる資格を得るものとす國會開設の間は議長常に此笏を預り若し之を失ふ時は國會を開くこと能はず現に英國大叛逆の時チャールズ一世が笏を他へ持ち行しか爲め民權黨は庶民院を開くこと能はず數日討論の上非常の場合なれば止むを得ず笏なしに開設すべしと決したることありたりき此笏は此の如く大切なるものにて議長は片時も其笏と離るゝこと能はず

す毎日國會へ出勤するにも國會より退出するにも之を持たざるべからず議長擧げの手續終ると共に庶民院は翌日迄延會し翌朝議長は貴族院へ往かざるべからず議長の擧げ終りたりとて庶民院より貴族院へ通知する時は貴族院に再び五人の勅使來り議長を召す議長は二人の議員を從へて貴族院に赴き庶民院已れを擧げたる旨を勅使即ち奉勅委員に告げ且勅裁を得んとを請へり大法官は之を聞きて君主に代り議長擧げを認可せざるべからず昔は此認可を受くる時にも議長は一應辭退するの儀式あり且其認可を爲すにも君主親ら臨御したりしが或時議長が儀式上辭したるを王の聞届けたることありたるに懲りて儀式上の辭職は止めとなれり議長奉勅委員の認可を経て眞の議長となると同時に權利の請求なる者を爲す即ち國會の辯論は自由なるべし國會議員及び其從者は捕縛の自由を有すべし必要な場合は女皇陛下の謁見を許さるべし議員の所置を寛大に酌量せられたし等即ち庶民院の古代より享有する其疑ふ可らざる權利ある者を要求するなり大法官は又君主に代りて之を許し議長は其許可を得て庶民院に歸り貴族院に於て起りし事柄を一々議員に報告す

議長撰擧の事終りたる後に於ては議員は如何にして着席の権利を得るか云ふことを述ふるの順序なり併しなから其前に於て議員か議員たることを證明するの手續を説明し置くべし尤も庶民院議員の證明は第一段に述べたるか如くなれども貴族院議員の證明は少しく之れに異れり貴族院に於ては差官即ちガイター、キング、プト、アームズと稱する官あり其官か英國世襲貴族の名簿を貴族院の卓上に呈し又王室書記官か蘇格蘭の書記官より遣はしたる處の蘇格蘭代理貴族の名簿を卓上に呈し扱英國の世襲貴族は己れの受取りたる處の召集狀を卓上に呈して其議員たることを證明す又新たに貴族に任せられたるものは大法官に向つて其貴族に任せられたることを證明して貴族院の書記官は之を全院に披露す庶民院に於ては前にも述べたる如く大法官局の王室書記官より撰はれたる處の議員か果して遣はしたる處の復命書の寫に由て各州各都府より撰はれたる處の議員か果して其人なることを證明す此復命書なるものはクラウン、オフィスと稱する局に供へありて若し此事に付て問題起るときは何時たりとも照合するを得ることになり居れり

扱て貴族院庶民院の議員は如何にして着席の権利を得るか云ふに服従の誓約を爲して之を得るなり誓約の文面は古より種々の變遷ありしが今日は左の如し
余は法律に従つて女王ヒクトリア陛下及び其子孫相續者に忠義を盡し眞實の服従を爲すべき旨を誓約す故に神余を助けよ
貴族院議員も庶民院議員も皆此の誓約即ちオイスを爲して着席の権利を得ることなれどもクエーカー、モレヒアン、セペンチストの宗派は宗旨の主義よりして誓約を爲すこと能はず故に此等の宗派は誓約の代りに承認即ちアファイメーションを爲すことを許せり此誓約を爲すは何時かなれば貴族院にては國會を開くと直に此式を舉行す又庶民院にては議長の撰擧が認可されたる後直に之を行ふものどす又國會開期の途中にて補欠員として撰擧されたる議員は其復命書の寫即ち證明が庶民院書記官の手に達すると同時に誓約を爲すなり若し議員が此誓約を爲さざる時は如何なる事が起るか云ふに若し之を爲さざれば議場の欄内に座するを得ず又討論に關係するを得ず決議に關係するを得ざるものとす併しながら縦ひ誓約は爲さざれども議員には相違なし故に此三件を除くの外は總

て議員たるの権利を享有せるものとす而して此誓約の文面が時代に由り變更したる大要を述べんに千六百八十八年以後は誓約の文章中に耶蘇新教と云ふの語ありて當時は新教徒ならでは國會議員となり官吏となることを許さず舊教は國家に害ありとて永く排斥されたり然るにその後ウヰリヤム四世の時舊教解禁令の發布されてより舊教徒にても新教徒と同しく議員たるを得るにいたり遂に耶蘇新教云々の文字を削除して單に耶蘇教と爲せり然るに開明の進歩に隨ひ耶蘇教徒のみ議員となり官吏となるを得て他の人種が此權利なき道理はあらざるべしと云ふことより猶太教徒にても差問なしと云ふに至れり此猶太人は耶蘇を磔殺したる宗徒なれば古來一般の人に嫌惡されて等しく人民と并立することを得ざるの有様なりしか此時其習慣をも一變して自由の人民と爲せしなり是れ畢竟此猶太人中に於てヒートコンスッヒルドの如き大政治家若くはロスチャイルドの如き英國第一等の財産家を始めとし英雄豪傑頻々として現出したるか爲めなり終に今日に於ては耶蘇教の三字をも削りて單に上帝の二字に修正したり然る處近頃及びてアラッドローと稱する無神家現はれ神を信ぜざれば誓約を爲す能はず

と主張し庶民院にては神に仕へざる故に議場に列席するを許さずと云ひ誓約の度毎に葛藤を生ぜしと云へり之に由て考ふれば英國の國會は結局議決の上にて又誓約の言葉を變し上帝の二字をも削らざるを得ざるに至らんかも亦知るべからざるなり

次に女王が召集の理由を演説するの手續を述べし庶民院議長の撰擧終りて議員誓約の式を終るや否や女王は貴族院に行幸ありて宮内大臣ロバート・セシルをして庶民院議員を貴族院に召集せらる此時の使者を名けてブラック・ロッズと云ふ若し女王事故ありて親ら貴族院に行幸なきときは奉勅委員代て庶民院議員を貴族院に召集す女王親ら行幸ありて開會の趣旨を演説あるときは庶民院の議員に向て出頭を命ずると云ひ若し奉勅委員が代りて召集の理由を述る時は出頭を希望すると云ふ而して庶民院議員は此命令若くは希望に應じて貴族院に出頭し召集の理由を聞くを要す女王親ら召集の理由を述べらるゝ時は大法官の奉呈する處の勅書を朗讀せらるゝなり若し奉勅委員代て此式を行ふときは大法官代て勅書を朗讀す此勅書なるものは當時の内閣が製したる處のものにして内閣の政略の大略を示したるも

のなり勅書朗讀のこと終れば議員は一時延會して更に集合し勅書の奉答を議するを要す併しながら古より庶民院に於ては勅書の奉答を議するに先だち他の議案の讀會を開くを例と爲せり何が爲に此の如きことを爲すかと云ふに庶民院は王室より命せられたる處の問題を議するのみならず自ら問題を出だして評議するの權利あることを證明するに過ぎず而して此事は只儀式に止れば庶民院議員は直に勅書の奉答を協議して勅書に關して院議のある處を定め委員に命じて之を女王陛下に奉答せしむるなり以上を國會開設最終の手續とす右の手續は新に國會を開くの手續なるが若し新に開く場合にあらざして去年の國會を今年又引續きて開く場合には議長撰擧等に關する手續は勿論之を省き女王の召集の趣旨を演説さるゝを第一着歩とし直に平生の事務に着手するを例とす

國會を開く手續は已に終りたれば次には國會は如何にして終るものかを述べんとす國會の終りに三種あり第一解散(ディソリューション)第二休會(プロシジョン)第三延會(アジャジャメント)是れなり解散と云ふは國會をして終らしむるものなり休會は國會の開期を終らしむるものなり延會は國會中の一院若しくは院の他の事

務を數時數日若しくは數週間中止せしむる處のものなり

先づ延會の事より説明せんに貴族院若しくは庶民院は他の院に關係なく其欲する時に延會を爲すを得議院延會して再び議事を開く時は延會を議決したる際の議事を引續きて議するを得又王室は議院延會の期限未だ終らざるに更に延會を命じ若しくは開會を命ずること能はず又延會に關しては議院必ずしも王室の命を奉ずるとを要せず扱休會は王室の特權に依りて行はるゝ處のものなり休會は二院同時に行はざるべからざるものにして之と共に總て討議中の事務は終るものなり例へば茲に一の原案ありて已に二院を通過し將に勅裁を得んと欲するに際して休會を命せらるゝ時は其議案は次會に於て再び始めより議さるべからず國會に休會を命ずるときは女王が自ら國會に來りて貴族院及び庶民院議員を召集して大法官に休會の命令を朗讀せしむるか又は女王自ら來らず奉勅委員をして其旨を通せしむるか又は大璽を鈴したる勅書に依りて休會を命ずるか又は勅令に依りて休會を命ずるかの方法の一に由るものなり右の諸法中にて最も多く用ゐらるゝは勅令に依りて休會を命せらるゝの手續なり國會の解散は王室の特權に

依るか若くは期限の満るに依るかの場合に於て行はるゝものとす王室其特權を用ゐて國會を解散する時は休會の場合の如く自ら國會に臨みて解散するか又は奉勅委員をして解散せしむるなり若し國會の休會中に於て之を解散せんとするときは勅令を以てするを例とす此諸種の方法中にて最も普通に行はるゝは先づ國會に休會を命じ然る後に勅令に依りて之を解散する方法なりとす期限満るが爲めに國會の解散するはジョージ一世の時に定めたる七ヶ年條例なるものに依り國會の期限を七ヶ年と定め期限満る時は解散するか爲めたり抑も英國の國會は無期限なりしがチャールズ二世の如きは十七年の永き間議員を改撰せしめず爲めに議員盡く腐敗して代表の實無くなりしが爲にウヰリアム三世の時に至りて三ヶ年條例なるものを議決して國會の期限を三ヶ年と定めたり然るに女王アン崩してジョージ一世ハノバよりして英國に來りて王となり之れが爲めに英國はハノバル黨及びジョコバイト黨の二派に別れ内亂將に起らんとし外國より侵入する者あるが如き有様となりて若し三ヶ年條例に隨つて國會を解散する時は舊王黨を奉するバヤコバイト黨が多く議員となるの恐れあるに際して止むを

得ず三ヶ年の期限を七ヶ年と爲すの議決を爲し遂に今日の制となりしなり次に王の崩御の場合には國會は解散すべきや否やを見んに元と國會は王の名を以て召集したるものあれば王崩御の場合には一度解散して新王の召集を待つが至當の事なり然れども實際より之を云ふ時は王の崩御の爲に政務殊に多端なる場合に當て國會を解散すると云ふは最も不便と云はざるべからず是を以て古は王の崩御と共に國會を解散する仕組なりしが今日にては解散するを要せざるといふれり而して古より今まで變更する迄には種々の變遷ありてウヰリアム三世の時王の崩御の後六ヶ月間は従前の國會が解散を見合するといふ定まり又ジョージ三世の時國會解散の後に王崩御となりたる場合には向ふ六ヶ月の間には從來の議員再び集りて事を議すべしと決し遂に今上ウヰクトリアの御宇になり人民代表條例なるものを發し王の崩御と國會の期限とは全く關係なきものとなれり

第四章 庶民院議員たるの資格

國會開會の手續は已に前章に於て盡したれば更に一步を進めて庶民院の議員たるべきものは如何なる資格あるを要するか庶民院議員を撰擧するものは如何なる人なるべきか庶民院議員を撰擧する方法は如何庶民院議員は全躰として若くは一個人として如何なる特權を有するか等の問題を討究せざるべからず而して第一着歩に庶民院議員に撰擧せらるゝものは如何なるものなるかを述べんと欲す

庶民院議員に撰擧せらるゝものは如何なるものなるかを知らんと欲せば如何なるものは庶民院議員たる能はざるかを第一に知るを以て最も簡單なる方法と爲す庶民院議員たる能はざる個條の中には未丁年者若くは瘋癲と云ふが如き固有のものあり又職業若くは官職に由るものあり又は重罪、破産、賄賂等に原因するものあり

サー、エドワード、コークの説に依るに未丁年者は議員たる能はず然れどもウヰリヤム三世の時成法スナナートを以て之を定むるに至る迄は未丁年者の國會議員となれる例

なきにあらざ其後と雖ども未丁年者當撰し批難を蒙ふることなく着席したる例なきにあらざ例之は有名なるチャールズ、ゼームス、フォックスは未丁年の時撰擧せられ着席して而して演説を爲せり有名なるロイド、ワヨン、ラッセルの如きも丁年に達する一ヶ月前に撰擧せられたり然れども千八百三十二年撰擧法改正案議決されたる以來は此の如き例又之れあらざ瘋癲及ひ白痴は普通法コンモンローに於て庶民院議員たることを許さず若し庶民院にして議員の瘋癲到底治療すべき見込なしと考ふる時は其座席を空虚なりと宣言し議長をして更に新召集狀を發せしむ議員瘋癲にして職務に耐へすと云ふ問題は撰擧區よりの請願に由りて起ることあり又は議員中よりの動議に依りて起ることあり千八百十一年に議員アンロック氏の撰擧者、氏が瘋癲となれる爲め職務を盡す能はざるを以て改撰したき旨を國會に請願せり國會は委員を設けて調査を爲さしめたるに委員は氏の瘋癲は治療の見込なきにあらざと報告したるを以て國會は此請願を拒絶したりき其後議員スチュワルト氏の事に關し此問題再び起りたり議員ローバツク氏はスチュワルト氏が瘋癲とありて治療中なるに關はらざ議

場に出席し決議に預りたるを以て之を不問に置く時は國會の特權に關係すべしと主張し之を調査せんが爲め委員を設くべしと動議したるも庶民院は其動議を採用せざりき此二例の中一は撰擧者の制限に由り一は議員の動議に由り瘋癲に關する問題起れり而して此例に由りて見るも庶民院が容易に議員の瘋癲なることを見認めず輕々しく其坐席を奪ふことなきや明瞭なるべし外國人は普通法に依るも成法に依るも議員たるの權力を有せず千七百年より以前は外國人歸化する時は撰擧せらるゝを得たり然るにウヰリヤム三世の時に至り縱ひ歸化するも其双親英人ならざれば議員たる能はずと定められたり今上ヒクトリヤの御宇となりて外國人が英人と同じく有するを得べき權利を定めたるも參政の權は例外と爲せり然るに之と同時に外國人にして歸化する時には英人と同じく政治上の權利義務を有するを得べく國會議員とあるを得べしと定められたり

貴族は庶民院議員となることを得ず英國の貴族は庶民院議員たるを得ず蘇格蘭の貴族と雖ども蘇格蘭代理貴族の一人なると否とに關はず庶民院議員たるを得ず愛蘭の貴族は之に反して貴族院に出頭すべき愛蘭貴族の代理たる廿八人中にあらざれば大貌列頓の州若くば市の代議士たるを得べし英國を教の僧侶及び蘇格蘭國教の僧侶は庶民院議員に撰擧せらるゝを得ず羅馬舊教の僧侶も亦撰擧せらるゝ能はず僧侶の國會議員に撰擧さるゝ能はざることゝなれるはジョージ三世及びジョージ四世の法律に依るものなり其後此事に關して多少の變遷ありたるも遂にヒクトリヤ女皇の御宇となりて英國國教の僧侶に限り若し其僧位を辭するときは庶民院議員となるを得ることゝなれり種々の官職を帶ふる者亦庶民院議員となる能はず而して其中普通法に由りて禁ずるものあり又は成法に由りて禁ずるものあり先づ普通法に由りて禁ずるものより擧げんに彼の州宰ヘリッの如き庶民院議員となる能はず然れども若し州宰にして其州外より撰出さるゝ時は庶民院議員となる能はざるにあらざれば假令ハンプンヤ州の州宰はサンプトン府より撰出さるゝも妨げなし近年に至りて甯に州宰に限らず總て復命官となるものは皆其地方より撰出さるゝ能はざることゝなれり是を以て市の復命官の如きも其市の代議士となる能はず彼三種の普通法々

廷の裁判官の如きも普通法に由りて庶民院議員たることを禁ぜられたり蓋し普通法裁判所の裁判官は貴族院の裁判官たることあるを以てなり然れども此事は近年に至りて特に成法を以て禁ずることとなれり

成法を以て庶民院議員たることを禁じたる場合は實に錯雜にして容易に説明する能はず蓋し千六百八十八年の革命以後庶民院の勢力漸く増加したるか爲に王室は議員に官職を與へ以て庶民院の勢力を掣肘せんと企て庶民院は又之を妨げて其獨立を維持せんと企て屢々法律を以て官吏の庶民院議員たることを禁じればなり千七百年に制定したる王位繼承條例に由れば王より官職若くは利益ある地位を受けたる者は庶民院議員たる能はずとあり然るに此個條は女王アンの第四年に削除せられ同女王の第六年に至りて現行法律の根據たる立法を見るに至りたり其第二十四條に定むる處に依れば千七百五年十月二十五日以來置れたる新官職を王室より受くるどころの者は撰舉せらるゝ能はず又其以前に置れたる者と雖ども或る官職に限り之を受くる者は撰舉せらるゝ能はず又王室より無期限の年金を受くる者も撰舉せらるゝ能はず其第二十五條に由るに千七百五年

十月二十五日以前に置かれたる官職を受るものと雖ども之れを受ると同時に庶民院議員の職を辭せざるを得ず然れども再撰舉せらるゝを得べし又其二十七條に定むる處に由れば海陸軍の武官は此條例の範圍外に在り此條例出でたる後と雖ども國會は屢々特に新舊の官職を第二十四條若くは第二十五條の部類に編入したるが故に今日に於て如何なる官職を受くる者は庶民院議員たるを得るか如何なる官職を受くる者は庶民院議員たるを得ざるか明瞭に指示すること頗る困難なり若し之を爲さんとすれば英國政府の官職を表に製して示すの外手段なし然れども此の如きことを爲すの必要多からざるべきを以て余は今之に關する大體の類別を爲し示す處あらんとす

甲 英國政府に於ける或る官職を受くる者は同時に庶民院議員たるを得ず此部類に屬する者は女王アンの條例中の所謂新官職是れなり此部類の中には千七百五年以後に置れたる官職にして成法を以て特に除きたるものゝ外盡く含蓄するものとす立法部は女王アンの法令出でたる以來屢々議決を以て或る官職を新官職の部類に屬すべきものと定めたり假令は印度會

議の議員たる者は國會議員たる能はずと云ふが如き其一例あり印度會議の議員たる職は勿論千七百五年以後に置れたるものなるを以て女王アンの條例の所謂新官職中に含まるべきものなれば國會は尙ほ特に其中に含まるべきものなることを議決したり又女王アンの條例に由れば舊官職に屬すべきものなるを其後に至りて庶民院議員たる能はずと議決したるものなきにあらす例へばマスター、オフ、ゼ、ロールスの如き其一なり

乙 或る官職は之を受くると同時に議員の職を辭せざるべからざるも再撰せらるゝを得べし女王アンの條例中の所謂舊官職なるものは此部類に屬すべきものなり然れども其後に至り國會の議決を以て特に新官職と同一になせるものは此部類にあらす又其以後に置れたる官職と雖ども特に成法を以て舊官職と同じく再撰せらるゝを得へしと定めたるものは此部類に屬すべし假令は地方政務局の局長及び同局の書記官の一人の如きは新官職なりと雖ども庶民院議員として再撰せらるゝを妨げざるものなり

丙 行政に關する官職中には之に任するも國會議員たるに妨げなく又再撰擧

の必要なきものあり例へば各省の次官の如き是なり又國民軍の士官の如きも此部類に屬す抑も官吏が國會議員を兼ることにて此の如き制限を設けたる所以を考ふるに王室が國會議場に於て暗に勢力を占むるを妨ぐる爲めなりしと雖ども今日の時勢より云ふときは之れが爲に此の如き制限を置くの必要なしと云ふべし然れども今日は又別に此制限を存するの必要なしと云ふべし即ち政治上に關係なき適當なる事務官を備ふること及び政府に於ける各省の長官と其下に在りて事務を取扱ふ者と等しく國會に入り討論の際反對の地位に立つが如き不都合なからしむること等は此制限を必要とする理由なりと云ふべし然れども此理由は女王アンの第二十五條に定むる處に當て籍まること能はず女王アンの法令二十五條に於て國會議員政務官となるときは一度議員の職を辭し再撰せらるゝを要すと定めたるは今日に在て實に不必要のことなり只に不必要あるのみならず頗る不便利のことと云ふべし此個條あるが爲に内閣更迭の際入閣する議員は其撰擧區に至りて再撰を乞はざるべからざる必要あり隨て政務を滯滞せしむること少なから

王室より無期限の年金を受くるものは女王アンの時國會議員たる能はずと定められたりジョージ一世の時に至り或る年限の間年金を受くる者も亦國會議員たる能はざることゝなれり然れども久しく外交官となり又は政府の事務官となり居たるが爲に退職の後年金を受くる者は此部類に屬せず
 間接若くは直接に政府の仕事を請負ひ政府と契約を爲すの地位に立つ者は國會議員たる能はず然れども公債の所有者の如きは此部類に屬せず
 叛逆若くは重罪を犯したる嫌疑あるものにして有罪と定まる時は王室より特赦せらるゝか若くは刑を受けて満期となるに至る迄國會議員たる能はず
 身代限の處分を受けたる者又國會議員たる能はず若し撰舉せられたる後身代限となる時は着席及び投票を爲す能はず然れども其義務を果し且品行よりして是に至りたるにあらざることゝを證明するに於ては再び其權利を復するを得べし己に撰舉されたる人身代限の處分を受け六ヶ月内に其義務を果さざる時は其座席空虚なるものとす

國會議員たるに當り賄賂の如き鄙劣手段を用ゐたる者は生涯其撰舉區より撰舉せらるゝ能はず七ヶ年後にあらざれば他の撰舉區よりも亦撰舉せらるゝ能はず然れども若し己れ其事に與らず撰舉の際に用ゐたる代理人の意を以て此の如き手段を盡したることゝ明瞭なるときは其撰舉區より七ヶ年間撰舉さるゝ能はざるのみにして他に制裁あることなし
 宗教を信ぜざる者國會議員たる能はず此事に付ては前に述べたるが如く多少の變遷あり往時は耶蘇新教を奉ずるものにあらずんば國會議員たる能はざりしが其後羅馬教を奉ずる者猶太教を奉ずる者も亦國會議員たるを得ることゝなれり然れども彼の有名なるブラッドローの訴訟に於て明瞭なるが如く神を信ぜざる者は誓約を爲す能はず誓約を爲す能はざれば座席に就く能はず議決に與る能はず故に無宗教の徒は實際國會議員たる能はずと云ふべし
 以上述べたる制限の外に往時は有効なりしも今は廢止されたる制限なきにあらず假令は住居制限の如き其一を千七百七十四年に至るまで國會議員たるべき者は其撰舉區内に住居するの必要ありたり又財産の制限も千八百五十八年に至

る迄有効なりしなり即ち州の代議士たるものは毎年六百磅市の代議士たるものは毎年三百磅の収入ある土地を有するの必要ありたり然れども是等は皆過去のことにして現在にありては右述ぶるものゝ外國會議員たるに必要な制限なし而して一度國會に撰出されたるものは國會解散せらるゝか若くは死するにあらざれば其職を退くことなし國會議員の職は辭する能はず一の撰舉區を辭して再び他の撰舉區の撰舉を争ふが如きこともまた爲すことを得ず國會議員は右に述べたる制限に觸るゝか若くは議員がその座席を空虛なりと宣言するにあらざれば退職することなし而して議員が容易に座席空虛の宣言を爲さざることは前に瘋癲の場合に於て述べたるが如し此の如く一度國會議員となるに於ては容易に辭職すること能はざるが故に茲に一種の便法ありて實際に辭職を爲すの道備はれり即ち一度議員たりしものその職を辭せんと欲せば大藏省の管轄内なる有名無實の官職を受け而して強いて前の制限に觸れてその職を辭し然る後その官職を辭するを得べし此等の官職はチルアンハンドレッズのスチワルド(主宰)若くはイーストヘンデレッド・ノリススタッド・ヘンプロホルム・ムンスタル等の主宰官等なり

り但しムンスタルの場合に於てはスチユワードと云はずしてエスチートルと云ふ

此の如き官職は、大藏省の管轄内なる有名無實の官職を受け、而して強いて前の制限に觸れてその職を辭し、然る後その官職を辭するを得べし。此等の官職は、チルアンハンドレッズのスチワルド(主宰)若くはイーストヘンデレッド・ノリススタッド・ヘンプロホルム・ムンスタル等の主宰官等なり。

第五章 庶民院議員の撰擧人

庶民院議員を投票する権利を稱してフランチャイズと云ふフランチャイズなる語は撰擧の權利及び撰擧の資格の二つの意味を有すると雖ども嚴重に論ずる時は撰擧權と譯すべき文字なり庶民院議員の撰擧法は古代より今日に至るまで種々の變遷ありて且極めて錯雜したる者なりしが千八百八十四年の條例出づるに及びて稍々一定の制となれり然れども此條例は種々の古き條例を含蓄するものにして且其定むる處既往の制と關係を有すること少なからざるを以て之れを解せんと欲せば少しく既往に遡りて研究する處なかるべからず即ち先づ過去のことを論じて而して後に現在の制に及ぼすの必要あり案ずるに英國現行撰擧權の基礎たるべきものは財産占有及び住居の三つの者なり言を換へて云へば土地を所有する者撰擧權を有し土地を用ふる者撰擧權を有し土地に住居する者又撰擧權を有す然れども代議制度の英國に行はれたる初に當りては撰擧權は必ず住居に由らざるべからざることなりしが如し假令ば州に於て州會に出席する者にあらずんば撰擧權を有する能はず而して州會に出席するものは其州の住人ならざ

るべからず又市の撰擧權の如きも其沿革今日に於て稍々明瞭ならざる處ありと雖ども土地を所有するか若くは租税を納むる者に限りたるが如く而して何れも其市内に住居するを要したるが如しヘンリー五世の條例に依れば撰擧者并に議員共住居の制限ありしこと明なり今此變遷及び撰擧權のことを論ずるに當り便利の爲に左の如き類別を爲すべし

- 第一 千八百八十四年以前の英國各州の撰擧權
- 第二 千八百八十四年以前の英國各市の撰擧權
- 第三 千八百八十四年以前の蘇格蘭撰擧權
- 第四 千八百八十四年以前の愛蘭の撰擧權
- 第五 千八百八十四年の法令
- 第六 不合格及び不能力

第一千八百八十四年以前の英國各州の撰擧權
英國各州に於ては其州の代議士を撰ぶの權利あるものは州會に出席する權利ある者に限りたり然るに其後州會の性質大に亂れ之に出席する者人民を代表する

の實なく隨て不公平を生ずるに至りたるが故に千四百三十年即ちヘンリー四世の御宇となりて州の代議士を撰ぶ者は毎年四十シリングの收入ある自由所有地を有する所の住居人に限ることゝなれり此制限は凡そ四百年の間行はれたりと雖ども弊害少なからざるを以て千八百三十二年及び千八百六十七年の撰擧法改正條例を以て州の撰擧資格を改むることゝなれり此改正に依れば財産及び占有の二條件を以て撰擧権の基礎と定めたるものなり先づ財産の制限より説明せんに千八百三十二年の撰擧法改正條例は縦ひ財産にして四十シリングの收入あるも撰擧者之を占有し居らざるべからず又は世襲の所領ならざるべからず又は世襲にあらずして且占有せざる場合に於ては婚姻の契約に由りて得たるものか或は寺院の住職と成り又は官職に任せられたるが爲に得たるものならざるべからずと定めたり此撰擧法改正條例は右の制限の外別に四種の不住居人に適用すべき制限を定めたり即ち世襲の財産ならず占有せざるものと雖ども毎年十磅の純收入ある者自由所有地と同一の價格ある者にして登記所有地若くは其他の借地法に由れる土地を所有する者六十年より少なからざる期限を以て借入れたる同

價格の借用所有地を有する者二十年より少なからざる期限を以て借入れ毎年五十磅の純收入ある借用所有地を有する者は是れなり千八百六十七年の改正條例は上に述べたる三種中の第一制限を定めて五磅の純收入ある者と爲せり次に占有の資格に付て之を説明せん撰擧法改正條例は上に述べたる財産制限の外に占有者の撰擧資格を定め毎年五十磅の純粋なる地料を納めて土地を借用する者は撰擧権を有し得べしと爲せり千八百六十七年の改正條例に由りて別に納税の額に由る處の一制限を設け十二磅の租税を拂ふべき土地を借用する者は五十磅の地料を拂ふ者と同く撰擧権を有し得べしと定めたり以上は撰擧権に關する最近の條例即ち千八百八十四年の條例以前に於ける州撰擧権の沿革の概要なり此新條例出でたる後は撰擧権の資格大に複雑を減し隨て頗る解し易しと雖ども其は後段に總括して説明することゝすべし

第二千八百八十四年以前の英國各市の撰擧法

千八百八十四年に英國各市の撰擧権に關し改正ありたる以前千八百三十二年に一大改革を行へることあり此改革以前の各市撰擧権の有様は頗る混雜を極め居

たるか故に之を採求するは容易の事にあらず蓋し各市は其代議士を撰擧する方に關し總て立法上の干渉以外に在りて各市好む所の方法に由り自由に撰擧するを得たればなり各市の代議士は其市の撰擧者に正當に撰擧せられたるものなるを要し且代議士の承諾したる事は撰擧者必ず遵奉せざるべからざると云ふの二條件のみ各市の撰擧に付て立法は規定したり然れども各市の間に行はれたる種々雜多なる撰擧法に付て左の四種の撰擧制限を發見するを得べし

甲 各市に行はれたる撰擧期限の中最も古きものは土地守領の制限なり土地を所有する者は市の代議士を撰み市の事務に關係する權利を有したるが如し

乙 住居制限も亦各市の間に行はれたるが如し且地方税若くは國税を納めて市内に住居するものは土地所有者と同しく市の代議士を撰ふの權利を有せり

丙 政府より憲章を受けたる都府の自由民は又代議士を撰ふの權を有せり都府の自由民中に加入したる者は縱ひ土地を有せざるも租税を納めざるも

其自由民たる資格によりて撰擧權を有せるが如し

丁 都府の吏員たる者は代議士を撰擧するの權利を有せるが如し蓋し此制限は最も後に行はれたるものにして都府人民の權利を制限するの趣意に由り曾て府民に許すに代議士撰擧の權を以てしたるを更に制限して其吏員に限ることゝ爲せるなり

千八百三十二年の撰擧法改正條例出づるに至る迄は市の撰擧法に種々の變遷あり隨て頗る錯雜を極めたるが此改正の爲に稍々一定の基礎を爲すを得たり此條例は舊來の撰擧權を廢止したりと雖ども次の二點に至りては舊法を保存して改めず即ち市の中州と同一の特權ある者に限り州に用ひられたる四十シムルソングの制限を存したること及び憲章を附與せられたる都府の自由民の撰擧權を保存したると是れなり但し都府の自由民の場合に於ては其都府の七哩以内に住居する者に限ると云ふ制限を設けたり右の二點は舊來の撰擧權を存したるものなるが其他は惣て占有を以て撰擧の制限と爲すことに改めたり即ち條例第二十七條に於て毎年十磅の價格ある家に住居する者は其家の所有主なると若くは借主な

るを問はず占有者たる資格に依りて選挙権を有し得べしと定めたり但し占有者は納税者ならざるべからず選挙権を有する前に六ヶ月間其市の七哩内に住居せざるべからず以上は千八百三十二年に定めたる各市選挙の制限なり其後千八百六十七年に至りて再び改正あり蓋し此改正は當年發布されたる人民代表條例に由るものなりとす

此條例は住宅制限及び寓居制限を設けたり即ち此條例に由る時は第一に選挙権を有する者は選挙者の中に記入せらるべき年の七月三十一日以前已に其市内に於て十二ヶ月間一軒の住宅に所有主若くは借家人として居住するを要す且此人は救貧税を拂はざるべからず其年一月までの救貧税を同年七月二十日までに拂ひ終りたる者なるを要す第二に選挙権を有する者は選挙人として記入せらるべき年の七月三十一日以前其市内なる寓居に十二ヶ月間住するを要す但し其寓居は無造作にして一年十磅の價格あるものたるを要す

第三千八百八十四年以前の蘇格蘭選挙権

千八百三十二年以前の蘇格蘭に行はれたる選挙制限は英國の制限よりも一層混

雑を究めたる者と云ふべし先づ州の選挙権より論せんに蘇格蘭の各州に住居する者にして選挙権を有する者は英國の州に於ける選挙人と同じく四十シリングの收入ある土地を有するか又は四百磅の地價ある土地を有する者に限り即ち蘇格蘭の選挙制限は専ら自由所有に由るものにして其制限の如きも英國に比すれば一層嚴刻ありしか如し又市に於ては制限一層嚴重にして代議士を出すべき權利ある六十六の諸州中一市にして一人を出す權利のある者は其首府なるエジンバラ一府に限れり其他は選挙の便利の爲に十五部に別れ一部より一人を出すの割合なりしなり代議士の選挙を行ふに當てや州宰は各市の市會に命じて一人の代理人を撰はしめ此代理人は選挙の爲に設けたる各部に集會し更に代議士を出だすの仕組なりしなり千八百三十二年の改正以後舊法は大概廢止せられ各州に財産制限及び占有制限を設け各市には常に占有制限のみを設くることとなり蓋し専ら英國の法に則れるなり千八百六十八年の改正に由り蘇格蘭にも亦住宅及び寓居の制限を用ひしむることとなり

第四千八百八十四年以前の愛蘭選挙権

愛蘭に於て古來行はれたる選舉の制限は英國に行はれたるものと大なる差別なし然るに彼の羅馬舊教解禁の條例出づるに及びて愛蘭の各州に於ては一年十磅の價格ある土地を有する者にあらざれば選舉さること能はずと云ふ制限を置けり千八百三十二年の改正に由り舊法多く廢せられ占有制限又輸入せられて州の選舉權の如きも一層其制限の範圍を廣め借用所有者登記所有者と雖ども又選舉權を得るとなれり千八百五十年に選舉權の範圍一層擴張し州に於ては十二磅の價格ある土地を占有する者若くは五磅の價格ある土地を所有する自由所有者市に於ては八磅の價格ある土地を占有する者と云ふ制になれり千八百六十八年に至りて住居制限及び寓居制限愛蘭にも亦行はるゝことゝなれり

第五千八百八十四年の法令(即ち現今の制)

千八百八十四年に發布せられたる人民代表條例は從來英、愛、蘇三ヶ國に行はれたる選舉制限の錯雜を匡し之を一定ならしめんとするの精神を以て發布せられたるものなり然れども此法文從來の法に由りて制定せられたるものなるを以て此法を詳にせんと欲せば從來の沿革に通ずるの必要あること論を待たず千八百八

十四年の人民代表條例は英、愛、蘇三ヶ國に通ずる處の法律にして一定の精神を以て發布されたるものなりと雖ども多少の例外なきにはあらず今之を見るに當り財產制限を大別し財產占有及び住居の三大區別と爲し各其制限に付て講究するを以て最も便法なりとす

甲 財產 財產制限は英、愛、蘇三國の州に限る而して英國に於ける州と同一なる都府にも亦此制限あり今之を細別せんに英國の財產制限は左の如し

一 毎年四十シリング(即ち二磅)の純價格ある自由所有地(但し相傳の財產若くは占有する財產若くは婚姻條約遺言或は寺院の住職たるが爲め又は官職を帶ふるが爲めに得る處の財產に限る)

二 毎年五磅の純價格ある自由所有地(但し一代の財產若くは占有せざる財產若くは上に述べたるが如き事情に由りて得たるものにあらずる財產に限る)

三 登記所有地を始めとし自由所有ならざる方法を以て所有する土地にして毎年五磅の純價格あるもの

四 借用所有地の六十年以上の期限なるものは毎年五磅の純價格あるを要し若し二十年以下の期限なるものは五十磅の純價格あるを要す此價格の借用所有地の内を借用する者と雖ども若し之を占有する時は投票を爲すの權あり

蘇國の財産制限は左の如し

- 一 毎年五磅の純價格ある所有地及び相續地(但し地價表に由る)
- 二 借用所有地にして一代若くは五十七年の期限あるものは毎年十磅の純價格あるを要し十九年以上の期限なるものは五十磅の純價格あるを要す

愛蘭の財産制限は左の如し

- 一 毎年五磅の純價格ある自由所有地
- 二 毎年二十磅の純價格ある一代借用所有地
- 三 六十年以上の期限なる借用所有地は毎年十磅の純價格あるを要し十四年の期限なる時は二十磅の純價格あるを要す

乙

占有 占有の制限は英、愛、蘇三國の間に殆んど差別なし其大要を云へば英及び蘇の市及び州に於て十磅の價格ある土地の所有者若くは借用者として撰擧者の内に記入せらるゝ前十二ヶ月間占有者たる時は撰擧の資格を得るものとす而して其計算の方法に至ては多少異なる所なきにあらず即ち英國に於ては純價格に依り蘇格蘭に於ては地價表に現はれたる毎年の價格に依り愛蘭に於ては最後に收めたる救貧税に由る又撰擧者の住居制限に付て少しく異なる處あり英國及び蘇格蘭の州愛蘭の州及び市に於ては住居の制限を設けずと雖ども英國の市に於ては市の七哩内に其年の六ヶ月間住居せざるべからずと云ふ制限あり蘇格蘭の市に於ては市の七哩内に一ヶ年間住居せざるべからずと制限す又納税の事に關して制限あり英國に於ては州及び市の占有者は救貧税を拂はざるべからず且その年一月五日迄の分を同年七月二十日迄に拂はざるべからず市の占有者は當に救貧税のみならず惣ての租税を其時迄に納むるを要す蘇格蘭に於ては州の占有者は其年五月十五日迄の救貧税を同年七月二十日迄に拂はざるべ

からず市の占有者は七月六日迄の惣ての租税を七月二十日迄に拂ふを要す愛蘭に於ては州及市の占有者は一月一日迄の救貧税及び其他の租税を七月一日迄に拂ふを要するなり

丙

住居 住居制限には住宅制限及び寓居制限の二種あり住宅制限は合衆王國中何れに於ても同一にして租税を拂ふべき一軒の住宅若くは一個の住宅として占有し得べき一軒の住宅の一部分を所有者借用者として若くは或る官職或は職務の爲めに住居する者は選挙権を有す但し其家の租税は或る時限迄に拂はざるべからず其時限に付ては英、愛蘇三國多少の差違あり寓居制限も亦合衆王國何れの州にても同一にして一ケ年十磅の無造作の寓居を寓居人として占有するものは選挙権を有するを得べし但し此十二ヶ月を計算する方法は英、愛蘇三國に於て多少の差違あり又英國及び英國に於ては一軒の寓居に他人と共に占有すると雖ども若し全價格にして十磅に上る時は選挙権を有するものとす

右三種の制限は現行法律の採用する處のものなり蓋し現に行はるゝ所の選挙制

限にして古來行はれたるもの二種あり其一是州と同等なる都府の四十シリングの自由所有者に選挙権を與ふる者にして其二是千八百三十二年以前より選挙権を有する都府の府民に選挙権を與ふると是なり倫敦府の如き今尙ほ此制限行はる然れども倫敦府に於ては只に都府の自由民たるのみを以て選挙権を有する能はず都府も組合員(リパリーメン)たるものたるを要す以上述べたるものゝ外尙ほ一言するを要するは大學校選挙區の選挙制限なりオックスフォード、カンブリッジ、ダブリン、倫敦等の大學評議院コングレガーションの議員及びエジンバラ、グラスゴー、セント、アンドリュー、アバディン諸大學の總長教授及び評議員は若し丁年に進み法律上の不能力者ならざる時は其各大學の代議士を選挙するの權を有す

第六、不能力及び不合格

左に掲ぐる者は不能力者若くは不合格者にして選挙権を有する能はざるものあり

甲 女子

乙 未丁年者

丙 貴族

丁 復命官復命官は通常の場合に於て投票を爲す能はずと雖ども若し二人の候補者の得たる投票數同しき時は己れの欲する所の候補者に投票し勝敗を決するを得べし

戊 或る種類の吏員之を大別する時は政府の吏員及び選挙の爲に使用せらるる吏員の二種類となる然れども政府の吏員中收税吏等は近年に至りて制限を脱したるを以て目下此制限中に在る者は警察官のみなりと云ふも可なり選挙に關係する吏員は今日と雖ども盡く投票を爲すを得ず

己 外國人

庚 瘋癲白痴(白痴は固より選挙権を有する能はずと雖ども瘋癲は甚しきものにあらざれば選挙権を失ふことなし)

辛 叛逆罪若くは重罪を犯したる者刑の期限満ちたる者若くは特赦されたる者は此限にあらざり又選挙の際賄賂等を用ひたるか若くは之を受けたるの嫌疑ある者は七ヶ年間選挙に關係する能はず

壬 救濟を受けたる者其年七月三十一日より十二ヶ月以前の中に之を受けたる者に限る然れども醫藥料等の名義を以て之を受けたる者は其限りにあらず

第六章 庶民院議員撰擧の方法

庶民院議員撰擧の方法を説くに當りては之を座席分配名簿記入撰擧の方法少數代表の四項に分ちて論ずるを以て適當と爲す庶民院議員撰擧の方法を論ずるに當ては先づ議員を撰ぶ處の撰擧區の事に付て述ふる處あるを要す現に英國に行はるゝ處の座席分配法は近頃發布の條例即ち千八百八十五年の條例に由るものなりと雖ども之を述ぶるに先達ちて古來各撰擧區が如何なる割合に依りて代議士を出したるやを簡畧に説明するを要す彼のエドワルド一世が千二百九十五年に召集したる標準國會には各州より二人の士人各都府より二人の府民各市より二人の市民を出したり而して其事を司れる州宰は召集狀の明文に合格する者と思考したる都市にのみ代議士撰擧の事を命したるが如し而して州の代表は千八百三十二年撰擧法改正の時に至るまで著しき變動なく唯千五百五十六年千五百四十三年千五百七十三年等に於て從來代議士を出たさうりし一二の州新たに代議士を出だすことゝなれるのみ然り而して英國蘇國と合併したるが爲に州の代議士三十人を増し其後愛蘭の議院英國の國會と合併せるが爲め又州の代議士六

十四人を増せり然れども市の代議士の數の如きは千八百三十二年撰擧法改正の時に至るまで非常の變動ありたりエドワルド一世の時に於ては市の代議士は三百三十二人の割合なりしと雖ども實際出席したる者は百九十八人に過ぎず其中倫敦府は四人の代議士を出せり蓋し當時都府及び市は代議士を出だすに當りて其入費を拂はざるべからざるが故に之を出たすを欲せざるが如き有様なりき其後種々の變遷ありてヘンリー八世の時チャールズ二世の時の如き代議士を出たすべき都府及び市の數大に増加したり是れ王室より新に特權を附與し若くは一時中絶せる特權を回復して代議士を出たさしむると爲せる故なりせいふ新一世の時又之れが爲に代議士の數大に増加するに至りたり蓋し王室が此の如く新に權利を都府及び市に附與し之をして代議士を出たさしむる所以を考ふるに其都府若くは市を重要視し之に特權を附與するにあらざ其土地小にして其人民少なく王室の欲する所の代議士を自由に其地方より出たさしむる便利あるを以てなり其後曾て繁昌を極めたる土地にして漸次に衰頽し少數の地主若くは財産家の左右する處となりて其指揮に従ひ代議士を出たすの地方又大に増加するに至

りたり今若し千八百三十二年以前に於ける撰舉區の小なること及び其代表に名ありて實無き事を知らんと欲せば前世紀の終に於ては三百六人の議員百六十人の勢力によりて撰舉せられたる實例あること及び千八百三十二年の撰舉法改正は各々僅かに十五人に過ぎざる撰舉人を有したる九箇の市の代議士撰出の權を奪ひたりといふ事實によりて悟るを得べし

千八百三十二年及び六十七年の改正の詳細なることは姑く之を措き其結果に付て云へば千八百三十二年以前に於て英蘭及びウェールズは五百十三人の議員を國會に出たし蘇格蘭は四十五人愛蘭は百人を出したるに千八百三十二年の改正以後に於て英蘭及びウェールズは四百九十九人蘇格蘭は五十四人愛蘭は百五人を出だすことゝなれり然り而して千八百六十七年の改正に於て英蘭及びウェールズの所有なる六席は移りて蘇格蘭の有となれり以上の如き改正を経て遂に千八百八十五年坐席分配改正條例發布せられ又多少の變動を生ずるに至れり此條例の爲に英國に於ける三十六の市、愛蘭に於ける二の市は各々其議員の一人を失ひラットランド州又議員の一人を失へり坐席分配改正條例は撰舉權の上に此

の如き變動を生じたりと雖ども之れが爲に一人の撰舉者たりとも其投票の權利を失ふことなかりき何となれば此條例出づるに當て既に前にも述べたるが如く占有住居及び寓居の制限各州及び各市を通じて行はるゝに至れるを以て従來一人の議員を出したるか如き市は更に州の中に編入せられ其撰舉者は州の一部に於て更に撰舉者と爲るを得たればなり此の如く撰舉區の上には多少の變動を生じたりと雖ども撰舉者は之が爲に其投票權を失ふに至らざりき

千八百八十五年の坐席分配改正條例が従來の撰舉法と異なる處の要點は其地方代表の主義を一變して人口に依り議員を出ださしめんと企てたること是れなり此條例の發布せらるゝ以前に在ては人口と議員との比例の州に於ては七万八千人に付き一人の議員市に於ては四万二千二百人に付き一人の議員と云ふ割合なりしが實際必しもこの比例によらず英國に於ての七十九の市は人口一万五千人以下なるも議員一人を出し三十六の市は人口五万人以下なるも二人を出す如きことなかりき然るに此坐席分配改正條例は地方代表の事に掛念せず人口五万四千人に付き一人の議員を出だすを以て計算の根據と爲さんことを企圖したり是

を以て若し都府の人口一万五千人以下なる時は従前一人の議員を出したるに係はらず州の中に組み入ることなし若し人口一万五千以上五万人以下なる時は之をして一人の議員を出さしめ若し五万人以上十六万五千人以下なるときは之をして二人の議員を出さしめ是れより以上は人口五万人に付き一人の議員を増加する割合と爲せり州に於ける代議の方法も亦之と等しく數に準すること爲せり然れども當時大學校は此條例の大主義より見れば例外なりと云はざるべからずオックスフォード大學校の如きは投票數六千人カンブリッジは七千人ダブリン四千二人なるも各々二人の代議士を出たすことなれり而してグラスゴウ及びアバディーンは連合して六千五百人の投票者を有しエジンバラ及びセント、アンドルースの連合投票者も亦略々之と數を同じくしたるか各々一人の代議士を出たすことなれり倫敦大學の如きは投票者の數僅々二千二人なるも同じく一人の代議士を出したり

坐席分配改正條例は此他に尙ほ一の新工風を爲し英國固有の代議制度より云ふときには極めて斬新と云ふべき方法を設けたり即ちオックスフォード、カンブリ

ッジ、ダブリンの三大學及び倫敦府を除き是等は従來四人の代議士を出したるも此條例の爲に減せられて二人の代議士を出すことなれるなり及び五万人以上十六万五千人以下の人口を有し隨つて二人の代議士を出たすものを除き總て選舉區は各一人の代議士を出すこと爲せる是れなり例へばウォルパーハンプトンの如きは従來二人の代議士を出だし更に一人を増加することなれるも其地方は三選舉區に分割されたりリバプールは従來三人の代議士を出したるが之れが爲め九個の選舉區に分割され九人の代議士を出すことなりたりランカシャーは従來四部に分れ八人の代議士を出したるが此時増して十三人となり爲に二十三部に分れたり即ち此條例出でたるが爲め前に述べたる例外の外英國は惣て所謂一議員選舉區なるものなれりグラッドストーンは此新法を評して曰く此新法は舊法に比すれば頗る經濟なり頗る單純なり且彼の少數代表なるものを簡易に實行する所の方法なりと云はざるべからずと

次に述べべきは名簿記入のことなり投票權を有する者其權を實行するに先ちて先づ選舉者名簿即ち戶籍帳へ其姓名を記入するを要す名簿記入のことは千八百

三十二年選舉法改正以後始めて行はるゝことゝなれるものにして之に關する規則は數種の法令に由りて定められたりと雖ども此講義の目的は選舉法を講ずるにあらざるを以て今千八百八十五年名簿記入條例に依て定められたる英國に於ける名簿記入の概略の手續を茲に述べし名簿記入を行ふに先だち州に於ける治安裁判官の書記市に於ける市會書記は毎年四月十五日若くは之れより一週日の間に各パリッシュ若くはタウンシップの管理官に宛て命令書を送るを要す此命令書は投票者として記入さるべき人の資格及び管理官が名簿記入に付て爲すを要する處の事務の順序及び日限を記したるものあり管理官は此命令書に依り左の如き手續を爲すを要す

管理官は毎年四月若くは五月中に其地方に於て租税を拂ふ處の住宅の占有者として記入されべきものは誰々ありやを調査し而して其姓名を租税帳に記せざるべからず而して六月二十日前に若し州の選舉區ならば管理官は其地方の所有主の姓名を廣告し且未だ租税を拂はざる處の十磅占有者に納税の注意を爲すを要す七月二十二日前に管理官は七月二十日迄に租税を納めざる占有者にして選舉

權を失へる者の姓名簿を調製するを要す而して七月三十一日前に管理官はパリッシュの救濟事務員に就て救濟を受けたるが爲め選舉權を失へる者の姓名を調査するを要す又管理官は七月三十一日前に十磅の租税を納め隨て選舉權を有する處の占有者の姓名を調製し州に於ては彼の五十磅占有者の姓名簿も亦調製せざるべからず管理官は又寓居人として選舉權を有する旨を申出でたるものゝ姓名簿を調製し且州に於ては所有者にして選舉權を有する旨を申出でたる者の姓名簿をも亦調製せざるべからず斯くして八月二十日に至り總ての姓名簿を調製したる上之に對する故障の申し出をも添へてパリッシュ中の各寺院の戸外に掲示するを要す八月二十五日に至れば管理官は占有者及び寓居人の姓名と其申出で及び故障とを添へ市の市會書記に之を送るを要す又之に加ふるに所有者の姓名簿及び所有權に關する申出故障の書類を添へ州の治安裁判官書記に送るを要するなり扱九月に至りて調査官なる者各選舉區を巡回し名簿中の申し出及び故障に付て審判する處あり而して始めて正確なる名簿を製するものとす名簿は州に三種あり市に二種あり州に於ける三種の名簿とは所有者占有者及び寓居者

の名簿にして市に於ける二種の名簿とは占有者寓居者の名簿是なり而して若し調査官の審判に服せざるものあるときは高等法院中クイノスベンチ裁判所に控訴するものとす以上述ぶる處の手續に由りて各選舉者中占有者の特に便利を有することを覺るを得べし即ち所有者は其姓名を記入せらるゝが爲めに申出を爲さざるを得ず但し一度申出を爲す時には再び之を爲すを要せず寓居者は之に反して毎年申出を爲さざるを得ずと雖ども幸福なる占有者は別段申出を爲すの勞を把らず管理官に於て自ら租税帳に依り之を名簿に記入するの習慣なり次に論ずべきは選舉の方法なり復命官が召集狀を受取までの手續は既に前章に於て述べたるが故に此召集狀に基きて舉行する所の代議士選舉の事を茲に述べし現今英國に行はるゝ處の代議士選舉は千八百七十二年に發布されたる國會及地方議會選舉條例又匿名投票條例とも云ふに基くものなれば今此條例に由りて選舉手續の概略を述べし復命官召集狀を受くるに於ては選舉を行ふべき當日及び場所を告知せざるべからず而して若し選舉にして競争せらるゝことありて投票を爲すの必要あるときは其當日及び場所も亦告知せざるべからず但し復

命官は州に於ては召集狀を受取りたる日より二日以内に市に於ては一日内に此告知を爲すを要す選舉會は州に於ては召集狀を受取りたる後九日以内に市に於ては四日以内に開くを要す候補者は復命官の定めたる選舉の當日に於て指命するものにして之を指名するには口頭を以て爲す能はず必ず書面を以て爲すを要す而して候補者たるべきものは其選舉區の選舉人名簿に記入しある選舉者の一人に由りて發起せられ他の一人之を賛成するを要す且八人の選舉者は其指名に同意するものとして指名紙に其姓名を記せざるべからず若し選舉の爲に定めたる期限内に充たすべき空虛坐席に超過する候補者指名されざる時は之を競争されざる選舉と稱し復命官は其候補者を投撰したるものとあし直に其姓名を中央政府に於ける大法官の廳に通知するものとす今又之に反し候補者の數充たすべき座席に超過する時は復命官は更に投票會を開くべき日を定めて之を告知するなり但し投票會を開く日は州に於ては二日以上六日以内に市に於ては三日以内に爲さざるべからず投票會を開く場所は地位の便利人口の多寡等に隨ひ適當の場所に定むるものとす投票會は午前八時に始まり午後八時に終るものなり此時間

内に投票者は匿名投票法に由り其地方の投票場に於て投票を爲すを要す投票を爲すに先ちて投票會の主宰官は候補者の姓名を記せる紙を投票者に渡すべきを以て投票者は己れの欲する所の候補者の姓名の上に×の如き印しを爲し之を投票箱に投せざるべからず投票會終りたる後投票箱は復命官の許に集まるを以て復命官は之を計算し其結果を告知し而して後に大法官廳に復命せざる可らず次に小數代表の事に付て述ぶる處あるべし蓋英國現行の選舉法は黨派の器械となること多く夫れが爲に黨派外に在て獨立の意見を有するもの其意見を代表せしむる能はざるの實ありとて近年に至り往々小數代表の方法を案出し之を實行せんと試みるものあり小數代表の法案は一にして足らずと雖ども其重なるものは次に述ぶる處の四種の外に出でざるべし

第一の方法はフワンシー、フランチヤイズと稱するものにして千八百五十四年千八百五十九年千八百六十六年及び其翌年に議院に提出せられ中途にして廢棄せられたる選舉法改正案は皆此方法に基けるものなり此方法の目的とする處は通常の人に超越したる學識を有するもの若くは財産を有するものに多くの投票權

を與へんとするに在り千八百五十四年に於てラッセル侯の提出したる議案の如きは實に此精神に基けるものにして此議案に由る時は一年百磅の給料を受くる者公債證書を有し其れよりして一年十磅の所得ある者四十シリングの所得税を納むる者貯蓄銀行に五十磅の貯蓄ある者及び大學の得業生に特別なる投票權を與へんとするものなり

第二の方法は彼のヘヤの撰擧法と稱する處のものにして各地方に於て多數者の説ならざる説を懐くものを集めて以て代表せしめんと云ふの目的に出でたるものなり此方法に依るときは先づ議員坐席の數を以て全國投票者の數を除し而して得たる處の數に等しき投票數を候補者の當撰すべき數と爲し且投票者投票を爲すに當ては己れの最も好む所の候補者の名を第一に記し其次に好む所を其次に記し以下之に準して投票するなり此の如くする時は豫め定めたる數を得たる候補者は當撰し其後尙ほ之を投票するものあるも其投票は投票者が第二に好む所若くは第三に好む處の人に移すを得べし故に此方法は投票者の投票を無益に爲すことあらずして且此方法に由る時は候補者撰擧區の内外を問はず己れの

好む所の人を投票するを得るを以て随て時流に詔はざる代議士を國會に出たすを得べし

第三の方法は所謂スリーコーナー、コンステチュエンシー(三角撰舉區)と稱する處の法にして其目的とする處は多數の權力を減じ少數の勢力を増さしむるに在り此方法は三人若くは四人の議員を出たすべき或大選舉區の選舉者に其選舉區の充たすべき坐席よりも一票少なき處の選舉權を與ふるに在り即ち其選舉區より出すべきの數四人ある時は選舉者より三人を投票せしめ三人なる時は二人を投票せしむ而して此投票法の結果は其選舉區より少數を代表すべき議員一人を出たすを得せしむること是なり

少數代表法の第四はプロポーションナル、レプレゼンテーション(比例代表法)と稱するもの是なり此方法は近年提出せられたる新案にして彼のコートネー氏の如きは庶民院に於て頻りに此説を稱ふるが故に今氏の言葉を借りて之を説明すべし氏曰く今最も明瞭なる例として九人の議員を出す處のラバール府を取らん選舉區の投票者は己れの最も好む所の候補者の姓名に第一號と記すべし次に己

れの好む處の候補者の姓名に第二號と記すべし此の如くにして惣ての投票紙を集め扱之を開くに當り投票の數四万ありと假定し撰はれべき議員九人なりと假定する時は先づ九に一を加へたる數即ち十を以て此四万を除すべし然る時には四千なる數を得ん若し此の如き數現はるゝ時は四千一票を得たる處の候補者は當撰したるものなり而して先づ投票の中、一と記したる名に隨て投票紙を集め之を一纏めと爲し扱て其數を計算したる上にて一と記したるもの四千一票に達する故は其候補者は當撰したるものと爲す而して若し其投票數四千一に越ゆる時は残りたるものは更に二と記したる名に隨て之を集め其投票の總數又四千一票に達する時は又之を以て當撰したるものと爲す云々と之を要するにコートネー氏の主張する此方法はヘヤーの選舉法を折衷して用ひたるものに過ぎず以上掲げたる諸種の少數代表法は今日に於て一も行はるゝ者なし然れども多數壓制の風漸く盛になりて獨立の意見を有する選舉者は適當の代表者を得るに苦むの實あること素より明なれば有の中に於て最も適當なる方法他日行はるゝか又は更に新しき名案出て、現行選舉法の弊害を矯正するに至ること疑ひあるべ

第七章 庶民院の特権

庶民院の特権を論ずるに當ては先づ其特権を實行するものに付て説明するを要す庶民院の特権を實行する任を帶ぶるものは庶民院の議長是れなり庶民院議長のこととは既に前章に於て少しく述べたることありと雖ども未だ之を詳論したることなく且此處に於て其職務を詳述するを以て至當の順序となすが故に多少重複するを厭はず更に陳述する處あるべし庶民院は古より議長を有したること疑を容れず而して古は之をスピーカーと稱せずスポークスマンと稱せり議長の職は最も重要な職にして禮儀上習慣上及び立法上庶民院議員の上に坐すべきものなり即ち千六百八十九年の法令に曰く貴族ならざる大聖管理委員は貴族院議員及び庶民院議長の次に坐すべきものなり云々と庶民院議長の職務を大別して二種と爲す其第一は庶民院の代表者たる職務にして議長が庶民院の特権を要求し其決議を通知し其謝禮を述べ其譴責を申渡すが如きは皆代表者たるの資格を以て之を爲すなり議長は又代表者たるの資格に由り庶民院の特権を犯したる罪人を逮捕する爲の令狀を發し且補缺撰擧の爲め證據人の出席を促す爲め庶民院

の欄に罪人を召喚するが爲め令狀を發するものなり又前にも述べたるが如く議長の職務を表章するメイスと稱するものあり此メイスは議長其席に在る時は庶民院の卓上に在り議長議長たるの資格を以て他に赴く時は差官之を擔ふて従はざるべからず

議長第二の職務は議事を整理すること是なり議長は議員の討議を整頓し討議中起る處の院令に關する問題を裁決し議員に向て議題を述べ且其決議を宣告す議長は議院委員會を開くに當て議長席を退くものとす委員會の議長は方法委員會の會長之を勤む方法委員會の會長は毎國會の始りに撰はるゝものにして議員が全院委員會を開くに當り必ず其議長を務むるものなり又庶民院に於ては別に副議長を置かず故に議長病氣若くは事故の爲に出席する能はざる時は方法委員會の議長代て議事を整理するものとす

議長は各國會の始に於て新に撰擧するものなり而して若し國會中に議長の欠を生ずる時は更に之を撰擧せざるべからず議長は公平を要するものなるを以て黨派の争に依り之を撰擧するが如きは勉めて爲さざる處なり又議長は國會毎に撰擧するものなるも前國會の議長を引續き次の國會に於て撰擧するを以て通例となす議長は國會毎に撰擧せらるゝ役目なりと雖ども之に従ふ處の諸役は大概終身官なり議長に従ふ處の終身官の重なるものを國會書記官及び其助役國會の差官及び其代理役と爲す

庶民院の書記官は議事を記録するの任に當るものなり庶民院書記官は又庶民院の命令に調印し貴族院に送るべき原案に裏書し且院中に於て朗讀すべき惣ての書類を讀む書記官は又庶民院の日誌を調製するの義務あり書記官は二人の助役を要す書記官は王室より命せらるゝ處の生涯官にして助役は議長の指名に由り王室の命ずる處のものたり

差官は王室の命ずる處のものにして國會開會中は議長に扈從せざるべからず院内に於ける差官の職務は議長の出入に扈從し院内の秩序を保ち院に出席することを命ぜられたる人を院の欄に連れ來り院に出頭して議長に面會せんと欲するものを案内する等是なり院外に於ける差官の職務は院の欄に或人を護送すべしと云ふ院の命令を執行するが爲に議長の發したる命令狀の執行を爲すこと及び

其人を院の命に由りて監視すること又は院の命じたる場所に之を禁錮すること等是なり

院の特權に二種あり一は議長の請求する處の特權にして一は議長の請求せざる處の特權なり議長の請求する處の特權とは國會開會の際「古代なる疑ふべからざる權利」として庶民院議員に代り議長より大法官に向ひ請求する處の權利是なり此權利は議員の身軀及び議員の従者は捕縛及び其他の妨害より自由なるべし議員は討議の際言論の自由を有すべし議員は必要の場合に陛下に謁見するを得べし議員の處置は總て陛下より寛裕なる解釋を受くべし等是なり是等の權利は所謂「古代にして疑ふべからざる權利」なるを以て敢て請求を要せざるが如しと雖どもヘンリ八世の時より以來國會の開會毎に請求を名として其特權を有する所以を王室に示すこと慣例となれるなり此諸種の權利の中謁見云々寛裕なる解釋云々は殆んど儀式上の特權に過ぎざれば此二種を總括して第一に説明し次に捕縛の自由次に言論の自由を説明すべし

甲 儀式上の特權 庶民院は言論の自由を有するものあるを以て殊更に其處置

寛裕なる解釋を受けんことを要求するの必要なしと雖ども王室に對する禮儀上國會の始に於て之を請求することゝなれるなり謁見の權利は王室の勅諭に對する奏問を爲すに當りて庶民院議員盡く議長に從つて參内し謁見を請ふの場合に必要なものなり貴族院の議員は其貴族たるが爲に王室の世襲顧問官たる資格を有するを以て何時たりとも謁見を請ふの權利を有すと雖ども庶民院議員は一個人として此の如き權利を有するにあらず故に庶民院は場合に依り其議員中樞密院議官の職を兼ねたるものをして謁見を乞はしむることあり樞密院議官の職を兼ねるものは之が爲めに何時にても君主に謁見を請ふの權利を有するなり

乙 捕縛の自由 捕縛の自由及び言論の自由は前の特權の如く儀式上のものにあらず實際に於て極めて肝要なるものなり此二種の權利は常に王室に對する權利なるのみならず又公衆に對する權利なりと云ふべし捕縛の自由とは庶民院議員及其従者は國會の開期中及び其前後四十日間捕縛の自由を得べしと云ふこと是れなりこの特權は議員國會に出席し其職務を盡くすの妨害なからしめんが爲に設けたるものなること論を待たずして其期限は古へ遯孫の時代に在り然れど

も此特権は叛逆重罪及び治安妨害を爲したる議員を保護するものにあらず又千七百六十三年ウオルクス事件の場合に於て讒謗の書を著はし若くは之を出版したるものも亦此特権の保護する限りにあらずと定められたり而して此時より以後此特権は惣て刑事の犯罪に適用すべからざるものゝ如くなれり又此特権は法廷を輕侮したるが爲め禁獄せられたる議長を保護する能はず曾てロング、ウエレン、ブリーなる人チキンセリー裁判所を輕侮したることあるが爲に大法官アラハム侯に禁獄せられたり當時庶民院は委員をして此事件を調査せしめたるが其特権は此議員を保護すべきものにあらずと云ふ報告を爲せり然りと雖ども此特権は民事の場合に於て永く債主を苦しめたり何となれば負債ある議員は夫れが爲に捕縛せらるゝことなく其財産を債主の爲めに差押へらるゝことなきのみならず債主は此特権の期限内に議員若くは其從者に對して訴訟を起すこと能はざりしを以てなり此の如き有様なりしを以て千六百三年に當りサートーマス、シャイルと稱する議員負債の爲にフットの獄に入れられたるを庶民院は其吏員を派出して解放を請求し典獄之を拒みたるを以て一時之を禁獄し其後督責を加へて

禁獄を免したるが如き場合ありたり債主は議員の特権の爲に久しく損害を蒙りしが千七百年に至りて少しく此特権の範圍を縮め國會の解散休會及び十四日以上の延會の間は重なる法廷及び衡平法裁判所に於て議員に對し訴訟を起すを得且其間に裁判を爲して之を執行するも妨げなしと定まりたり然れども此特権の範圍縮少して道理上不都合なきものとなれるはジョージ三世の時に在りジョージ三世の法令は議員及び其從者に對して何時たりとも訴訟を爲すを得ることゝ定めたり然れども議員の身軀を捕縛若くは禁獄すべからざるは前と異なることなし此の如く議員の從者に終に全く特権を失ひ議員のみ單に國會開期中及び其前後四十日間捕縛の自由を得ることゝなれり庶民院の議員に當撰したる者若し其當時禁獄中なる時は其禁錮は之を解かざるべからず議員は又前の特権の期限間證據人として出席するの義務なく陪審官たるの義務も亦免かるゝ者とす丙 言論の自由 言論自由の特権は國會の古へより有する處のものなりと云ふと雖ども其後屢司法上及び立法上の手續を以て之を確定したることあり千三百九十七年に當りハクシイと稱する國會議員は王室の費用を節減すべき議案を下

院に提出し遂に可決せられたり當時の英王リチャード二世は庶民院議員が此の如き事項を討議したるを怒り原案提出者の姓名を申し出つべしと要求したり是に於て庶民院は大に恐怖しハクシイの名を申し出でたるを以てハクシイは其後叛逆人として宣告せられ大僧正アルンデルの仲裁に依りて僅に死を免かれたりリチャード二世廢せられヘンリー四世即位するに及びてハクシイは其曾て受けたる處の裁判を取消されんことを王に請求し王は貴族院議員の意見を聞きて終に之を取消したり蓋し此事は王室及び貴族院が庶民院の有する處の言論自由の特權を司法上より認めたるものと見做すを得べし當時王は又庶民の請求に依りハクシイに關する裁判は惣て無効にして効力なきものと令せり言論自由に關する有名なる事件の第二はストロロドの事件と稱するものなりヘンリー八世の時ストロロドと稱する議員コロンオール地方の錫鑛の事に關して或る議案を提出したるが爲めスナナレ、コートと稱する裁判所に於て審判を受け禁獄に處せられ料を課せられたるを以て當時の國會は之を不當とし帝にストロロドのみならず未來の國會に於て議員が如何なる議案を提出し如何なる言論を爲すも司法

の手にてし之を罰するを得ず縱ひ之を罰するも無効力なる旨を議決したり右の如き先例あるに關はらずチユードル王統の諸王及びスチユワルト王統の最初の二王は屢國會に於ける言論の自由を制限せんと試みたり蓋しチユードル及びスチユワルトの諸王は言論の自由に就て極めて狹隘なる意見を抱きたること曾て庶民院議長の特權の請願を爲せるに當り汝庶民院議員の特權は可否の特權に外ならずと大法官をして答へしめたるに由りても明なりと云ふへし故に當時は議員の言語王室の意に適はさりしか爲め樞密院に招喚せられ牢獄に繋かれ若くは議場に出席することを停止せられたる例甚だ多し然り而して司法部が言論自由のことに關して干渉したる最後の場合に彼のユリオット、ホーリス及びハレンソトイン等が國會に於て不穩なる言論を爲し且議長を讒謗したるか爲めキングスベッチ法廷に招喚せられたること是れなり然れども其後此審判は貴族院の取消す所となり且國會の議決に依りて國會内に於ける言論は國會外に於て審問すべきものにあらざると云ふ原則確定するに至りたりウィリヤム及びメリーの時に當りて權利法典なるもの發布せられ國會議員言論の自由は遂に確乎不拔のもの

となれり蓋權利法典は彼の國會内に於ける言論の自由は如何なる法廷に於ても其他國會外の如何なる場所に於ても彈劾し若くは審問する能はずと言ふの主義を特に確定したるに過ぎず

右に述ぶるが如く權利法典一たび出て、國會議員言論の自由は遂に確定したりと雖もワルポールの如き宰相權力を有しジョージ三世の如き王にして位に在るの時には手段を回らして言論の自由に妨害を加ふること敢て難からずワルポール及びジョージ三世の如きは手段のあらん限りを盡くして議場に多數を占めんことを計りたるが故に屢己れの意を奉ずるものには官職を與へ己れの意に逆ふもの、官職を奪ひしなり蓋し政黨内閣の制行はるゝの國に於て下官若し上官の政略に反對し固く動かざるが如きことあるに於ては其職を奪はるゝこと勿論なりと雖どもワルポール及びジョージ三世が己れの用に供したる處の官職は此の如き政治的の官職にあらず國會に於て述べたる言葉國會に於て爲せる投票若し意に適はざる時は陸軍士官の職の如きも亦之を奪へるなり例へば千四百六十四年コンウエイ將軍はグレンヴィルの内閣に抵抗したるが爲め其主殿官たる官職

と陸軍に於ける地位とを併せて失ふに至りたり然れども此弊習はその後遂に止むに至れり彼のエドマンド、パルクの説に由ればロッキングハム公の内閣は國會に於ける投票の爲に陸軍士官を免する弊習を止むるに付て最も與りて力ありしと以上述ぶるが如くなれば今日に於て國會議員の言論は頗る自由にして毫も制限せらるゝ處なし但し此言論自由のことよりして國會の傍聴及び國會の議事筆記出版のことに關し起りたる問題あるが故に之を次に述ぶることゝ爲すべし

英國の庶民院は古來より外人を退場せしめ及び院の戸を閉ちて討議するの權利を求め之を享有し居れり庶民院が此の如く其議事を秘密にするの權利あるは二個の理由に基くものなり其第一は往時議員席と傍聴席との區別今日の如く劃然たらざりしが爲め傍聴者往々議員と混同し或る場合に於ては分決を爲すに際し誤て外人即ち傍聴者を計入したることあるが爲めなり其第二の理由は今日の如く言論の自由確立せざる時に當り自由に傍聴を許す時は議場の言論及び議員の舉動を政府に報告する者あるが爲め王室より譴責若くは恐嚇等を蒙ふることあるを以てなり是を以て若し議員の一人外人の議場中に在ることを議長に向て注

意する時には議長は必ず之をして退場せしめざるべからざることとなり居たり然るに千八百七十五年に於て此習慣に不都合を生じたることあり此年開きたる國會に出席せる或る新聞社に關係ある議員は新聞社の探訪者か屢々退出を命ぜらるゝことを不便とし手段を設けて此習慣を破らんと試みたり即ち此議員は幾度となく傍聴者の議場に在ることを議長に向て注意し議長をして煩しきに堪へざらしめ隨て此規則を不都合なるものと爲さんことを試みたり之に由て庶民院は討議の末將來議院會議中若くは委員會の會議中或る議員傍聴者の議場に在ることを注意する時は議長若くは會長は別に議員をして其事に關し討議せしむることなく直に其傍聴者を退場せしむべし但し議長若くは會長が之を退場せしむるを適當と考ふる時に限ると議決したり

議院の許可なくして其討議等を出版することを禁じたるは彼の長久國會の時の庶民院を以て始めと爲す此事に就ては爾後種々の事件起りたりと雖ども要するに報告の方法未だ發達せざる當時に在ては往々誤謬を傳ふるの恐れありたるを以て庶民院の議論は常に出版を禁止する方に傾きたり千七百三十八年に於て庶

民院は其議事を出版するは庶民院に對して甚しき不敬なるのみならず其特權を破らんとするものなりと議決したり然れども之に關はらず議事を出版する者往々にして之れあり千七百七十一年の頃までは雜誌を發兌して議院の議事を世に公けにする者甚だ多く而して千七百三十八年に於ける議決に軋觸せざらんか爲め議員の名を避けて故さらに異名を用ひたり其後新聞紙も亦議事を公けにすることとなりて議員の名の如きは異名を用ふることも前と同しく時に或は讒謗に類する異名を之に附したり是を以て庶民院は甚だ不平に堪へず遂に新聞社と一大戰爭を開きたり庶民院は議事出版者の一人を捕縛せんが爲め倫敦府に向て使者を送れり然るに出版者は議院の使者己れの家に於て己れを襲撃したりと爲し警察官に議院の使者を引渡せり是を以て議院の使者及び出版者は市長の官廷に喚出され審判の後市長は議院の逮捕狀は自由憲章を有する倫敦府内に於ては無効力にして市の役人に紹介せず出版者を捕へんとしたるは不當なりと判決し遂に出版者を許し議院の使者を禁獄せんとせり庶民院は此事を聞きて非常に怒り遂に倫敦市長及び長老二人を議院に召し遂に之をタワーの牢獄に繋けり蓋し庶民

院は法廷の處置にも干渉する權力あるものなれば此の如き嚴重の處置を爲すも固より咎むべきものにあらざると雖ども當時の處置は大に輿論を激昂せしめ倫敦府の人民の如きは殊に憤激したるを以て庶民院も亦少しく恐怖したるが如く其以後此特權に關して此の如き處置を施したることなし故に議事出版の事は遂に大に行はれ其れと共に報告の方法又完全するに至りたるを以て庶民院も正確なる議事筆記を世に公けにするの利益を悟り却て報告者に便利を與へんことを勉むるに至れり故に今日に在ては庶民院の議事及び其他の出來事は細大となく世に公けにせらるゝことゝなれり

庶民院の議事細大となく世に公けにせらるゝことゝなれるに付て殊に注意し置くべきは今日と雖ども議事の報告は庶民院の黙諾に由るものなることこれなり即ち今日と雖ども庶民院は何時に關はらず外人を拒絶し報告者を退場せしむるを得るなり又今日に於て議事を出版するは等しく庶民院の黙諾に由るものにして庶民院は何時たりとも議事の出版は其特權を破りたるものなりと稱し處置を爲すを得るものなり然り而して次に注意し置くべきことは議員の言論議場内に

於ては自由なりと雖も若し其言論にして出版さるゝ時は出版上の制裁あること是れなり若し出版者讒謗に類する言論を出版する時は縱ひ議員が議場に於て爲せる言論の一部なるも出版者は其責任を免るゝ能はず又其言論を出版されたる議員は讒謗律に照さるゝの恐れあるを以て庶民院に乞ひ其特權に由りて出版者を處置するを得べきなり

國會開設の始に當りて庶民院議長が要求する處の特權は右に説明したるを以て次に議長の要求せざる庶民院の特權に就て述ぶる處あるべし庶民院の特權中議長が特に要求することなきも古來其有する處にして屢之を實行したる實例の存する處の數種の特權あり此數種の特權中第一に説明すべきは庶民院が其組織を完備する處の特權是なり

甲 庶民院の組織を完備する權利 庶民院が其組織を完備するの權利は分ちて三種と爲すべし其第一は國會の開期中議席空虛となるに當り召集狀を發するの權利にして其第二は國會の坐席を充たすへき資格を具へざる者を退場せしむるの權利第三は撰擧の葛藤を審判するの權利是なり撰擧の葛藤を審判するの權利

は今や高等法院に屬すと雖も元來庶民院の有する所の權利なれば併せて茲に述ふるを要す

第一 國會の開期中坐席空虛となるに當り召集狀を發するの權利

若し國會の開期中に於て法律上辭職せざるべからざる理由の爲に坐席空虛となるか又は或議員二撰擧區に於て等しく當撰し其一の議員となることを承諾したる爲め他の撰擧區の議員を欠く時は庶民院議長院の命令を奉して坐席の空虛を充たす爲に議員撰擧の召集狀を發すへしと大法官廳の書記官に宛て命令を發せざるべからず若し其坐席愛蘭議員の充たすべきものなるときは愛蘭事務局の書記官に宛て、命令を發するを要す蓋空虛の坐席を充たすか爲めに議長が發する所の命令は院の命令に基くものなるを以て國會の開期中にあらざれば之を發する能はざる筈なりと雖も別に法律の規定するある在りて此不便を補ふが如し即ち議長は或る儀式を経或る制限を受けたる上は縦ひ國會の休會中なりと雖も若し議員貴族となるか破産するか官吏となるか兎角其坐席を辭せざるべからざる事件生ずるに當て其空虛を充たすが爲に令狀を發するを得るなり

第二 國會の座席を充たすべき資格を具へざる者を退場せしむるの權利

庶民院は撰擧の葛藤を審判する權利を法廷に引渡したるを以て若し候補者にして適當の手續に由り撰擧せられざるか又は投票すべき權利なき者之を投票したるか或は賄賂等の爲に左右せられて之を撰擧したりと云ふ嫌疑ありて隨て故障の起るが如き場合に當りて庶民院自ら審判を爲すが如きことは是れなしと雖ども然れども庶民院は若し法律上不合格なる者撰擧せられたることを發見する時は其事に關係あるもの、訴へを待たずして其坐席を空虛なりと宣言し不合格の議員をして退場せしむるを得るなり此權利を證明する爲めの實例は古來少なからずと雖もジョン・マイケルの事件の如き此事に關する庶民院の權利を最も能く説明するに足るべきものなりジョン・マイケルは其不合格の事情あるに關はらず再度までも當撰したり其第一の場合に於ては敢て反對者の請願を爲す者なかりしと雖も議員は其坐席を空虛なりと宣言せり其第二の撰擧の場合に於ては只に請願を爲せる者あるのみならず他の候補者其坐席を充たすの權利ありと主張せり是を以て庶民院は自ら審判を爲さす其問題を法廷に移して審判せしむること

となせり夫れ此の如く庶民院は自ら審判を爲すことなく法廷をして之に與らしむると雖も座席空虛の宣言を爲すに當りては敢て法廷の審判を待つを要せざるなり

第三節 撰擧の葛藤を審判する權利

撰擧の葛藤の問題を審判する權利は千六百四年以來千八百六十八年に至るまで庶民院の有したる處のものなりしが其歲コンモンブリース法廷をして之を審判せしむることとなり裁判所構成の改正ありて以後高等法院のクイーンズベンチ局に於て審判することとなり抑も撰擧の葛藤を審判する權利は二百五十年間庶民院の掌握したるものなりと雖も庶民院が元來此權利を有せしや否や疑ふべし古制を尋るに彼の各州のシェリフに當てたる召集狀の如きは元來國會に對して復命したるものなりと雖もヘンリ四世の時より以降大法官廳に復命することとなり而して撰擧の葛藤の如きは貴族の補助に由て王の審判したる所たり然るにエリサベス女王の時に至りて庶民院は此審判の權利を要求し千六百四年に至りて之を得んことを強く主張したり此歲バックス州の撰擧のことに關し庶民院は

始めて此權利を強く主張したれば今其顛末の概畧を述べざるへからずせいふも一世即位して第一の國會を召集するに當り破産者若くは追放者の當撰せざることを注意せざるへからずと告示し且總て復命は大法官廳に對して爲さるへからず若し其復命にして告示の命する所に違ふ時は不法なるもの且不充分なるものとして棄却すへき旨を令したり然るに此歲に於てクードウ井ンと稱する追放者バックス州より撰擧せられたるを以て大法官廳は之を不法として其復命を棄却したるか故にホーテスキューなるもの代て當撰せり庶民院の此事を聞くや直に其事情を調査してクードウ井ンは至當に撰擧せられたるものなりと主張せるを以て貴族院は之を不問に附せず庶民院に向て説明を求めたり然れども庶民院は已れの特權を行ふに付て貴族院の干渉を受くへき理由なしとし説明を爲さるりしか故に王は遂に二院の間に立入り撰擧の事に關して二院間に協議を開くへしと望みたり是に於て庶民院は王に謁見を請ひ其權利を主張したりと雖も王聽かず由て更に討議の末先例を擧て撰擧の葛藤を審判すべき權利ある旨を主張したりと雖も王は尙ほ協議會を開かんことを望みて止まず庶民院は止むを得ずし

て遂に其意に従ひ協議を開きたる末ホーテスキュー及びグールドウヰルノ選挙を皆無効ならしむることに熟議し遂に問題を落着せしめたり然れども此時より以來庶民院の選挙の葛藤を審判すべき権利は確認せらるゝに至り大法官廳は其權利を主張せざることをなれり

庶民院は此時より以後特權及び選挙の委員會なるものを設け選挙の葛藤に關する問題を審判せしめしか千六百七十二年以下此委員會は全院委員會となれり然れど全院の委員會は適當なる法廷と云ふを得ず何となれば其委員會を組織する各議員は一個人として責任を負ふことなく且公平なる眼を以て審判を爲すの念なきなり故に選挙の葛藤は黨派の勝敗を争ふ處の問題となりて理由の正不正は措て問はず多數黨派に屬する者は常に勝利を得ることゝなれり此の如き有様あるを以て選挙葛藤の問題よりして内閣の更迭を惹起したるが如き場合なきにあらず彼のワルポールの内閣の如きは選挙葛藤の問題に失敗したるが爲め遂に職を辭するに至れり是を以て千七百七十年にグレンツヰル氏は一の議案を提出し此弊を救はんとして遂に可決せられたり此グレンツヰルアクトと稱する法令に

よれば選挙葛藤の裁判は惣て委員會に托することゝなし其委員は匿名投票を以て四十九人を撰ぶととなし其中より原告被告各其己れの欲せざる姓名を除き其數十三人となれる時原告被告より各一人の議員を委員として指名したる上之を以て法廷を組織し審判を爲さしむることゝなれり此方法は前法に比すれば遂に完全にして稍公平を得るに近しと雖ども尙ほ黨派の利害のために動かされて不公平なる審判を爲すの恐れありしを以てサー、ロバート、ピールは之に改正を加へ其委員の數を減じて其指名の方法を改めたり

千八百六十八年に至りて庶民院は遂に選挙の葛藤を審判することを斷念し之を法廷に委托することゝなせり法廷をして選挙の葛藤を審判せしむるに關する規則はヴィクトリヤ女皇三十一年に公布されたる國會選挙條例及び四十二年に發布されたる同條例の修正に詳なり今や選挙の葛藤に關する請願は庶民院に出たすに及ばず直に高等法院に提出せしめ其審判はウェストミンスターに於ける庶民院の委員會に於てせず高等法院の判事二人其問題の起りたる市若くは州に赴きて審判することゝなれり而して判事は其審判の結果を庶民院議長に報告し庶

民院は議長より判事の審判に關する報告を受け而して之を日記に記入せしめ且復命を認可し若くは之を變更せしめ若くは新召集狀を發する等判事の審判に隨つて相當の處置を爲すことゝなれり

乙 議院内に起りたる事件を處置する權利

ブラックストンは曾て原則を定めて曰く國會の兩院に關して起りたる事件は何事に由らず其關係ある院に於て調査し討議し審判すべきものにして他の者これに關係すべきにあらずと然れども此原則は少しく修正を要するものあり國會の兩院に關して起りたる事件と雖も若し國會外の權利に關係するものならしめば必ずしも他に於て審判すべきものにあらずと云ふを得ず去りながら國會の兩院は其院内の事件を處置すべき專權を有すること勿論たり而して院内に於て行なはれたる刑事上の罪惡若くは其命令を以て行ひたる刑事上の罪惡の外如何なる法廷と雖も院内に於て起りたる事件に干渉する能はず今之を説明せんとするには例を彼のブラッドロー對ゴセットの事件に取るに若くはなし此事件に於て原告ブラッドローはノーザンプトンのポローに於て擧げせられ議員として復命さ

れたるに係はらず國會誓約條例において要せらるゝ所の誓約を爲すを許されず議院の決議に依り差官はブラッドローが院の議事を妨害せざる旨を約束する迄議席より退去せしむへしと命せられたる旨を陳述し其不當なることを訴へたり蓋此問題は議院の決議に由りてブラッドローの誓約を妨けたるものなれば原告は差官に對する院の命令を無効となし差官の其命令を執行することを止められたとし法廷に請求せるなり然れども法廷は庶民院が其院内の事件を處置するが爲に法令を解釋するの權を有するものと爲し且庶民院は其議員を退去せしむるの權を有するものなるを以て其權を執行するに必要な力を用ふるの權あるものと爲せり之を要するに裁判官は刑事に關する事の外院内の事件に干渉すべからざる理由に依りてブラッドローの請求を拒みたり然れども法廷は曾て院内に於て行はれたる罪惡若くは院の命に由りて行ひたる罪惡も亦其關する所にあらすと云ふの意を示したる場合なきにあらざるなり

丙 特權を破りたる場を罰する權利

前に述べたるが如く庶民院は院内に起りたる事件を處置するの權利あるが故に

此權利を執行すべきが爲め其特權を侵したるものを罰するの權を有せざるべからざること勿論なり庶民院が其特權を侵したるものを罰するが爲に用ふる處の通例の方法は差官をして之を禁獄せしむること是れなり而して此禁獄の罰に處せらるゝの罪は議員ならざるものが議員に不敬を加へたる場合議員若くは其他の人か議院全軀に不敬を加へたる場合庶民院の命令に背き若くは其議事に干渉したる場合等是れなり庶民院は往時に在りて其特權を破りたるものに料料を課せることありと雖ども今日に在ては之を課することなく唯禁獄せられたるものを許すの前に當りて禁獄の費用を徵集することあるのみ

庶民院は其議員を懲戒する處の種々の方法を設く庶民院は其決議に依りて議員を議席より放逐し且放逐されたる議員の議席を充たすが爲に更に新召集狀を發すべき命令を爲すを得るなり然れども庶民院は其放逐したる處の議員將來坐席を占むる能はずと宣言して以て其再選舉を妨ぐる能はず曾てウィルクスを放逐したる場合に之を企てたれども後ち遂に此の如きことを爲すの權利なき旨を自ら認めたり庶民院は以上述べたるが如く議員を放逐するの權を有すと雖ども此放

逐なるものは其放逐されたる議員庶民院議員たるに適せざる人なりと云ふ院内の輿論を示すに過ぎず是を以て別に議員を禁錮するの權を有せざるに於ては議場を整理し其特權を保つが爲め頗る不都合を感ぜざるを得ず故にサー、アトスキ、ン、メイの如きは庶民院が有する禁獄の權利を以て國會特權の基礎と稱すべきものなりと云へり庶民院は如何なる方法に依り將た又如何なる權利に依り其禁獄の特權を實行するか是れ次に究むるを要する問題なり

庶民院が禁獄を命ずるに當りて之を奉行する處の吏員を差官と云ふ差官のことは既に前に述べたるを以て茲に反復せず然り而して若し茲に人ありて庶民院の法廷に召喚せらるゝ時は或は謝辭を述べて其罪を免るゝことあり或は議長の譴責を受けて其罪を免せらるゝことあり又は禁獄を命ぜらるゝことあり而して若し其人甚しく庶民院を輕侮したるが如き證據ある時は法廷に呼出さるゝことなり謝辭を述ふるの機會を與へずして直に禁獄に處せらるゝなり然れども庶民院が其議員を禁獄する權利は其開期に依り制限さるゝものにして若し休會となるに及びては費用を拂ひたると否とに拘らず禁獄せられたる人は放免せらるゝな

り故に庶民院は或る確定したる期限内禁獄を爲す能はず縦ひ確定したる期限内禁獄を爲すと雖も若し其期限内に休會を告ぐるに及びては禁獄したるものを放免せざるべからざるなり

庶民院が此禁獄の權利を有するに就ては古來種々の説ありサー、エドワード、コックの如き庶民院は高等なる法廷なるが故に此權利を有するものなりと主張すと雖もエンボロー侯の説の如きは之と異なり嘗に庶民院の威嚴を維持するに必要なるよりして此權利を有するに至りたるものとせり即ち侯の説に依れば縦ひ此事に關して判然たる先例なしとするも又法廷が此權利を認めたることなしとするも而も庶民院は此權力を有せざるべからず若し之なきときは忽ち他の輕侮を受けて其議決の効力を減するに至るべし庶民院か他より輕侮を加へられたるに當り通常法廷の緩慢なる裁判を待ちて而して能く其威嚴を保つと思ふか云々と之を要するにコックの説の如く庶民院か高等なる法廷ありといふ理由よりして古來此權利を有したりや否や判然せずと雖も其威嚴を維持するに必要なりと云ふ廣き理由に依りて此權利を維持するを以て適當と爲さざるべからず

庶民院吏員の事議長の要求する權利及び其要求せざる權利の各種に付ては既に大畧を説明したれば次に庶民院の特權と法廷との關係を述べざるべからず庶民院の特權は法廷の制限する處のものなるか否やを論ずるを要するなり抑も國會の特權は王室の特權と同じく法律に依て與へられたる權利に外ならざるを以て惣て他の權利と同じく法廷は其範圍を探り之を定むるを得るなり國會の特權なるものは習慣に依て得たる處のものと法律を以て附與されたるものとより成立つものにして或は院の全体に屬するものあり或は其議員に屬するものあり然り而して庶民院の特權は庶民院の自由安全及び威嚴を保持するが爲めのものたるに外ならず庶民院が其權利に關して種々の要求を爲し法廷に於て其當否を判断したる場合古來少なからず今其二三の實例を擧げて庶民院の特權と法廷との關係を示すべし

第一に庶民院は其特權の範圍を自ら判断すべき權利あるものなりと主張したることあり蓋若し此主張したるが如くなるに於ては庶民院は法律上正當なるべき或る舉動の特權を破りたるものなりと宣言するを得べく法律上不當なる或る舉

動を其特權に依りて正常ならしむるを得べし此事に關して法廷は答を爲して曰く若し法廷にして其保護すべき義務ある權利と庶民院の特權と牴觸することを見するに於ては法廷は庶民院の所謂特權なるもの眞實の特權なりや否やを判定するの權利あるものなり云々と蓋此事に關しては古來種々の事件起りたるが今説明の爲に其一二を掲ぐべし

アシユヒー對ホワイトの訴訟はアイルスベリーのポローに於ける撰擧者が其復命官に對して起したる訴訟なり復命官は其撰擧者の撰擧權を無効視し之をして投票を爲さしめざりしを以て遂に復命官に對して訴訟を起すに至りたるなり此訴訟の要點は投票の權利あるや否やを定むるにあらすして撰擧者が其撰擧權を實行するに際し拒絶されたるに付て訴訟を爲すの權利ありや否やと云ふ問題は是れなり庶民院は此時に際して撰擧者の合格不合格に關する問題撰擧せられたる人の權利に關する問題は庶民院の外他に於て審判すべきものにあらすと主張し且アシユヒーは普通法々廷に訴訟を起したるを以て庶民院の特權を破りたるものなりと決議せり此問題に付ては種々の葛藤を生し終に貴族院が其間に立入

りたるか爲め兩院の間に大に紛議を生し後國會の休會せるか爲め其儘に落着するに至れり以上述べたるアシユヒー對ホワイトの事件の外ストックデイル對ハッサードの事件アラッドロト對ゴセットの事件等は皆國會の特權と法廷との關係を説明するものなりと雖も今悉しく之を説かず之を要するに種々の事件に依りて定まりたる所を云へば法廷は國會特權の問題が其中に含蓄せらるゝ事件なりと雖も私權を維持するが爲に躊躇するを要せず庶民院の内部に關係する事件の外法廷は庶民院の所謂特權なるものを調査して其範圍を定むるの權利あるものと確定したるが如し

法廷と庶民院との双方に關係する問題は右に述べたるものに止まらず彼の國會の爲に禁錮せられたる者ヘビヤスコーパスの令に由りて保釋を得んとするに當り國會は國會を侮辱したりと云ふ大牒の理由に依りて禁錮の令狀を發したるものなればヘビヤスコーパスは無効なりと爲すを得べきかと云ふが如きも亦法廷と國會との双方に關係ある問題と云ふべし此事に就ては種々の事件起り従つて種々の判決を爲せる例ありと雖も未だ何れの論旨を以て是とすべきやを確言す

る能はず然れども彼のバルドット對アポットの問題に付てエレンポロ侯の爲せる判決の如きは先づ當を得たるものと云ふを得べしエレンポロ侯は判決して曰く若し禁獄にして庶民院の侮辱と云ふ一般の理由ならしめば余は黙して止まんのみ然れども庶民院の侮辱と云ふ一般の理由ならず或る格段の理由あるものならしめば法廷は其正なるか不正なるかを審判するを得べしと信ず如何なる場所に於て禁獄したるものと雖も法廷は其理由を調査するの權あるものと信ずるなり

第八章 貴族院を論ず

庶民院に關する事柄は既に説明し終りたれば是れより進みて貴族院の事に付き説明を爲すを要す或は國會の貴族と貴族院と同名辭なるか如く思ふものあり貴族の政治上の職務及び特權は世襲貴族院の議員として其爲す所の職務と特權との中に包含するが如く思ふものありと雖ども蓋然らざるなり思ふにビヤレロ即ち貴族とハウス、オブ、ロイズ即ち貴族院と同一のものにあらざること説明するは敢て難事にあらず譬へは貴族なるものは必ず世襲の權利を有せざるべからざるものなるに彼のピシヨップス即ち僧正、ロイズ、オブ、アッピル即ち法務貴族のごときものは世襲の權を有せず然れども僧正と法務貴族とは貴族院議員たるに相違なきなり又英國及び蘇國合併の後蘇國の貴族は英國の貴族と同しく大貌列顛の貴族となれりと雖も而かも蘇國の貴族は盡く貴族院議員となれるには非ず蘇國の貴族中代表者として出席する十六人のみ貴族院の議員たり而して愛蘭と合併の調へる後英、愛、蘇、三國の貴族は大貌列顛及び愛蘭合併王國の貴族となれりと雖も愛蘭の貴族は之れか爲に盡く上院議員となれるにはあらず愛蘭貴族中二

十八人の代理貴族のみ上院議員となれるなり
 右に述ふる處に由れば國會の貴族にして貴族ならざるものあり貴族にして國會の貴族ならざるものあるの理由明かなるへし然り而して國會の貴族及び國會の貴族ならざる貴族に相通する處の職務特権あり即ち(第一)に各自或る尊稱を有する事(第二)に一個人として王室の世襲顧問官なる事(第三)に國會の開けざる時に於て全軀として王室の永久評議會なる事(第四)に國會に集りたる時全軀として審判の法廷なる事(第五)に國會に集りたる時王國の立法部の一部なる事是れなり今貴族院の事を論ずるに當て其立法部の一部たる職に限り是に論ずるを至當とす其他の職務特権は夫々適當の場所に於て論ずることゝ爲すべし例へば其尊稱のこととは名譽の源泉たる王室の特権を論ずるに當りて述ぶることあるべく其司法權は法廷の組織を述ぶるに當りて論ずることゝ爲すべし
 貴族院の事を論ずるに先達て説明し置くを要するは貴族院は如何なる人を以て組織せらるゝかと云ふこと是れなり國會の貴族は凡て何種に區別するを得るかと云ふこと是れなり國會の貴族は大別して僧貴族俗貴族の二種に別ると雖ども

細かに其種類別つ時は五類に別つを得へし

第一 合併王國の世襲貴族

第二 世襲の國會貴族ならざる世襲貴族

甲 毎國會に撰出せらるゝ十六人の蘇格蘭代理貴族

乙 生涯撰出されたる二十八人の愛蘭代理貴族

第三 或る職務を爲すが爲に國會の貴族に任せられたる一代貴族

甲 僧貴族二十六人

乙 法務貴族二人

貴族院の組織は右に述ふる如くあり而して次に其特権を説かん貴族院の特権を説かんとするには庶民院の特権と比較して其相共に有するもの及び有せざるものを區別するに若くはなし第一に貴族は彼の庶民の如く其特権を要求する儀式を履まざるなり貴族院の議長は古へより大法官即ち大驛官之を務む大法官欠席したる場合には代理議長之に代る代理議長は豫め數人を定め置くも雖も若し大法官及び代理議長共に欠席する時は假りに議長を撰ふことあり貴族院の議長

は庶民院の議長の有するが如き特別なる權力を有せず他の議員と平等の地位に在るものとす

貴族院に附屬する吏員は書記官、黒笏監鎖及び差官等なり、書記官の職務は院の議事及び裁判を記録するものにして、黒笏監鎖の職務は庶民院に於ける差官の務めと同じ而して貴族院の差官なるものは殆んど議長の從者たるに過ぎず、大法官が其職務を以て貴族院議長を兼ねる場合は勿論、貴族院が議長を撰ぶ場合に於ても別に王室の認可を受くるを要せず、又上にも云ふが如く貴族院を代表して特權を要求すると云ふが如きことなし

貴族院の特權を述ふるに當て第一に注意すべきは捕縛の自由是れなり、此自由は前章に於て述べしが如く庶民院議院の有する所なるが貴族院議院も亦固より之を有す、貴族院の此自由は叛逆重罪及び治安妨害の場合を除き國會の開期間及び國會の特權の通常有効なる時限内有する所のものなり、此特權は即ち開期間及び前後二十日間宛貴族の從者までにも及ばす所のものなり、次に證據人として出廷する權利陪審官たるを免るゝの權利言論自由の權利等に至りては貴族院の有す

る所別段庶民院の有する所と異なることなし而して君主に謁見する權利に至りては庶民院議員の如く全軀として有するにあらず、貴族院の各議員一個人として之を有するなり、思ふに此權利は貴族が貴族院の議員として有すると云ふよりも寧ろ其貴族たる身分として王室の世襲顧問官たる資格に由り有する所の權利なるか如し

貴族院の組織を整頓することに付て貴族院の有する所の權利は庶民院が不合格者の其事務に干係することを禁し其座席を空虚なりと宣言する權利と異なることなし、此特權を行ふに當り貴族院は新たに貴族に任せられたる者着席し且投票するの權利あるかを判決するを得べきものなり、去れば千七百十一年に於て貴族院は繼ひ英國の貴族に任せられたるも蘇格蘭の貴族は英國々會に於て座席を保つ能はずと判決したることあり、尤も此判決は千七百八十二年に於て無効となり、又貴族院は千八百五十六年にウェンスレイデイル侯が一代貴族として座席に就く能はざる旨を判決せり、然れども貴族院は王室より特に顧問せらるゝにあらずんば舊貴族の座席を有すへき權利あるや否やを判決すること能はず、又千六百

二十六年に貴族がプリーストル侯に召集状を送らんことを王に請求せるは此権利に基きたるあり又同年にチャールズ一世王がアラマンデル侯の禁獄を許し之をして坐席に就かしめたるも貴族の此特権に由りて請求せるに依れるなり貴族院は又聯合條例に由りて愛蘭貴族の坐席に關する葛藤を判決し蘇格蘭代理貴族の撰舉に關する葛藤をも亦判決するを得べし

貴族院は庶民院と同じく院を侮辱したるものを禁獄するの権利あり貴族院の此事に關する権利は庶民院の権利よりも一層大なるが如し貴族院は或る定まりたる時の間禁獄を爲すを得必ずしも休會と同時に之を許すを要せず然れども若し時を定めずして禁獄したる時は休會と共に解放するものとす

貴族院は又代理投票の権利を有したりしが近年遂に之を用ひざるに至れり此代理投票なるものは貴族院に出席せざる時其同僚をして代て投票するを得せしむる權利なるが之れが爲に欠席者甚だ多く却て不便を醸したるを以て千八百六十八年に於て之を廢止したり貴族院の特権として次に掲ぐべきは議決に不同意なる貴族議事録に其反駁の理由を記載する權利是れなり庶民院に於ける少數は討

議の際其説を述べ決議の際分決を爲さしめて而かも勝算なき時は止むを得ずして其運命に満足すると雖も貴族院に於ける少數は尙ほ此上に其意見を開陳するの機會を求むるなり即ち議事録に其反駁の理由を載せて以て後に殘すを常とす

貴族院の司法上の職務は凡そ四種と爲す上告の法廷として高等法廷及び控訴院の判決を審査するを得始審裁判所として庶民の彈劾せる國家の罪人を審判するを得貴族叛逆若くは重罪の嫌疑ある時は是れか審判を爲し王室の顧問に應じて貴族座席の權利に關する争ひを審判し且新に貴族となれるもの就席及び投票の權利あるかを吟味す右四種の職務の中第一は古代の大會議より傳へたる職務にして國會の特権とは稱し難し第二は國會の高等法廷たる地位に由り庶民院と共に盡すところの職務と云ふべく第三は人はその同輩に由りて審判せらるると云ふ大憲章の個條に由りて起りたる職務なり而して第四は庶民院が不合格者の座席を空虛なりと宣言しがつ近頃まで庶民院の有せる撰舉の葛藤を審判するの權利と同じ

次に貴族院の組織を論ぜざるべからざるが其第一着として王室が貴族の爵を與ふるの權に如何なる制限あるかを説かざるべからず今一言以て之を盡せば王室は合併王國の貴族の爵位を與ふるに付て無限の權利を有すと雖ども蘇格蘭及び愛蘭の貴族の爵位を與ふるに付ては制限さるゝところありと云はざる可らず蓋蘇格蘭及び愛蘭との聯合條例は此制限を置けるなり蘇格蘭との聯合條例を案ずるに唯蘇格蘭の貴族は此條例發布後大貌列頓の貴族たるべしとのみありて蘇格蘭貴族の増加若くば其現數を維持するに付て特に定むる處なし是を以て若し女王にして蘇格蘭の新貴族を作るとするも其貴族は蘇格蘭代理貴族の撰舉に際し投票を爲すの權利なきものと云はざるべからず而して今又愛蘭との聯合條例を案ずるに王室は愛蘭貴族の數百の數に下たるまでは三貴族の家斷絶したるに付て一貴族を作るを得べしとあり(Creation of Peers)而して合併王國の貴族院に世襲の坐席を有せざる愛蘭貴族の數は百に下るべからずと定めあるなり是に由て之を觀れば王室は蘇格蘭の貴族を新たに作る能はず愛蘭の貴族は聯合條例に定めたる處に從はずんば作る能はざること明かありと云ふべし

右に述べたる制限の外貴族を作ること關しての英國君主の權利は無制限と云ふへし然れども今此事を論決する前に當り千七百十九年に於て國會に提出されたる新貴族の授爵の制限案に付き一言するを要すへし此年サンダーランド侯は將來貴族院に於ける貴族の數を増すこと六人に越ゆへからずと云ふ案を提出したることあり即ち此案に由れば王は六人の新貴族を作るを得へしと雖ども其他は現に貴族たるものゝ家斷絶するに非ずんば作らしめず而して蘇格蘭貴族は二十五人の世襲貴族を以て代表せしむへく其數若し欠くる時は跡に残りたる貴族を以て補はしむへしと云ふの主意なり此原案は遂に廢棄せられたり而してサンダーランド侯か此議案を提出したる所以は彼の西班牙繼統の大亂の終りに結ひたるユートレクトの條約を國會をして贊成せしめんか爲め女王アン及び其大臣か千七百十一年に於て十二人の新貴族を作り多數を得んことを計りたるを以て之を妨げんとしたるか爲めなり

英國の君主か貴族の爵位を與ふることの權限に次て陳述するを要するは其貴族を國會に召集することに關する權限是れなり蓋この講義の目的は貴族のことを

論ずるにあらすして貴族院のこれを論ずるにあらるが故に君主が貴族を國會に召集する權限は其爵位を授與するの權限よりも一層重要なるべしと考へらるゝなり今之を説明するに當りて第一に述べべきは君主が蘇格蘭及び愛蘭の貴族を召集するに付て如何なる制限あるかと云ふ問題なるべし君主が蘇、愛兩國の貴族の爵位を與ふることに付ての制限は前に之を述べたり而して此他蘇、愛兩國の貴族を召集すること付て又制限あることを知らざるべからず案ずるに彼の蘇格蘭との連合條例は其貴族に大貌列顛の有する同一の特權を與へ愛蘭との連合條例は大貌列顛及び愛蘭合併王國の貴族が有すべき特權と同一の特權を愛蘭貴族に與へたりと雖ども然れども各の場合に於て貴族院に座席を有するの權利を取除きたり即ち兩國の貴族は代理の資格にあらざれば貴族院に召集せられざるといふなり然り而して英國の貴族院は此取除きを維持するとに熱心し遂に縱ひ君主が蘇格蘭の貴族に與ふるに大貌列顛の貴族の爵位を以てするも之れが爲に其貴族は召集せらるゝを得ずと決議するに至りたり即ち千七百十一年に於て蘇格蘭の貴族ハミルトン公爵が併せて英國なるブランドン公爵に任せられたる時に當

り貴族院は右の如き決議を爲し又千七百十九年にドールバールの公爵併せてソロウエー伯爵に任せられたる時も亦同一の決議を爲したり右の如く貴族院は君主の召集權の上に不思議なる制限を置き蘇格蘭若くは愛蘭の貴族が併せて合併王國の貴族に任せらるゝは妨げなしと雖ども合併王國の貴族に付帶する貴族院に着席及び投票するの權利は無効のものとなせるなり然るに千七百八十二年に於てブランドン公爵の召集のことに關して再び要求起りたり當時裁判官はブランドン公爵が併せてハミルトン公爵たるか爲に召集狀を受くる能はさるかど問はれたるに皆然らずと答へ蘇格蘭の貴族たることは其大貌列顛の貴族として有する所の特權を減殺すへき理由なしと答へたるを以て其時より以後君主は蘇格蘭及び愛蘭の貴族に代理貴族としての外召集狀を與ふる能はさるも之に合併王國の貴族たるへき爵位を與ふる以上は之を召集するも妨げなしと定まりたり

次に講究すべきは教務貴族の召集に關することは是れなり現時英國の國會に坐席を有する所の教務貴族の數は二十六人にして其内二十四人は僧正二人は大僧正

なり而して今後君主が英國に於ける僧正の數を増加することあるとすれば夫れが爲に國會に召集すべき教務貴族の數を増す能はず此事はマンチェスター。セントアルバンス及びトルロの三個處に新たに僧正を置たる法令及び千八百七十八年の法令を以て定むる處なり此諸法令に由るときは教務貴族の數は斯く新たに僧正の増加したるが爲に増加することなかるべく尤も英國及びウェールズの僧正中に欠員を生ずる時は最も年長なる而して未だ國會に召集せられざる僧正を擧げて其場所を充たすを得べし然れどもカンマブリー。ヨーク。ロンドン。ダーハム及びウインチェストル等の僧正欠員を生じたる時は此限りにあらずと次に述ふるを要するは君主が其祖先の召集狀を受取りたることあるに係はらず其子孫に召集狀を與へざるを得べきか又君主が世襲ならざる貴族を作り其爵位を有するの間のみに召集狀を與ふるを得べきかと云ふ問題なり此事に付ては古來種々入組みたる法律上の議論ありと雖ども今其歸着したる處のみを云へば君主は如何なる期限に由り如何なる爵位をも與ふべしと雖も然れども國會の貴族は世襲の貴族ならざるべからず尤も僧正と教務貴族とは此限にあらず而して

世襲貴族一度召集を受くる時には其権利は子孫に傳はるものなり但し愛蘭代理貴族は此限にあらず

次は外國人の貴族院に召集せられざること是其の王位繼承令は英人の胤にあらざるもの縦ひ歸化すると雖ども王國外に生れたる時は國會の兩院に於て議員たるを得ずと定め又千八百七十年の歸化條例は惣て外國人に關する財産所有の制限を廢したりと雖ども其第二章に於て國會若くは地方議會に關する撰擧及被撰擧の權利を有する能はずと定めたり故に君主の召集權は英國の臣民の外貴族院に出席すべき召集狀を受くる能はずと云ふ規則に由りて制限せらるゝものと云ふべし次に身代限も亦制限の一と云ふべし千八百八十三年の身代限條例は只身代限を爲せる貴族着席及び投票を爲す能はずと規定したりと雖ども千八百七十一年の條例の未だ廢止せられざる個條中に貴族院に於て着席し若くは投票するを得ざる貴族に對し召集狀を發すべからずとあるが故に君主は身代限處分中なる貴族に向て召集を發する能はざるや明なりと云ふべし以上述べたる召集權の制限の外に貴族院に着席し投票する能はざる制限あり蓋

君主は此の如き貴族に召集状を送るも妨げなしと雖も貴族院の決議常令及び法律等を以て之をして着席せしめず投票せしめざることあり其第一に掲ぐべきは未丁年者は是れなり未丁年者の貴族院に着席する能はざるは千六百八十五年の常令を以て定めたるものにして満二十一歳以下の貴族は此院に着席するを許されずとあり第二に掲ぐべきは重罪是なり英國の古法に由るときは叛逆を企て若くは重罪を犯したる者は其血液汚穢したると爲し其子孫貴族院議員たる能はざりしか近年に至りて血液汚穢のことは廢せられたり然れども貴族にして若し重罪を犯す時は満期の後若くは赦免せられたる後にあらずんば貴族院に着席し及び投票する能はず次に院の宣告も亦貴族をして着席及び投票を爲すを得せしめず夫れ貴族院は庶民院と同じく其決議に由り永久其議員を院外に放逐する能はずと雖ども庶民院の彈劾若くは貴族院議員盡く出席して審判を爲し宣告を爲すに於ては之か爲に宣告せられたる貴族永く着席し投票するを得ざることあり例へは大藏大臣ミッドル、セックス侯が賄賂及び其他の嫌疑に由り庶民院に彈劾せられたるに當り貴族院は審判の末ミッドル、セックス侯は官職に就くを得ず王に對

して科料を拂はざるを得ず爾後貴族院に着席するを得すと判決したり然れども是等の場合に於て君主若し其赦免の特權を行ひ其權利を回復するに於ては又着席し投票するを得ること論を俟たず最後に掲ぐべきは誓約のことなり庶民院議員が着席を爲すの前誓約を爲すを要することは前に述べたる處なるか貴族は其後殆んど百年の間誓約の義務を負はざりき然れども今日に於ては貴族も亦庶民と同じく誓約するにあらずんば着席を爲すを得ず君主が爵位を授與することに付ての制限貴族を國會に召集することに付ての制限及び着席と投票とに關する制限は之を説明したるか故に次に貴族か如何にして着席し投票するの權利を得るかと云ふことを研究するを要す今之を説明するに當りて第一に合併王國の貴族は如何にして此權利を得るかを述べざるべからず抑も合併王國の貴族はノーマイス、ペーラントと稱する授爵狀を王より受けて始めて貴族に任せらるものなるが此ノーマイス、ペーラントには必ず召集狀の附帶するものなり貴族始めて貴族院に入るや其授爵狀を大法官に呈し大法官は之を朗讀せしめ之と召集狀とを貴族院の日誌に登記せしむるなり而して其後新たに

國會の開かるゝ毎に貴族は召集狀を受くるものとす若し未丁年の者父の爵位を相續して貴族となり其後丁年に達するに及びては大法官に向つて召集狀送付の請願を爲すを要す然り而して若し其場合明瞭にして疑ふべからざる時は大法官は直に召集狀を送附し新貴族入院の場合の如き儀式を履まずして直に着席せしむ然れども若し疑ふべき理由ある時は大法官は召集狀送附のことを附絶すべきを以て要求者は女皇陛下に對し請願を爲し女皇陛下は貴族をして其問題を評議せしむ此の如き場合には貴族院中の特權委員其要求を調査し之を院に報告し其報告の如何に由りて君主は或は召集狀を送付せしむ又は送付せしめざるものとす

蘇格蘭の貴族は代理貴族を出だして貴族院に着席し及び投票せしむるが故に今此代理貴族が着席及び投票の權利を得る方法を述べざるべからず女王アン六年の法令に由るに新國會の召集せらるゝに當て君主は勅令を以て蘇格蘭の貴族をエウヰンバラ府に會せしめホーリールドに於て代理貴族の撰擧を爲さしむ此撰擧の方法は稍奇なる處あるが故に其手續の概略を茲に述べし蘇格蘭の貴族は

長きテーブルの周りに座しロードクラーク、レヂスターと稱せらるゝ官吏貴族の姓名簿を讀み上くれば各貴族は之に對て其出席を證明するを要す之は姓名簿と云ふよりも寧ろ爵位簿と稱すべきものなり故に一貴族にして數爵位を有する時は數度其名を呼はるゝことあるへしロードクラーク、レヂスターは右の如く姓名簿を讀終りたる後再びこれに付て各貴族の名を順次に讀み上げ各貴族はこれに應じて起立し己れが投票せんと欲する名を讀み上げさるゝからず而して貴族は數爵位を有し得ると雖ども投票は一人一度を限りとす此手續きの終りに於てロードクラーク、レヂスターは出席貴族の委託されたる代理投票を集め而して總ての投票を計算したる後最も高點を得たる十六人の姓名を讀み上げ出席貴族の前に於て直に復命書を制し調印を爲さるゝからず此復命書は中央政府の大法官應の書記官に宛て送る者にて書記官はこれを上院の書記官に傳送せさるゝからず右述ふるところに由れば蘇格蘭代理貴族は合併王國の貴族の如く特に召集狀を受くるものにあらすして一般の勅諭に由て撰擧せられ貴族院に出頭して誓約し着席を爲すものなり蘇格蘭代理貴族は國會の解散まで其着席及び投票の權利

を有するものにて摠撰擧と共に改撰せらるゝものなり以上述べたる撰擧の規則に由る時は投票を爲すの權利を有せざるものと雖も或は投票するが如きことなしと云ひ難し何となれば姓名簿中の爵位を代表するとして撰擧會に出席する者は別段其權利を證明するの手續を爲さざればなり是を以て今上ヅ井クトリヤの御宇に至り法令を出だして此撰擧法を稍周密ならしむることゝ爲せり此法令に由る時は第一に千八百年以後曾て投票に與れることなき爵位は姓名簿の中より除き去るを要す而して貴族院が特に指揮するにあらずんば此の如き爵位を代表したる者の投票を受取るを要せず第二に若し投票權に付て争を生ずる時は出席したる二人以上の貴族の主張に由りロード、クラーク、レヂスターは貴族院書記官に宛て、其事を報告し貴族院は特權委員をして之が調査を爲さしむべし第三若し或人或爵位を有し従つて投票の權を有すること明瞭なるに於ては其爵位の權利に由り投票を爲すに當て自ら之を爲さるべからず此三ヶ條の修正に由りて蘇格蘭貴族投票の權利少しく確實なるに至りたりと雖も而かも彼の二人以上の出席貴族故障を唱へざる時は投票權なきもの投票を爲すも如何ともする能はざ

るべし蘇格蘭代理貴族にして若し合併王國の貴族の爵位を與へらるゝ時は直に其代理貴族たる地位を去らざるべからず而して其欠を補ふが爲に特に撰擧會を開くを要す

愛蘭の聯合條例は愛蘭貴族の數將來に於て百人以下に減ずべからず而して其數に達するまでは王室は斷絶したる三家に對し一家の貴族を作るを得べしと定められたり愛蘭貴族の中二十八人は上院に於て愛蘭貴族全軀を代表するものとして撰擧せられ而して其撰擧されたる代理貴族は生涯國會の貴族たる權利を有するものなり愛蘭の貴族は惣て其代理貴族を撰擧するに當り投票を爲すの權利を有し而して若し愛蘭の新貴族王室より爵位を受くるに於ては英國の大法官は國會の書記官をして愛蘭事務尙書に其權利ある所以を傳へしむるなり又代理貴族の死せるが爲に補欠撰擧を爲すの必要あるに於ては愛蘭貴族中の二人よりして其死去の證明を英國の大法官に爲し英國の大法官は其證明を受取ると同時に愛蘭の大法官に對し召集狀を發して撰擧會を開かしむ愛蘭代理貴族の撰擧に付て責任を有するものは愛蘭事務尙書是れなり愛蘭事務尙書は大法官の命を受けて

愛蘭貴族に投票紙を送り五十二日を經過したる後其投票紙の寫しを貴族院に送らざるへからず而して此手續に依り當撰したる代理貴族は直に大法官より召集状を受領し其後の國會毎に又之を受領するの權あるものとす

次に僧貴族の貴族院に坐席を有する手續を述べし若し僧正寺院若くは大僧正寺院無住となる時には其寺院の長老より其旨を大法官法廷に通知せざるべからず此通知を受くると同時に政府は其寺院の僧侶に後住の撰舉を爲すべしと命じ若し十二日以内に撰舉を爲さざる時は貴室より之を命ずるものとす後住撰舉の事終りたる後其當撰したるものは其寺院の僧侶に向て承諾の旨を報し且王室に向て服従の誓約を爲すを要す此儀式を終りたる後當撰したるところの人は始めてロイド、ビショップとなるを得るなり然れどもロイド、ビショップの撰舉は王室の裁可を受くるを要す即ち僧正撰舉の事終ると同時に王室は僧正の場合に於て其州の大僧正に大僧正の場合に於ては其州の僧正四人若くは大僧正一人僧正二人に對して大聖を給せる勅書を發するを要す此勅書を受取りたる後其州のバイカー、セラルと稱するもの惣て撰舉に關することを調査し毫も不都合なきを見認めて

扱僧正就職の式を行はしむるなり此式を畢りて後僧正は始めて其宗教上の職務に當るを得べし然れども當に之のみにては未だ其寺院に關する俗事に關係するを得ず是を以て僧正は女王に對するハメーカの式を行ひ忠勤の誓約を爲さざるべからず此の如くにして僧正の地位始めて全きに至り寺院の俗務に關係するを得併せて召集状を受領し國會に出席するを得るなり

僧正の國會に出席するに就ては其出席するは僧侶たる資格を以て出席するか或は又其貴族として所領を有するの資格に付て出席するかと云ふ説に付き古來大に議論ありたりと雖も要するに僧侶たる資格に於て出席するものにして其の寺院に附屬する所の所領の爲に出席するにあらざるや必せり今其所以を茲に詳言せずと雖も其召集状の字句俗貴族の受領する召集状と異なる所あるに依りて明瞭なりと云はざるべからず

貴族院が刑事の審判を爲すの場合に在ては僧貴族は判決を爲すの前に退席するを例とす之は僧貴族の請願に依りて爲す所のことにして其權利と稱すべきものにあらざる僧貴族若し其僧正寺院の住職たる職を辭するに於ては貴族院の坐席も

同時に失はざるべからず然れども其位階及び特權は任職を辭するの後に雖も有するものとす前にも述べたるが如く英國の國會に出席すべき僧貴族の數は二十六人に限る而して其中の五人即ちカンマブリ。ヨークの大僧正倫敦。ダルバム。ウヰル。シチエストルの僧正は常に國に於て坐席を有し其他は年長の順序に依り召集狀を設くるものとす

最後に法務貴族の着席及び投票の權利に付き一言せざるべからず抑も英國の貴族院は英、愛、蘇に於ける女王の法廷に對して最後の控訴法院たる地位にあるものなり而して貴族院が其法務に干係するに當りては三人の法務貴族必ず出席するを要するとは千八百七十六年の控訴條例に依りて定められたる所なり法務貴族は三種に分る其第一は大法官にして第二は曾て司法部にありて高等の職を奉じたる世襲貴族なり而して第三は通常法務貴族なり扱此三種の中に於て特に説明を要するは通常法務貴族のことなり通常法務貴族なるものは通常貴族院に出席し着席及び投票を爲すものと大に異なりたる性質を有するものと云はざるを得ず茲に述べたる控訴條例は二人の通常法務貴族を任命すべき權を王室に與へた

り而して通常之に任せらるゝものは二年間高等司法官の地位にありたるものか又は十五年間英、愛、蘇三國の中何れの國に於てか代言人たりしものなるを要す其給料は一年六千磅にして國會の請求に依らすんは職を免せらるゝことなし且通常法務貴族は其一代限り男爵を授與せられ貴族院に出席すへき召集狀を受領し他の貴族と同しく着席し及び投票するの權を有するものにして曾て法務にのみ干係すへきものにあらす

貴族院の事に關する説明を終るに臨みて困難を避くるか爲に各種の貴族の貴族院に出席する權利に差等あることを再び綜括して此處に述べし貴族院の議員中着席し及び投票するの權利子孫に傳はるは合併王國の貴族に限るなり其他愛國の代理貴族は其一代の間此權を有するに止まり蘇格蘭代理貴族は總選舉の時再撰せられすんは此權利を失ひ僧貴族は僧正寺院の任職を辭すると共に此權利を失ひ而して法務貴族は其法務を辭すると共に併せて着席及び投票の權利を失ふものと知るへし今又終りに臨み一言し置くへきことは英國貴族の等級是れなり第一等をヂュークと云ふ此爵位はエドワード三世の其子黒太子をコンォール

侯に任じたるを以て始めとす第二等をマークイスと云ふリチャルド二世の時より起る第三はアール是れなりアールは遡孫時代より存する處のものなりデスカウントと云ふ之はヘンリー六世の時始めて起る第五をバロンと云ふ其起原に付ては種々の説ありて其何れか是なるを知らず

第九章 立法の手續を叙す

國會召集の手續及び國會を組織する各分子の事は已に説明し終れり即ち以上述べたる處に依りて英國の國會は如何にして成立つものか如何なる原素より組織せらるゝものなるかと云ふことを説明せしを以て次に國會は如何にして立法を爲すものなるかと云ふ問題を究めざるべからず夫れ英國々會の職務は一にして足らずと雖も其最も重要なものは立法の事業なるべし國會が行政部を監督し國務大臣を撰拔する職務の如きは重要ならざるにあらずと雖も國會の權力最も著しく表はるゝは立法の上にてなるべし國會が行政部を監督するは嚴重ならざるにあらずと雖も要するに間接なるを免れず其立法に於けるの働は之に反して直接なるものなり

今英國々會に於ける立法の手續を述ぶるに當りて之を三綱目に區別するを便利なりとす即ち左の如し

第一 國會の通常事務 公案

第二 會計案

英國憲法 立法の手續を叙す

第三 私案

是れより各に就て詳細に論述すへし

第一 國會の通常事務

甲 國會の日常事務 英國々會の日常事務を説明せんとするには先づ其職務の順序を説明し置かざるへからず然かせざる時は混雜を來たすの恐れあるへし而して先づ専ら庶民院の職務順序を述べんに之を其常令に徴するを以て最も簡便とす庶民院條例の第九十八條に曰く本院は毎日左の順序に依り事務を執るへし第一、私務第二、公共の請願第三、動議の豫命第四、書類提出の動議第五、欠席許可の動議第六、質議第七、當日の令

右條例中の第一に私務と稱するは私案の立法に關することなり此事の説明は一層重要な公案立法の説明を終りたる後に爲すへし條例の第二に云ふ所公共の請願なるものは國會に於て對議中なる政界上の問題若くは其他公共に關する事件に付て又は國會に於て對議中ならざるも其注意を促さんと欲する事件に付て或る地方若くは或る一縣の人々より國會に對して請願する處のものを云ふ此公

共の請願は須らく彼の私の請願と區別するを要す私の請願は私案立法の端緒となるべきものにして私案立法は私の請願を得て始めて着手せらるゝ處のものなり第三に云ふ處動議の豫告なるものに付てはサー、アースキン、メイの説明する處以下の如し各議員は問題を提出するの權利を有す之を動議を爲すと云ふ然れども議員に對し動議を爲し其説を聞かめんとするには豫しめ其豫告を院に對して爲すを要し之を令簿若くは豫告紙に記入するを要すと動議豫告の順序は大概以下の如くなり議員若し動議を爲さんと欲する時には先づ其姓名を豫告紙に記さるへからず書記官は集りたる豫告紙の數を計算し之を箱の中に投し其箱を振りて豫告紙を交ぜ合したる後箱を開きて一々に豫告紙を出たさるへからず而して豫告紙の箱より出づる順序に従ひ議長は其紙中に記したる議員の名を呼び職員は之に應じて直に豫告を爲し箱より出でたる番號に従て動議を爲すへき時日を定むる之第四の書類提出の動議とは議院に計算書若くは其他の書類を提出せしむるの動議之若し此動議に對して反對説出てさる時は常令を以て定めたる職務の順序に由り之か提出を許す者とす第五に欠席許可の動議とは議員が欠

席を爲さんとするに當り其許可を得るが爲に動議を乞ふことを云ふ議員は常に議院に出席すへき義務あるものなり故に若し欠席を爲さんと欲する時には議院の許可を乞はざるへからず而して議院は之を許すことあり又許さざることあり蓋十六世紀若くは十七世紀の交に在ては議員其選舉區の歡心を失ふことを恐るゝの念薄かりしか爲め随つて欠席を爲す者少なからざりしか今日に於ては此弊害大に減少したり何となれば選舉區は其職務を怠るの議員を擧せざればあり然れども今日に於ても議員若し甚しく其職務を怠る時は差官をして之を禁錮せしむること或は之れあり第六に質問と云ふは國會の事務に關し又は政府の政務に關し内閣の大臣或は議院の事務に關係ある議員に對し質問するを云ふ若し議員質問を爲さんと欲する時には議論的に質問を爲すべからず單に其要する處の答辨を得る所の目的を以て質問すべし而して此質問に對する答辨も議員の知らんと欲するの點を答ふるを以て足れりとす然れども内閣大臣は説明を爲すに當り往々質問外に涉るとなきに非ず又公共の利益の爲に答辨を拒むるを得るなり第七に當日の令動議の豫告と云ふとを説明せんに當日の令とは議院が或日に

於て討論すべしと定めたる問題若くは豫て豫告を爲し或日に於て動議すべしと定めある問題を云ふなり而して一週間の中月曜水曜木曜金曜等の日は議院が殊に種々の事件を一括して討論すべきが爲に定めある所の日なり而して是等の日に於て内閣は豫て政府の提出したる議案にして議院の討論するを許したる問題を先づ當日の令の第一の動議として問題と爲すを得べし但し水曜日は其限りにあらず金曜日には於ては供給委員會及び方法委員會の問題を當日の令と爲す故に動議の豫告は之を火曜日に於て爲すを以て至當とするなり

乙 庶民院に於ける公案

總て議案を國會に提出せんとするには先づ動議の豫告より始めざるべからず議案は貴族院及び庶民院の何れより議するも妨げなしと雖も重要な議案は先づ庶民院に於て之を議し而して貴族院に移すを以て通例と爲すが故に茲には庶民院を先きとして叙述すべく貴族院に於ける議案通過の手續庶民院と異なる所は後に注意するととなすべし已に前に述べたるが如く議員若し議案を提出せんと欲するには之が豫告を爲さざるべからず而して豫告をなすに當ては簡單に其要

旨を説明するを以て足れりとす豫告終るに及びて庶民院は動議及び賛成者及び同意者に原案を調製し之を提出すべしと命ぜざるべからず是に於て議案は直に院に提出せらるる之を提出する議員は院の欄ぐらに現はれ議長の其名を呼び卓前に持ち來たすべしと命ずるを俟て其れを書記官に渡すを要す書記官は之を受取りて其題名を朗讀す次に第一讀會を開くべきかと云ふ問題と之を印刷せしむべきかと云ふ二の問題起り而して第一讀會の式終る時には更に第二讀會を開くべき日を院令を以て定むるなり以上の如くにして議案は所謂當日の令と稱すべき者となり而して第二讀會を開くべきの日に至れば議案の第二讀會を開くべしと云ふ動議起る蓋し議案大體に付ての議論は多く此時に於て起る者にして其運命は此時に於て定めらるるものなり此場合に際し議案の反對者は今日より六ヶ月以後に第二讀會を開くべしと動議し開期内に之を議する能はざらしむるが如き動議を爲すを得べく又は直接に第二讀會を開くべからずと反對するともあるべく或は修正の動議を提出し原案の性質を全く一變せしむるが如きことを勉むることもあるべし

若し議案にして第二讀會を通過するに於ては之を全院委員會に委託するを以て定例とす全院委員會を開く前には此院を全院の委員會と爲すべしと云ふ決議を経さるべからず議長は此時に於て余は此坐を去るべきかと云ふ疑問を起し若し可決さるゝ時には議長其坐を去り全院委員會の會長代て主宰するなり全院委員會に於ては議案を逐條に審議せざるべからず而して全院委員會其日の審議を終る時には庶民院議長再び其席に就くなり此時に際し全院委員會長は議案の審議に關する進歩頗る宜しき旨を述べ再び會長席に就くの機會を與へられんことを請求す是に於て委員會は或日に再び開會せらるべしと云ふ命令を議院より發するなり議案委員會の手に在る間は如何なる修正を爲すも妨げなく各條を修正し若くは削除するも固より委員會の權限内なりと雖ども現存する個條に付て審議を終るまでは新々條の動議を委員會に於て爲すを得ず若し議案委員會に於て檢査済となる時は會長は議院に報告し議院は之を檢閱すべしと命ず此檢閱の時に際し議院は尙ほ修正の動議を爲すことを得新々條を附加する動議を爲すを得而して若し其れ等の動議にして錯雜したるものあるに於ては再び議案を委員會に

於て審査せしめ其終局を俟て再び議院に於て檢閲を爲すを要す議案の檢閲終りたる後第三讀會を開くべしと云ふ動議起る第三讀會開け議案通過する時は書記官をして議案を貴族院に持參せしめ其同意を望むべしと云ふ動議を爲し而して庶民院と議案との干係は是に於て終結するものとす

次に貴族院に於ける議案通過の手續を述ざるべからざるが其前に於て以上述べたる手續の當て籍まらざる二つの場合を注意せざるべからず第一は宗教貿易及び財政に關する議案なり庶民院の常令に由るに宗教に關する議案及び宗教に關する法律の變更又は貿易に關する議案及び貿易に關する法律の變更等は先づ全院委員會に於て調査したる後にあらざれば議院に提出するを得ず而して皇室に關する財務の議案も先づ全院委員會に於て調査するを要す即ち是等の事に關する議案は物て全院委員會の調査を經其議決を根本として議院に於て議するものとす財務に關することは其説明を暫く後に譲り今例として宗教に關する議案の議決法を茲に擧げんに千八百六十九年に於て愛蘭の國教を廢止する議案を議決する場合の如き先づ全院委員會に於てグラッドストーン氏動議を起し委員會々

長は愛蘭の國教を廢止すべき議案を提出すべき許可を院に乞ふべしと論じ其動議全院委員會に於て可決されたるが故に始めて國教廢止の問題院の問題となり同夜直に院に於て第一讀會を開くことなれり前に述べたる手續の當て籍らざる第二の場合には裁判所及び司法の事に關する議案貿易航海製造等に關する議案の調査を委員會に於て調査せしむるに當り全院委員會を以てせず千八百八十二年に於て始めて設けたる所の二つの常置委員會に於て調査せしむると是なり此方は庶民院が十五人の撰舉委員會をして議案を調査せしむる方法と全院委員會をして調査せしむる方法とを折衷したるものなり此調査委員會は六十人以上八十人以下を以て組織せられ其調査及び報告は全院委員會の場合と異なることなし蓋し此方法を設けたる所以は特權の性質の議案を議決するに當り全院委員會に於て無益なる長談議を爲し徒に時間を消費することを避けんが爲めなり此新方法果して當を得たると否とは今日に於て未だ明言し能はざる所なり

丙 貴族院に於ける公案

庶民院が公案を議決する手續及び議決したる議案を貴族院に送付するまでの手

續は前に之を述べたり故に此處に於ては貴族院が其議案を如何に處置するかを述べざるべからず庶民院より送付されたる議案は大概直に貴族院に提出せられ第一讀會を開くを常とす第一讀會を開きたる後は議案は貴族院の卓上に止まる者なり而して貴族院開會中なるに關はらず其後十二日を経て第二讀會の開かるべき報知なき時は其議案は其開期間消滅したる者とす然れども貴族院此議案を消滅せしめず其討議に取掛る時は其手續は別段庶民院に於ける手續と異なるとなし貴族院は殊更に修正を加へずして其議案を通過せしむるとあるべし然る場合には第三讀會の後庶民院に其議案を返付するとなく唯使を以て貴族院は殊更に修正を加へず議案に同意したりと申送るを常とす然れども若し貴族院にして議案を修正する時は第三讀會の後議案を庶民院に返し貴族院は修正を加へて議案に同意を表すべし而して貴族は庶民が其修正の條に同意を表することを望むと申送らざるべからず

庶民は貴族院の加へたる修正に同意するも將た同意せざるも固より其隨意なりと雖も同意するとせざるとに係はらず其理由を述べて貴族院に議案を返付する者とす貴族院及び庶民院到底議案に付て同意する能はず何れも他の修正を不満足なりとするの場合に於ては尙ほ双方意見の異なる所を調停し之と彼とを一致せしむるの方法二あり其一は彼の聯合相談會コンフェレンスと稱する所の者にして他は不同意なる院に於て委員を設け其不同意なる理由を枚擧せしめ修正したる議案に之を付して他の院に送る所の方法なり抑もコンフェレンス即ち聯合相談會は各院の指名したる議員が相會して其不同意なる點を熟議する所の集會之此相談の爲め相會する處の議員をマチーシャードと云ふマチーシャードの職務は不同意なる院を代表し他の院のマチーシャードに會し其不同意なる理由を開陳して他の同意を求むるに在り而して此聯合相談會と雖も自由聯合相談會と稱する者にあらずんば甲院の委員は乙院の委員に向て不同意なる理由を記載したる書面を朗讀し之を渡すに止まり別段問答等を爲すを得ず然れども自由なる聯合相談會に於ては相互に熟議して一致を計ることに盡力するも妨げなし此聯合相談會の禮式は甚だ嚴重なるものにして例へば貴族は坐するを得るも庶民は佇立するのみ庶民は帽を脱せざるべからざるも貴族は辯論を爲す時の外は脱帽するを要せず只出入の時

のみ脱帽する等のことあり然り而して實際より云ふ時には此コソフエレンスなるものは近代に於て多く用ひられず千八百三十六年以來兩院が自由相談會を開きたること曾てなく千八百五十一年に於て以來兩院相一致せざる場合に於ては互に使を以て其主意を述べべく兩院の中に於て特に聯合相談會を開くことを要求するにあらざんば之を開くことを爲さざるべしと議決したり

第二會計案

甲 總則

政費の供給及び租税の賦課に關する立法は特に注意するを要する處の點少なからざるが故に今茲に其大要を説明すべし第一に政費の供給及び租税の賦課に關する處の立法は庶民院の全く管理する處なり惣て供給に關する處の議案は先づ庶民院より始めざるべからず而して此議案は貴族の同意を要すと雖も貴族は之に修正を加ふる能はず第二に政費の供給及び租税の賦課に關する立法は政府よりの要求に由りて始めて着手せらるゝものなり第三に是等の立法は惣て全院委員會を開きて着手するを要す

政費供給の事に關する庶民院の特權を調査せんと欲せばリチャルド二世の御宇以前に遡るを要せざるなり博士スオップスの説に従へば惣て供給は貴族の忠告と同意とに由り庶民の爲すべき處のものなりと確定したるは此時を以て始めすと而してヘンリー四世の時此事に關する多少の紛紜ありたりと雖も却て其れが爲に此權利を確定せらるゝに至りたり千四百七年に於てヘンリー四世は先づ貴族をして其年度の豫算を議せしめ而して後庶民に告ぐるに其討議の結果を以てせり是に於て庶民は其特權を毀損せられたることを王に訴へたる故に王は直に其訴を聽納し自今以後惣て供給に關する報告は上下兩院一致したる後庶民院の議長を以て爲すべきこと定められたり然れどもチャールス一世の時に至るまで政費供給のと庶民院の特に爲すべきものなるを法文を以て見認められたるし然るに千六百廿五年に於て政費を供給する所のものは國會に召集せられたる陛下の庶民なりと明文に掲ぐるととなれり右の如く庶民は政費を供給するもの只に己れ等のみなることを主張したりしが十七世紀に至りて更に一步を進め貴族院は修正等の手段を以て此事に干渉すべき權利なしと議決したり即ち千六百七

十一年に於て庶民は庶民が王に與ふる所の惣ての供給を何人たりとも修正する能はずと議決し又千六百七十八年に於て陛下に奉ずる所の惣ての供給及び補助は庶民の純粹なる贈り物なり是等の補助供給を承諾する所の原案は先づ庶民院に於て決せざるべからずと議決し且是等供給の目的條件及び制限等を定むるは庶民の疑ふべからざる權利にして貴族院は之を修正し變更すべからずと議決したり此の如く貴族は會計案を修正する權を失へりと雖も廢棄するの權は之を有せり而して此廢棄の權は其稀に行ふ處なりしを以て千八百六十年に至るまで此事に於て曾て問題の起りたることなし然るに此年に於て庶民は其供給を承諾するに當り租稅賦課法の改正を爲し財産稅印紙稅を増加し紙類の稅を廢止することを議決したり而して貴族は租稅の増加案に同意を表したりと雖も紙類の稅を廢止するに於て同意するを欲せず遂に議案を廢棄したるを以て茲に一問題を生ずるに至りたり當時庶民は課稅のことに關する庶民院の特權を證明する處の議決を爲し且庶民は貴族が會計案を廢棄する權あるを見認むると雖も而も庶民は其廢棄の權を無効ならしむるが如く會計案を作るの權を有せりと議決せり當時

の議決は凡そ三ヶ條にして第一に補助供給を承諾するの權は庶民にのみ存在する旨を述べ第二條に縱ひ貴族は課稅に關する議案を廢棄するの權を有し且會計案全體を否決するを得ると雖も而も貴族は從來其權を行ひたること稀なれば庶民は貴族が其權を行ふが爲に其供給を承諾し政費を準備するの權利を傷ふこと少なからずと思ひし貴族が其權を行ふことを好まざる旨を云へり第三に於ては將來に於て貴族が不必要なる場合に此權を行ふことを妨ぐるか爲め且課稅及び供給のことに關して庶民の正常なる權利を守るか爲に庶民は租稅賦課の權供給を承諾する權を一層確守して其事項其方法其時機等を定むる權利を失はざらんことを勉むべしと云へり

會計案の議決に關し庶民院が殊に權力を有するとは右に述ぶるが如くなるが庶民院が政府の要求を受くるにあらずんば會計案を議せずと云ふの一事も亦最も緊要の事と云ふべし凡そ政費に關する請願若くは政府の收入を承諾するの動議等は其コンソリデータードフランドより拂ひ出すべきものと時々國會の議決に由り供給すべきものとを問はず政府の要求を受くるにあらずんば國會は其議事を

開くとなし故に庶民院は政府に供給すべき金額を定め之を徴収する方法を定むると雖も政府の要求を俟て定むるものにして自ら進んで之を定むるとなし政府の責任大臣は庶民院に於て供給の事を發議し且之を使用する方法までも發議するなり是に由て之を觀れば政費供給の事に關する政府貴族及び庶民の關係は彼のサーアロスキントンメイの言葉に由て簡單に説明するを得らるべしメイ曰く政府は政費を要求す庶民は之を許諾す而して貴族は此許諾に同意を爲す然れども庶民は政府が要求を爲すにあらずんば政費を議決するとを爲さず且其議決したる若くは議決せんとする供給の額に必要なが爲と政府収入の不足を補ふが爲にあらずんば租税を課し若くは之を増加するとを爲さず政府は租税の性質及び其分配の事に關して干係することなし然れども物て國會に於ける課税の根原は政府が其憲法上の責任者をして政費を補ふが爲に必要なりとし庶民院に於て要求せしめたる處に依る云々と

會計案の事に關して述べざるへからざる最後の特質は千七百七年三月二十九日に於て庶民院の常令に依り定めたる處是なり曰く庶民院は全院の委員會に於て

するにあらずんば物て會計に關する請願動議若くは原案を審議せざるへく政府に屬する處の貨幣の處置に關することを議せざるべしと而して此事を説明せんとするには庶民院が如何なる方法に由て政費を供給するかを述ふるを要するなり

乙 供給委員會

政府の収入は如何なる道より得らるゝものなるか政府各部の費用を制限する處の方法は如何なるものなるか等は茲に論ずべき限りにあらず是等の事は行政部のことを講ずるの場合に宜く述ふべきの事たり此處に於ては庶民院が如何なる方法に由り政費を政府に供給するか如何にして供給の得らるべき道を定むるか如何に其爲したる所の供給を適用せしむるか等の問題はなり夫れ庶民院が勅語に對して爲すべきの奏議を議決したるの後直に二個の議決を爲すなり其一は或日に於て供給委員會を開くべしと云ふとにして其二は或日に於て方法委員會を開くべしと云ふとあり給供委員會を開くに先達ち政府各省の費用に關する各科目の豫算は各省の責任大臣に由り庶民院に提出せらるゝなり而して豫て定めたる

る日に於て庶民院は供給委員會を開くものとす尤も都合に依り後日まで其開會を延會するとあり千八百二十二年までは供給委員會を開くに先達ち議長其席を去るべしと云ふ動議の起るに當て如何なる議員にても其動議に對する修正案を提出するを得たり蓋此修正案は庶民院が政府の供給を許諾する前に當て弊害を矯正する権利ありと云ふ古來の原則を守るよりして起りたるものなれば必ずしも原動議と干係あるを要せず故に豫て供給委員會を開くべしと定めあるの夜議長今席を去るべしと云ふ動議起りたるに當り或る議員はドナケルの海岸に築港を爲すべし紅海中の一島に燈明臺を建築すべしと云ふが如き動議を原案の修正動議として提出するも妨げなきなり然るに千八百八十二年に於て議事法の改正あり水曜日及木曜日の當日の令にして供給委員會を開くことならしめは議長は別に其坐席を去ることに關して議員の意見を問ふことなく直に坐席を去るべしと定められ之か爲め修正の動議を起すの機會は是れなきこととなれり庶民院委員會となるに於ては提出せられたる豫算を調査せざるへからず責任大臣は其豫算に對して全軀の説明を爲し然る後各課目を別々に審議して投票を爲すなり委

員會一回終る毎に委員會は其事務の進歩を院に對して報告し再び委員會を開くの許可を乞はざるへからず故に委員會終るに於ては議長再び其席に着き委員會々長は第一に委員か如何なる決議を爲したるかを報告し院は其報告は或る豫定したる日に於て爲すべしと命す第二に再び開くべき許可を乞ひ院は或る豫定したる日に再び供給委員會を開くべしと決議す委員會より報告を受くべき時至るに於ては供給の各課目は院に向て報告せられ而して院は此各課目を特に定めたる目的に使用する爲め陛下に供給すべしと決議す開期の終りに於て惣て此等の決議は適用條例の中に含蓄せしむ適用條例の事は後に説明すべし

丙 方法委員會

供給委員會は政府に許諾すべき金額と及び何の目的の爲に之を許諾するかを定むる所のものにして方法委員會は如何にして其金額を募集するかの方法を定むるものなり此委員會の爲す所を理解せんと欲せば政府の收入に關する或る事實を豫め記臆するを要す抑も國民より徵集する政府收入の多分は毎年庶民が許諾するものにあらずして毎年改正するを要せざる法律を以て定めあるものなり故

に租税の多分は國民が特に其議を更ふるにあらざれば年々据置く者にして而して其租税より生ずる所の者はコンソリディアツドファンドと稱する財本中に拂ひ入れるゝなり故に國會の許諾する惣ての供給は二源の一より來るものなり即ち毎年引續く所の租税の收入より來るものにあらざれば新に賦課したる租税の收入より來るものなり而して方法委員會なるものは此徵集の方法に關して決議を爲し之を院に報告するとを司る委員會は次の會計年度の豫算を主税尙書大藏大臣より受領す主税尙書は其會計年度の費用とコンソリディアツドファンドに拂ひ入れらるゝ引續きたる租税の收入とを比較し其不足を補ふに新税徵收の方案を以てして之を委員會に提出するなり供給委員會の職務は之に依て二種あることを悟るを得へし即ち其第一はコンソリディアツドファンドより政費を支出することを承諾することにして其二は主税尙書の提出したる新税案を調査し費用と收入と相適はしむるか爲めの方案を議定することは是なり方法委員會は毎會の終に其決議を院に報告し且方法委員會に於けるか如く委員會の決議は翌日院に於て調査し其採否を決するなり而して委員會の事務決了せざる日には更に豫

定の日に開會すへき手續を院に於て採用する時は之を更に議案の休裁に調製せしむるなり而してコンソリディアツドファンドより支出を許すことに付ての委員會の決議を院に於て採用するときには其決議を調製して適用條例案と爲すを要す

丁 適用條例案

適用條例案の事を述ふるに當りては大藏省主税省及び會計検査院を始めとして政費を支拂ふに當り國會の意思を貫徹せしむるか爲の機關を説明せざるへからずと雖も是れは行政部の事を説くに當りて述ふるを以て順序と爲すか故に茲に論ずることを爲さるゝるへし唯此處に於ては政費と稱するもの即ち政府の收入を爲す處の金額は普國會の許諾を得るにあらずんば支拂ふこと能はず而して政府が毎年收入する處の金額の三分の二は其年議會を通過する適用條例によりて夫々格段の目的に適用せらるゝ者なりと云ふを以て足れりとす既に前にも述べたるか如く或る租税は毎年賦課すると否とを定むると雖も或る他の租税は毎年其手續を爲すを要せず夫と同一しく或る支拂は毎年國會の許諾を要すると雖も或る

他の支拂は毎年許諾を要することなし例へば國債の利子を支拂ふことの如き法律に由りて其支拂を大藏省の委員に委任しあるか故に毎年の豫算に現はれ供結委員の討議に付せらるゝ必要なし然れども陸海軍其他各省の費用の如きは適用條例の中に含まるゝ者なるか故に其條例の定むる處に隨てのみ支拂ふことを得へきなり而して庶民院は一ヶ年の供給を一條例の中に含ましむるが爲め會期の終りに至るまで適用條例を整へず其終に至て始て整ふる者とす去りながら適用條例の通過する以前或る政費を要する場合固より小なからず而して若し其支拂を猶豫する時は不便を生ずると少なからざるべきが故に彼のコンソリデーテッドファンデより或る金額を支出すとを許すなり蓋し此事は庶民院が供給額と其適用とを定めたる時と適用條例の愈々通過する時との間の融通の爲めに外ならざるを以て其支出する金額は庶民院の許諾したる額に超過すべからざるは勿論なり適用條例貴族院の同意を得たる時は之を庶民院に返し國會閉會の時庶民院議員貴族院に召さるゝに際して庶民院議長は之を貴族院に持参し貴族院書記官長の手に之を引渡して而して女皇の裁可を乞ふものとす

第三 私案

私案の通過は今日に於て半ば立法の手續にして半ば司法の手續とも稱すべきものなり私案は先づ請願に由りて始まるものとす而して此請願を出だすものはプロモーターと稱し其通過に付て實際利益を受くる處のものなり私案は一個人のことに關係するあり一地方のことに關係するあり一組合のことに關係するあり私案の通過する手續は公案通過の手續と略ぼ同じくして而して其畧は同じきの點は其通過の手續に於て重要な點ならざるにあらずと雖も然れども私案のことに付て最も注意すべき且重要な點は委員會通過の一段なり私案に關する委員會は何れも撰拔委員會にして而して此委員會は恰も裁判所の地位に居り代言人は私案のプロモーター又は其反對者の爲に委員會の前に出て、議論を爲すを得へし私案通過のことを詳細に説明することは憲法の大體を講義するに際して爲すべきことにあらず此處に於ては此半ば立法的にして半ば司法的なる議案の性質を示し其通過の大體の手續を説明するに止むべし

私案は十二月二十一日を以て始めて提出するものなり即ち此時に於て私案に關

する請願を庶民院中なる私案局に出たし且つ院の常令に隨て私案の寫及び其他説明となるべき書類を出たさる可らず而して私案の通過に反對するものより亦私案局に書面を以てプロモーターより出たしたる請願及び書類は院の常令に適はざる旨を論争するを常とす一月の十八日に至りて請願及び反對の理由書は二人の調査官に由りて調査せらるゝなり此調査官の一人は貴族院の命ずる所にして他の一人は議長庶民院の命ずる所なり此調査の時に際し請願を維持するもの出席せざる時は直ちに之を棄却するの順序なりと雖も大概私案通過を欲する者より人を出たして曩に呈したる請願は常令に適當するものなることを證明するを常とす而して此時に際し反對の理由書を出したる者の言も亦調査官の等しく聞くを要する處なれども調査官は此場合に於て反對の理由書を出したる者をして私案其者のとに付て説を述べしむ可らず唯請願の常令に適ふや否やに付て説を述べしむるなり調査官は且此時に於て證據人を調査するとを得而して調査を終りたる後請願書に裏書を爲し之を私案局に返付する者とす若し調査官の裏書にして請願は常令に適ふものなりと云ふの主意なるに於ては夫れを以て常令

に適ふ者なりと見做すと勿論なれども若し調査官の裏書反對に出づる時は調査官は先づ其旨を庶民院に報告し貴族院にも亦請願の常令に適はざる旨を保證せざるべからず然り而して縦ひ調査官が請願を以て常令に適はざるものと爲すと雖も夫れが爲に私案は棄却されたるものなりと爲すべからず調査官が裏書を爲せる後三日以内に於て庶民院議員の一人より請願を直に庶民院に提出するを得るなり然る場合には庶民院は十一人の議員を以て組織したる常令委員會なるもの之を調査せしむ常令委員會は常令に拘はらず請願を受理すべきや否を調査するなり而して縦ひ委員會に於て反對の説行はれ請願を棄却すべしと決議するも夫れが爲めに必ず棄却せらるゝものと云ふを得ず何となれば庶民院は委員會の報告如何に係らず之を受理することあればなり

右の手續を経て請願受理せらるゝに於ては私案の第一讀會を開くものとす而して第二讀會を開くの前に當り再ひ之を私案局に廻はし私案の牒裁常令に適ふや否やを調査せしめ而して第二讀會を開くものとす第二讀會に於ては私案の大體に關して討議を爲すと雖も然れども公案の第二讀會に於けるか如く大體の主意

を是非するは其目的にあらずして軀裁に於て不都合なることなきや否やを討議するが其目的なるが如し第二讀會を終りたる後議案は委員會に委託するものとす若し議案にして鐵道堀割等に關するものならしめは専ら是等のことに關する常置委員會に於て之を調査し若し他のことに關するものなれば別に撰拔委員會を設けて之を調査せしめ而して其軀裁を調へたる後更に四人の議員及び一人の顧問を以て組織する處の委員會に之を托するなり私案に關する注意は只之のみならず庶民院の方法委員會々長貴族院の委員會々長は私案の委員會の手に委託さるゝ前に一應之を調査せざるべからず而して方法委員會々長は庶民院議長の顧問官の補助を受くるを得べし而して方法委員會々長及び貴族院委員會々長は庶民院若くは之を調査する委員の會長に對し之に關する事情を報告するを得又修正の案を提出するを得修正の案は其私案に關係ある諸官省よりも亦提出するを得へし例へば鐵道の私案に關して商務局より修正説を提出するが如し私案通過に付て最も肝要なる一段は此の委員會通過の一段なり此委員會は前の調査委員の如く唯軀裁に關する双方の説を聞くに止らずしてプロモーター及び

反對者より各代言人を出たし私案其ものに付て痛快なる議論を爲し且双方より證據人を出して證言を述へしむる等頗る活潑の争を聞くの地位に在るなり併しながら私案の反對者は其説を述へる前に種々の手續を経ざる可らず例へば私案の第一讀會の十日前に請願を私案局に出だし且つプロモーターの反對者の出てゝ説を述ふべき謂はれなしと云ふ議論を排駁する準備等即是なり委員會は私案のプロモーター及び其反對者の爲に出る處の代言人の説を聞き證據人を調査し而して若し私案の前文委員會の満足するが如く證明せらるゝ時は各々條に付て更に双方の説を聞くも雖も若し前文にして廢棄さるゝ時は私案は其儘廢棄となるなり委員會は私案の調査を終りたる後其結果を院に報告す而して院が之を通過する以下の手續は公案の場合と異なるとなし但し裁可のことに付て少しく異なる所あれども夫れは裁可の事を述ぶるに當て説明するとなすべし
總て立法のとは各院が其議事を整頓するが爲めに用ふる所の規則に由ると多きが故に今此章を終るに臨みて其規則に付て一言せざる可らず議事を整頓するが爲め規則三種あり第一は常令にして之は永久の規則なり常令と雖も改正さるゝ

となきにあらずと雖も國會の代る毎に必ずしも改む可きものにあらず第二は會期令なり是れは其一會期の間有効なる令にして若し次の會期に於ても有効ならしめんとならば其會期の始に於て更に議定せざるべからず第三は不定令及び其他の決議なり是等は國會の閉會と共に効力を失ふものとす

第十章 國會に於ける王室

余は英國の庶民院及び貴族院を議案の通過する順序を述べたり而して此議案にして法律とならんとするには女皇の裁可を要すること勿論なり故に是れより歩を進めて國會に於ける王室の職務を説かざるべからず之を説明するに當りては唯に王室が議案を裁可する手續を述ふるに止まらず總て王室と國家との關係を説明せんと欲す即ち左の如し

第一 王室が國會を組織し及び之を閉ることに付て

第二 國會の開會中王室が其希望若くは説を國會に通知することに付て

第三 國會の議決したる議案を裁可し法律案を法律たらしむることに付て

第一 王室が國會を組織し及び之を閉ることに付て

英國の國會を組織する處のものは王室なり上下二院は女皇の召集に由りて集會し女皇の許可に由りて開會し女皇の欲する間存立するものなり余は前章に於て國會を召集し開會し閉會し及び解散するとの手續を説明したり故に此處に於ては王室は國會を召集することに付て如何なる義務を有するかと云ふとを説明す

るを以て足れりとす蓋し此事に關する法律は只に三種あるのみ而して此三種の法律の規定したる處を觀るに國會の召集及び開會に關する法律上の保障は極めて不完全なることに驚かざるを得ず國會の召集及び開會に關する第一の法令はエドワード三世の時に由りたり此法令に由るに國會は毎年一度開會さるべく必要なる場合には數度開會すべしとあり然れども其後必要なる場合にはと云ふ文字全體に係るものと解釋せられ必要な場合には毎年一度又は數度開會されべしと讀まれたるが如し何となれば其後國會の召集せられざりし場合許多ありたればなり國會召集のことに關する第二の法令はチャールズ二世の時に由りたり長久議院は曾て法令を定めて曰く若し王にして三年間國會を開かざることあるに於ては貴族は召集狀を發すべし而して貴族若し之を開くことを怠る時は撰擧者は自ら集りて庶民院議員を撰出すべし云々と然るに千六百六十四年に至りて國會は此法令を廢し陛下の正當なる特權を侵したるものと爲せり然れどもチャールズ二世即位するに及びて更に國會の集會は決して三年以上中止されべからざると云ふの法令を發したり第三の法律はウヰリアム及びメリーの時に由りたり而

して其主意とする處は又國會の解散後三年の内には如何なることあるとも開會せざるへからざることを規定したるに過ぎず以上述ふる處に依りて見れば國會召集に關する法律中毎年之を召集すべしと明瞭に定めたるものなく三年以上中止することなかるべしと云ふことを定めたるものゝみに止まれり且以上の法令は王室若し三年以上國會を開かざる場合に於て別に之を開かしむるの方法を設けず彼の長久議院は其方法を設けたりと雖も後に至りて終に廢止せられたり或は説を爲して曰く縱ひ法令の毎年國會を開くことを規定するなきも政府に政費を供給するの必要は毎年の開會をして止むを得ざらしむるものなりと然れども曩に方法委員會のことを説くに當りて論じたるか如く政府の收入中には永久のもの頗る多く縱ひ毎年の課税を爲さるも一時の間は差支を生ずるか如きとなかるべし蓋し思ふに國會をして毎年集會せしむるの原因は供給の不足にあらす寧ろ供給の適用を議決すること、陸軍條例を議決すること、是なり若し國會にして供給の適用を爲さずんば豫て法律を以て定めたる支拂の外政府は如何なる支拂をも爲すこと能はず例へば國債の利子は拂はるべきも水夫若くは兵士の

給料は拂ふことを得ず退職議長の年金は拂ふを得べきも裁判官の給料は拂ふを得ざるが如きこと是なり蓋し政府の収入する處は之を支拂ふに充分なりとするも其支拂の三分の二は國會の適用條例を議決するにあらずんば支出するを得ざるなり然り而して彼の英國の陸軍は毎年國會の議決を待て存立するものなり平和の時に於て常備軍を具ふるは法律に違へり而して國會は毎年之を置くの必要ありとし後年限り之を置くの議決を爲すあり且つ陸軍の規律を定むるが如きも毎年國會の議決に依りて有効となる者なり是に由て之を觀れば英國の法律に於て別に毎年の開會を規定するものなしと雖も適用條例及び陸軍條例の議決を爲すの必要よりして是非とも毎年之を召集するの必要を生ずるものと云はざるべからず

第二 國會の開會中王室が其希望若くは説を國會に通知することに付て君主若し其意を國會に傳へんと欲する時は開會若くは閉會の場合に勅語を以て之を爲すか然らずんば使を國會に送りて之を爲すを要するなり何となれば君主は貴族院に於ける討議を玉座に出御して聽き給ふを得ると雖も討議に干係する

とは爲すを得ず國會の開會若くは閉會の時に際して君主の述ぶる處の勅語は英國と外國との干係内閣より正に提出すべき議案貿易の景况收獲と天氣との干係等を開會の場合に於て述へ開會の場合に於ては國會の許諾したる供給に附ての語言其開期中立法上の成功に付ての祝辭等を述ふるなり

貴族院の會議に君主の出席することは中古の時代に於ては屢ありたることなり然るにチャールス二世の頃に至りて君主國會に出席して其議事を聽くこと稍稀になれるが爲め或る時チャールス不意に貴族院に臨みたるときに當り貴族をしてその例外なるに一驚を興せしめたり其後チャールス二世は屢貴族院に臨御して千六百七十二年より三年に涉りて八十九回の會議ありたる中に四十三回は王の前に於て會議したりと云ふ女王アンの崩御の後王若くは女王が貴族院に臨みて其討論を聽くこと絶てなくなりたり此時以後國會の開會閉會及び解散の場合及び議案を裁可する場合の外王の貴族院に出席したることなし然り而して英吉利の王が庶民院に臨席したることは極めて稀なり庶民院に臨みて其秘密討議の權利を侵したるものはチャールス一世の外にあらずチャールス一世が千六百四十

二年に於て庶民院に臨み政府に抵抗したる議員を捕へんとしたる事實は英國の歴史に詳なり

右に述るか如くなるを以て英國の君主は平生の場合に於て國會に其意を傳へんとするに於ては使を以てせざるべからず使を以て君主の意を國會に傳ふるの第一法は貴族院に於ては大法官庶民院に於ては議長に宛て公然君主の意を傳ふるの法にして其第二は此の如き公然の手續に出てす内閣員若しくは宮内官より口頭を以て君主の意を己れの附屬する所の院に傳ふるの法あり其第三は内閣員か貴族院若しくは庶民院に於て討議の際君主の意を傳ふるの法あり然れども此場合に於ては事實に關することのみを傳ふるを得院の決議を左右するか如きことを傳ふる能はず而して事實に關することを傳ふるに當りても院の許可を乞はざるべからざるなり今例を擧げて院の判斷を左右するが如き意を以て君主の意を院に傳ふる能はざることを示さんに千八百七十六年に於て庶民院の或る議員は討議中に述べて謂へらく政府の提出したる問題は暗に女皇の内意を受けたるものなり云々と此時に當り大宰相ヂスレーリは女皇の御爲に此説を排斥せざるべからず

とし述べて曰く予は此説を排斥せんと欲すと雖も先づ其れに付て院の許可を乞はざるべからず予は女皇の爲に辨明を爲すのことを女皇に命せられたりと雖も然れども院の許可なくして君主の名を討議の中に入るべしは院の規則に違背するが故に院は先づ予に發言を許すか否やを定めざるべからず若し院が發言を望むに於ては予は敢て躊躇することなかるべし云々と此時に於て庶民院の議長は判決して曰く院の知るが如くに院の決議を左右するの目的を以て女皇の名を討議中に用ふるは院の規則に違背すること勿論なりと雖ども若し名譽ある紳士の言にして事實に關することならしめば院の決議を左右するの目的に出づるにあらざらしめば院の許可を以て女皇の名を用ふるの不當なる理由を見出だす能はざるなり云々と

第三 國會の議決したる議案を裁可し法律案を法律たらしむることにつて次に述ふべきは立法に關する君主の裁可權なり此裁可權のことに關する歴史を讀み而して君主が往時に在て強大なる立法權を有したることを思ふ時には曾て君主の裁可を経ざる議案の法律となりしことあるを忘るゝの傾きを生ずへし英

國の歴史中には共和政の時代ありしことを忘るゝことなしとせず其後王政復古したりと雖ども千六百八十八年に貴族及び庶民がゼームス二世王位を退きたるに付てこれをウヰリヤム及びメリーに捧ぐへしと議決したることを忘るゝこと或は之れあらん且つ千七百八十八年に當りジョージ三世發狂したる場合に於て大法官サーローは縦ひ王發狂したるもサーロー自ら王の委任狀を製し之に大璽を鈐してサーロー自ら大王に代りて國會の議決を裁可するの權を與ふへしと論したることさへありたり是に由て之を見れば往時王權盛にして君主頻りに立法權を蠶食したる時代あると同時に他の極端の場合又屢之ありたるや明なり然れども余輩は彼のチャールス二世の第二の國會の議決したるか如く國會の兩院若くは其一院が王なくして立法權を有すると云ふ説は非なりと斷言せざるを得ざるなり

前章に於て説明したるが如く若し議案にして必要なる順序を経て議決せらるゝ時には次に王の裁可を受けざるべからず此裁可は君主自ら與へらるゝことあり或は委員をして與へしむることあり若し君主自ら國會に臨む時には已に上下兩院の議決を経たる議案は盡く之を君主に呈し其裁可若くは拒絕に任せざるべからず若し委員をして裁可を與へしむる場合には其委任狀に附帶したる目錄中の議案のみを裁可するなり君主議案を裁可すると共に國會の開會は終結を告ぐるものなりや否やと云ふとに付て曾て疑惑の起りたることあり千六百七十年に於て國會は殊更に議決を爲し君主が此議案を裁可するも其れが爲に會期の終れるにあらずと云ふことを議決したりしが今日に於ては此事明瞭なるに至り議案議決さるゝと同時に君主は直に裁可を與へ給ふことゝなれり

國會の議決したる議案に君主の裁可を與ふ處の書式三様あり第一は公案を裁可するの式にして之は十四世紀時代の諸王が立法に關する請願に對して裁可を與へたる時の書式と同一即ち君主が議案を嘉納する時には *Le roy le veult* なる語を記し若し之を嘉納せざる時には *Le roy sovensera* なる語を用ふ然れども近代に於て君主が議案を裁可せざりし場合殆んどあることなし此不裁可權はウヰリヤム三世が屢之を用ゐたりしか其以後之を用ゐたること殆んど稀なり今日に於て王室若し國會に提出せられたる立法案に不同意なる時は其未だ熟せざる時に於て反

對を試みざるへからず即ち其未だ上下二院を通過せざる時に於て之を處置するを要するなり即ち君主は其内閣員が提出せんとする處の議案に同意する能はざる旨を之に告げ若し内閣大臣其議案を提出せんことを主張して止まざる時は女皇は其職を免して更に他の政治家をして新内閣を組織せしむるも妨げなし而して君主は此の如き場合に於ては直に國會に賛成を求むるものと云ふへし然れども若し國會か前の内閣員に賛成し新内閣に信用を置かざる時は君主は國會を解散して直に國民に訴ふるの外手段を有せず而して撰擧區は君主の不同意なる議會に賛成する議員を再び撰出するか如きことあらは君主又如何ともする能はず此場合に於ては彼のマコーレイが云へる如く君主が輿論に屈するか位を退くか然らざれば人民と戦ふの外手段を有せざるなり

私案の裁可は公案の裁可と裁可の言葉を異にす君主私案を裁可する時には、*Soit fait comme il est desire* と云ふ言葉を以て之を爲すを常とす尤も彼の權利請願を裁可するに當り君主は私案に用ふる處の言葉を以て裁可したるとあり然れども權利請願は新法律の制定したるにあらざ古代の法律を守らんとを王に請願したる

ものなるが故に通常新法律制定を裁可する場合に用ふる言葉を用ひず私案裁可の場合に用ふる處の言葉を以て裁可するを適當と考へたるものなるべし又君主が會計案を裁可する時に於ては以下の如き言葉を用ふるものとす *La Reyne remercie ses bons sujets, accepte leur benevolence et ainsi le veut*

此の言葉は、君主が國會の決議を裁可するに當り、その決議の内容を承認し、その決議が法律として成立することを表明するものである。この言葉は、君主が國會の決議を裁可するに當り、その決議の内容を承認し、その決議が法律として成立することを表明するものである。この言葉は、君主が國會の決議を裁可するに當り、その決議の内容を承認し、その決議が法律として成立することを表明するものである。

第十一章 國會の司法權

英國の國會は立法權の外に司法權を有す即ち其司法權を有することはハイ、コート、オブ、パトリヤメントと云ふ名稱あるによりても明なりと云ふべし國會が司法權を有するに至りたるは専ら歴史上の沿革に由るものなれども其所以を茲に説明することを爲さざるべし英國の大法官ロード、コーク曾て曰く貴族は其院に於て司法權を有し庶民も其院に於て司法權を有す而して上下兩院相集りて又司法權を有す云々と蓋コークの説少しく過大にして如何なる司法權も貴族及び庶民に屬すると云ふことは實際に於て是をさと雖も然れども或る種類の司法權を有することは事實なり例へば貴族及び庶民は各々其議員に對し司法權を有し且其院を侮辱するものある時は之に對して司法權を有するなり又貴族及び庶民は其院の組織に關して或る種類の司法權を有し又其院の議員たらんとするもの、權利に就て或る種類の司法權を有す貴族は又貴族院議員が叛逆若くは重罪の嫌疑あるに當り之を審判するの權利を有し且合併王國の最高等法院たるを得るものなり而して貴族及び庶民相集り有する處の司法權は彼の彈劾權及び血液汚穢條

例を議決する權等なり英國々會の司法權を説くに當りて先づ彈劾のことより説明する處あるべし貴族院の法廷に於て庶民が彈劾を爲すことはエドワード三世の時に生まれり彈劾なるものは庶民が政府の大臣の行爲を制限せんが爲に設けたる處の種々の方法の一たるに過ぎず而して庶民が何の爲に彈劾權を用ひたるかと云ふことを知らんと欲せば千六百二十一年以後に起りたる五十四回の彈劾の中に於て十有九回は彼の有名なる長久議院の最初の三年の間にありたりと云ふの事實に徴して覺るを得べきなり近年庶民院が大臣の行爲を制限するの便法を發明し國會多數の賛成を得るにあらざれば事務を執る能はざらしめたる以來彈劾なる者其價値を失ひ殆んど無用に歸せりと云ふべし故に此百年の間に庶民院が彈劾權を利用したるは彼のオリレン、ヘスチンダスを彈劾したるの場合及びロード、メルセルを彈劾したる場合の外に一もあることなく此八十年間に庶民院か此權を利用したることは一度たも之あらず之に由て觀れば彈劾なるものは殆んど過去の事實と云ふを得べしと雖も然れども今茲に其方法に就て説明を爲すは全く無用のこと